

厚生労働省

番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	女性の活躍促進に関する法律の制定に伴う税制上の所要の措置
厚労02	若者育成認定企業（仮称）に係る割増償却制度の創設
厚労03	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長
厚労04	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労05	医療安全に資する医療用機器の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労06	社会医療法人の認定制度の見直しに伴う税制上の所要の措置
厚労07	非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設、その他の事業再編に関する制度見直しに伴う税制上の所要の措置
厚労08	オーファンドラッグ等の試験研究費にかかる特別措置（研究開発税制総額型）の対象の拡充
厚労09	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労10	仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充
厚労11	企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置
厚労12	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
厚労13	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
厚労14	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置
厚労15	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長
厚労16	商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長
厚労17	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設
厚労18	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）
厚労19	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充
厚労20	社会保険診療報酬に係る非課税措置
厚労21	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置
厚労22	特定の医療法人の法人税率の特例
厚労23	特定の協同組合等の法人税率の特例

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	女性の活躍促進に関する法律の制定に伴う税制上の所要の措置	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- ・ 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。
- ・ 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	女性の活躍推進に関する法律の制定に伴う税制上の所要の措置 (国税1)(法人税:義)(所得税:外)
2	要望の内容	女性の活躍推進に関する新たな法律の制定に伴い必要な税制上の措置を講ずる(新設)。
3	担当部局	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の能力をより十分に発揮することができる仕組みを構築し、女性の活躍推進を迅速かつ重点的に図ることが、我が国の社会の活力の向上及び持続的な発展のためにも重要である。 このため、女性の活躍推進に関する法律を制定し、税制優遇措置による経済的なインセンティブを付与することにより、女性の活躍推進に取り組む企業を増やし、より一層女性がその能力を十分に発揮し、活躍できる雇用環境の整備の実現を図る。 <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> 「日本再興戦略」改訂 2014—未来への挑戦(平成26年6月24日閣議決定) 第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 2-2 女性の活躍推進 (3)新たに講ずべき具体的施策 <p>⑥ 女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築 「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」の実現に向けて、女性の活躍推進の取組を一過性のものに終わらせず、着実に前進させるための新たな総合的枠組みを検討する。 具体的には、国・地方公共団体、民間事業者における女性の登用の現状把握、目標設定、目標達成に向けた自主行動計画の策定及びこれらの情報開示を含め、各主体がとるべき対応等について、検討することとされており、さらに、各主体の取組を促進するため、認定などの仕組みやインセンティブの付与など実効性を確保するための措置を検討する。 第14回日本経済再生本部(平成26年7月25日)安倍内閣総理大臣発言 秋の臨時国会に向けて、地方の創生と女性の活躍に係る法案を準備していきたい。また、具体的な制度設計に当たっては、改革内容が、いわゆる「骨抜き」となることが断じてないよう、各大臣はリーダーシップを発揮していただきたい。 </p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを生み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
		<p>施策大目標VI-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること</p> <p>施策中目標VI-1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること</p>
		《租税特別措置等により達成しようとする目標》
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
8 有効性等	① 適用数等	
	② 減収額	
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p>

9	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③	地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解			—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	若者育成認定企業（仮称）に係る割増償却制度の創設	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	/
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		/
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		/
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [将来の見込み]

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計について年度が不明なため、分析対象期間の年度ごとに適用件数及び適用額を明らかにする必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について年度が不明なため、分析対象期間の年度ごとに減収額を明らかにする必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用件数については304件と推計（注）し、適用見込額は約2,459百万円と推計している。

平成25年度及び26年度の若者応援企業数から、若者育成認定企業（仮）として認定される企業数を1,200社と推計し、そのうち研修に活用することができる施設・設備を充実させる見込みのある企業数を、若者応援企業へのアンケートから41%の492社（建物：246社、OA機器：172社、専用機材・その他：74社）と推計した。

しかし、租税特別措置の適用件数見込みについては、適用対象を取得価格20万円以上の建物・設備としていることから、20万円未満の購入も見込まれる「OA機器」や「専用機材、その他」に関しては、認定訓練助成事業の購入資産20万円以上の企業の割合を基に「OA機器：33社」及び「専用機材、その他：25社」とした上で、「建物：246社」を合計して304件と推計した。

（注）適用件数に関しては、便宜上事務方で推計した数値であり、労働政策審議会職業安定分科会等における議論により、変更の可能性がある。

なお、各資産に関する適用額の推計は以下のとおり。

【建物】

くるみん税制の適用実績を参考に、1社当たりの適用額を991万7,214円とし、246社への適用が見込まれることから約2,440百万円。

【OA機器】

認定訓練助成事業において、購入された20万円以上の資産の平均価格は約44万円であり、OA機器の償却期間を5年とした場合、償却率は50%となり、普通償却額が22万円、割増償却額が7万円となる。それらを合計し1社当たりの適用額を29万円とした上で、33社への適用が見込まれることから約9.6百万円。

【専用機材、その他】

認定訓練助成事業において、購入された20万円以上の資産の平均価格は約120万円であり、専用機材の償却期間を10年とした場合、償却率は25%となり、普通償却額が30万円、割増償却額が9.6万円となる。それらを合計し1社当たりの39.6万円とした上で、25社への適用が見込まれることから約9.9百万円。

「1,200社の推計」について

東京労働局平成25年度若者応援企業宣言企業（1,028社）の実績に基づき、認定要件を設定したところ、それらの要件を達成した企業が101事業所あり、サンプルの約1割に該当することから、27年度の若者応援企業宣言企業数の1割が若者育成認定企業（仮称）となると推計した。

なお、平成25年4月の求人数（約210万）と26年4月との求人数（約238万）を比較したところ、約1.14倍であり、25年度若者応援企業宣言企業数（約5,700社）に同比率を当てはめ26年度の若者応援企業宣言企業数を算出した上で、更にその数値に同比率を掛け27年度の若者応援企業宣言企業を推計したところ、約7,500社となる。

また、平成27年度から、民間求人にも若者応援企業宣言事業を拡大することを考えている。

公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）求人数と民間求人数との比較をすると、民間求人数はハローワーク求人の36%であるため、平成25年度若者応援企業宣言企業数約5,700社の36%に、1.14という増加率を掛け、26年度の若者応援企業宣言企業数を出し、更にその数値に同比率を掛けたところ、民間求人における27年度の若者応援企業宣言企業数は約2,700社になると推計した。

これらを足し上げ、平成27年度の求人数は約1万社となり、その1割の1,000社が若者育成認定企業（仮称）になると推計している。

なお、その1,000社以外に、「若者の雇用管理に課題がある業界等の自主的な雇用管理改善の促進」事業、新卒ハローワーク及びわかものハローワークにおける重点雇用管理改善指導の結果として、約200社が応援企業になると推計し、合計1,200社と推計した。

《200社の推計方法》

平成27年度若者応援企業宣言企業1万社の1割に働き掛け・支援を行い、成功率を2割と仮定し200社としている。

なお、2割の根拠は以下のとおり。

出典：JILPT「構造変化の中での企業経営と人材のあり方に関する調査」結果（2013）

<http://www.jil.go.jp/institute/research/2013/111.htm>

（注）企業に対し、「従業員の持てる能力を最大限発揮させるため、重要であると考えられる雇用管理事項は何か。その中で現在、貴企業が実際に取り組んでいるものはあるか」について複数回答にて調査。

企業が重要であると考えられる雇用管理事項と、実際に取り組んでいるものとの差（重要だと考えているが、実際には取り組めていない割合）に着目すると、両者の大きい順に、以下のとおりとなっている。

1位：「上司と部下のコミュニケーションや職場の人間関係の円滑化」（20.4ポイント差）

2位：「能力・成果等の評価に見合った昇格・昇進や賃金アップ」（18.0ポイント差）

3位：「安定した（安心して働ける）雇用環境の整備」（16.6ポイント差）

すなわち、コミュニケーション・人間関係、昇格・昇進、安定した雇用環境の整備について、重要と認識しているものの、実際に取り組めていない企業が、全体の約2割存在する。当該2割の企業は、重要性の認識は持っているため、国による働き掛け・支援を行えば、改善が進む可能性が高い。

以上を根拠として、応援宣言企業の1割に働き掛け・支援を行った結果の成功率を2割と仮定したものである。

「くるみんの適用実績」について

平成24年「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」において、くるみん税制を活用した社のうち中小企業は14社あり、その適用総額は1億3,884万1,000円であった。そこから1社当たりの適用額を991万7,214円と計算した。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

適用額を基に、建物についての減収額を約151百万円、OA機器についての減収額を約0.59百万円、専用機材・その他についての減収額を約0.61百万円と推計し、総額約152百万円と算定した。

【建物】 1社当たりの適用額 991万7,214円のうち、割増償却額 240万4,173円
 2,404,173円 × 246社 =591,426,558円
 591,426,558円 × 0.255 =150,813,772円 (約151百万円)

【OA機器】

70,000円 × 33社 =2,310,000円
 2,310,000円 × 0.255 =589,050円 (約0.59百万円)

【専用機材、その他】

96,000円 × 25社 =2,400,000円
 2,400,000円 × 0.255 =612,000円 (約0.61百万円)

(注) 適用件数に関しては、便宜上事務方で推計した数値であり、労働政策審議会職業安定分科会等における議論により、変更の可能性がある。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性 (評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明)

企業内人材育成の方法・内容は業界や企業規模等によって様々であり、その多様かつ自主的な取組を促進・支援するためには、特定の事業を促進させる補助金や規制ではなく、税制上の優遇措置によることが効果的である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	若者育成認定企業(仮称)に係る割増償却制度の創設 (国税2)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	企業における若者の人材確保・育成に係る取組をより一層推進するため、若者育成認定企業(仮称)が取得等した研修施設等の建物やOA機器等の設備についての割増償却制度を創設する。
3	担当部局	職業安定局派遣・有期労働対策部企画課若年者雇用対策室
4	評価実施時期	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 少子高齢化による人口減少社会の中で経済成長を実現していくためには、意欲と能力のある若者のより一層の活躍が不可欠である。 少子高齢化による人口構造の変化により、若者をはじめとした労働力不足が顕在化しつつある中、若者の採用・育成に積極的な中小企業等は多く存在するが、これらの企業が求人を充足したり、雇い入れた従業員の育成を図ったりすることに困難な面があることは否定できない状況にある。こうした企業の人材確保・育成の取組について、一層の支援を図ることは、中長期的に見た場合、企業の成長を後押しするものであると同時に、より多くの若者の育成・活躍にも資するものであり、日本経済の発展に寄与するものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 現在、厚生労働省では、一定の労働管理の体制が整備されており、若者の採用・育成に積極的な中小・中堅企業について積極的にPR等を行う「若者応援企業宣言」事業を実施しているところだが、当該事業を抜本的に強化することも含めて、次期通常国会への提出に向けて「若者雇用対策法」(仮称)を検討している。 本法では若者の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表し、離職率や所定外労働時間数、人材育成等の一定の要件を満たした中小企業等については、「若者育成認定企業(仮称)」として厚生労働大臣が認定する仕組みを設けている。こうして認定を受けた中小企業等への人材確保・育成の取組を経済的に支援することが、中小企業等への若者の定着を促し、中長期的成長を促進する上で極めて重要である。 なお、「日本再興戦略」改訂2014においても、当該事業の抜本的強化が求められているとともに、自民党・公明党からも認定企業に対する優遇措置についての検討が求められている。</p>

		<p>○日本再興戦略 改訂 2014—未来への挑戦—（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定） 第 II 3 つのアクションプラン 一、日本産業再興プラン 2 雇用制度改革・人材力の強化 2-2 女性の活躍推進／若者・高齢者等の活躍推進／外国人材の活用 (3) 新たに講ずべき具体的施策 ii) 若者・高齢者等の活躍推進 ① 未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の推進 就職準備段階から、就職活動段階、就職後のキャリア形成に至るまでの若者雇用対策が社会全体で推進されるよう、以下の施策をはじめとする総合的な対策について検討を行い、法的整備が必要なものについては、次期通常国会への法案提出を目指す。 ・ 「若者応援企業宣言」事業の抜本的な強化を図り、優良な中小企業の情報発信・採用を支援する。</p> <p>○自民党 雇用問題調査会 提言 「若者の雇用対策に関する提言—未来を創る若者雇用・育成の総合的対策を—」（4 月 23 日取りまとめ） 「若者応援企業宣言」事業を若者の適切な企業選択に積極的に協力する中小企業等の認定制度として、認定を受けた企業には各種の優遇措置を検討するなど、抜本的な強化を図る必要がある。」</p> <p>○公明党 雇用・労働問題対策本部 青年委員会 提言 「若者が生き生きと働ける社会の実現に向けて」（5 月 7 日取りまとめ） 「若者応援企業宣言」事業を引き続き積極的に実施するとともに、・・・認定制度として拡充し、認定企業への支援措置を新設すべきである。」</p>	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標Ⅳ-3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 施策中目標Ⅳ-3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p>	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 今後の労働政策審議会の議論により、定着率を含めた認定要件等が決められるため、現時点では達成目標の設定は困難。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 今後の労働政策審議会の議論により、定着率を含めた認定要件等が決められるため、現時点では測定指標の設定は困難。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —</p>	
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	<p>平年度の減収見込額：152 百万円 制度自体の減収額：0 百万円</p>

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 割増償却制度により、若者育成認定企業（仮称）における研修施設等の建物や OA 機器等の設備の取得等を支援することは、中長期的に見た場合、企業の成長を後押しするものであると同時に、より多くの若者の育成・活躍にも資するものであり、日本経済の発展に寄与するものである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 今後の労働政策審議会の議論に応じて達成目標が設定されるため、現時点では推計が困難。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 若者の採用・育成に積極的な中小企業等において、求人への充足や雇い入れた従業員の育成が進まず、企業の成長の足かせになると同時に、日本経済の発展が損なわれるおそれがある。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》 若者の採用・育成に積極的な中小企業等を支援することは、「日本再興戦略」改訂 2014」にも記載されており、政府全体として取り組むべき課題である。本税制優遇措置により若者育成認定企業（仮称）の人材確保・育成の取組について、一層の支援を図ることは、企業の成長を後押しするものであると同時に、より多くの若者の育成・活躍にも資するものであり、日本経済の発展に寄与するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>企業内人材育成の方法・内容は業界や企業規模等によって様々であり、企業が独自で研修施設等の建物や OA 機器等の設備を整備し、自社固有のニーズに応じた研修を行えるようにすることは、効果的な人材育成・定着及び企業の中長期的成長に資すると考えられる。 若者の採用・育成に積極的であり、かつ今後成長が見込まれる中小企業等について、業種を問わず幅広い企業を対象とし、企業の固有の人材育成ニーズに応じた研修施設等の建物や OA 機器等の設備の整備に係る取組を後押しするためには、税制上の優遇措置によって経済的インセンティブを与えることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>キャリア形成促進助成金は訓練・研修を実施する場合に訓練経費（部外講師への謝金、教材費など）や訓練期間中に支払った賃金の一部を助成するものであるが、本税制では、中小企業等自らが自前の研修施設等をもって訓練・研修を実施する際に必要となる施設の取得等に関する支援を想定している。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標（法定雇用率 2.0%の達成、工賃向上計画に基づく目標工賃（集計中）の達成）がいまだ達成されていないとしているが、所期の目標が達成されていない原因の分析がなされていないため、当該原因を分析することにより、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（法定雇用率 2.0%の達成、障害者に支払われる工賃の向上）は、他の租税特別措置や経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少でないことについて、本租税特別措置等の適用数等の所期（制度創設時又は前回延長要望時）の想定が示されていないため、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の適用数等について租特透明化法等に基づき把握される情報を用いている場合、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて同情報（上位 10 社の適用額合計の割合等）を用いて説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「本措置により、発注側に対し、障害者就労施設等との取引金額を増加させるためのインセンティブを付与することで、これらの企業への発注が拡大され、経営基盤が安定し、障害者雇用の創出に貢献している」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「当該税制措置の適用効果もあり、雇用障害者数及び実雇用率は過去最高となっているが、平成 25 年 6 月 1 日現在の民間企業（50 人以上）の障害者の実雇用率は 1.76%であり、法定雇用率には達していない状況である。また、当該税制措置の導入以降、平均工賃は毎年増加しており、その伸び率も導入前と比較すると高くなっている（平成 19 年度の対前年度伸び率は 3.1%であるが、平成 24 年度の対前年度伸び率は 4.4%）」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測

定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、税収減を是認するような効果が「民間企業における障害者の実雇用率は、平成 25 年 6 月 1 日現在で 1.76%と法定雇用率の 2.0%を下回っているものの、雇用障害者数は、年々増加し、10 年連続で過去最高となっており、障害者雇用は今後も着実に進展する見込みである」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「民間企業における障害者の実雇用率は、平成 25 年 6 月 1 日現在で 1.76%と法定雇用率の 2.0%を下回っているものの、雇用障害者数は、年々増加し、10 年連続で過去最高となっており、障害者雇用は今後も着実に進展する見込みである」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

所期の目標である「法定雇用率 2.0%の達成」については、平成 25 年 6 月 1 日現在で 1.76%と未達成となっているが、着実な増加が見込まれている。また、同じく所期の目標である「工賃向上計画に基づく目標工賃（集計中）の達成」については、集計結果が「障害者基本計画における平成 26 年度の実績目標 15,773 円」であり、目標達成に向けて着実に工賃が伸びている。

以上から、今後とも引き続き発注側に対し取引額を増加していくインセンティブを付与することが必要である。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」を基に、平成 28 年度の適用件数及び適用額を予測した場合、適用件数は 84 件、適用額（割増償却額）は 693,425 千円となる。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」を基に、平成 28 年度の減収額を予測した場合、減収額は 176,823 千円となる。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

平成 24 年度の平均工賃は 14,190 円であるが、平均工賃の伸び率（平成 24 年度の対前年伸び率は 104.4%）は毎年増加している状況である。

民間企業における障害者の実雇用率は、平成 25 年 6 月 1 日現在で 1.76%と法定雇用率の 2.0%を下回っているものの、雇用障害者数は、年々増加し、10 年連続で過去最高となっており、障害者雇用は今後も着実に進展する見込みである。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中 8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により算出した減収額は、平成 25 年度及び 26 年度は、それぞれ 116,687 千円、143,642 千円となることを見込んでおり、発注額、工賃等の増が見込まれる。

民間企業における障害者の実雇用率は、平成 25 年 6 月 1 日現在で 1.76%と法定雇用率の 2.0%を下回っているものの、雇用障害者数は、年々増加し、10 年連続で過去最高となっており、障害者雇用は今後も着実に進展する見込みである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長 (国税3)(法人税・義、所得税・外)
2	要望の内容	企業(個人事業主含)が、障害者就労施設等に対して物品及び役務の発注を行った場合に、一定期間内に取得した減価償却資産について、上限の範囲内で前年度からの発注増加額と同額の割増償却(固定資産の普通償却限度額の30%を限度)を認める現行の措置を平成27年度以降も延長する措置(2年間の延長)を講ずる。 ※障害者就労施設等 障害者総合支援法における就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(A型・B型)、生活介護事業所、障害者支援施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う事業所)、地域活動支援センター並びに障害者雇用促進法の特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所
3	担当部局	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度税制改正要望において、障害者の「働く場」に対する発注等促進税制の創設として要望し、要望内容・適用期間を修正の上、現行の形で認められた。 また、平成25年度には、適用対象となる発注先の拡大とともに、5年間の延長を要望したが、発注先の拡大は認められず、延長期間も2年間に短縮となった上で認められた。
6	適用又は延長期間	2年間の時限措置とする。 ・ 企業(法人):平成27年4月1日～平成29年3月31日 ・ 個人事業主:平成28年1月1日～平成29年12月31日
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 障害者総合支援法や障害者雇用促進法の趣旨に鑑み、働く意欲や能力のある障害者の就労を支援し、障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進する。 障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。 就労継続支援事業所等で働く障害者の工賃は、非常に低い水準に留まっていることから(注)、工賃向上が重要な課題の一つとなっているところであり、現在、工賃向上計画に基づき、就労継続支援事業所等で働く障害者に対する支援を推進してきているところであるが、工賃向上にあたっては、就労継続支援事業所等が提供する物品等の質を向上させるとともに、就労継続支援事業所等が提供する物品等に対し、一般企業の需要を増進することが効果的である。 また、平成25年6月1日現在の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は1.76%となっており、法定雇用率の2.0%を下回っていることから、障害者雇用促進法に基づく特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所が提供

		<p>する物品等に対し、一般企業の需要を増進することで、障害者雇用がより促進される。</p> <p>さらに、平成24年6月に成立した「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」(障害者優先調達推進法)において、国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとしてしている。 (参考: 障害者優先調達推進法) 附則第3条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(注) 平均工賃の推移 平成20年度 12, 587円 平成21年度 12, 695円 平成22年度 13, 079円 平成23年度 13, 586円 平成24年度 14, 190円</p> <p>《政策目的の根拠》 ○ 障害者雇用促進法第43条(一般事業主の雇用義務等) ○ 障害者雇用促進法第46条(一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画) ○ 障害者優先調達推進法附則第3条(税制上の措置) ○ 「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p> <p>基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること 1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること 1-2 障害者の雇用を促進すること</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・ 法定雇用率2.0%の達成 ・ 障害者に支払われる工賃の向上</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・ 「障害者雇用状況報告」(年1回実施)による、民間企業における障害者の実雇用率 ・ 毎年5月末日までに都道府県から報告される工賃(賃金)実績</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 平成25年6月1日現在の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は1.76%であり、法定雇用率2.0%を依然として下回っている。しかし、雇用障害者数は10年連続で過去最高を更新している。当該特例措置により、一般企業による障害者就労施設等との取引を促進し、取引金額を増加させることに対するインセンティブを付与することで、障害者雇用の維持・拡大に寄与している。</p>

8 有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度実績</th> <th>平成25年度見込</th> <th>平成26年度見込</th> <th>平成27年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>44件</td> <td>50件</td> <td>57件</td> <td>65件</td> <td>74件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典】租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省) ※ 平成25年度以降については、対前年増加率を用いて推計</p> <p>本税制は、企業が障害者就労施設等に対して物品等の発注を行い、その発注額が前年度よりも増加した場合に活用が可能となるものであり、景気が低迷し経費節減を行っている状況を踏まえれば、適用件数が僅少であるとは必ずしも言えない。</p> <p>また、適用業種の状況を見ると、「サービス業 39.1%」、「運輸通信公益事業 33.6%」、「料理飲食旅館業 9.3%」の順となっていることから、特定の業種に偏ることなく活用されていると言える。</p>	適用年度	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度見込	平成26年度見込	平成27年度見込	適用件数	44件	50件	57件	65件	74件					
	適用年度	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度見込	平成26年度見込	平成27年度見込													
	適用件数	44件	50件	57件	65件	74件													
② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度実績</th> <th>平成25年度見込</th> <th>平成26年度見込</th> <th>平成27年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割増償却額</td> <td>245,371 千円</td> <td>301,972 千円</td> <td>371,728 千円</td> <td>457,597 千円</td> <td>563,302 千円</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>73,611 千円</td> <td>90,592 千円</td> <td>94,791 千円</td> <td>116,687 千円</td> <td>143,642 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典】租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省) ※ 平成25年度以降については、対前年増加率を用いて推計。減収額については、基本法人税率(平成24年までは30%、平成25年以降は25.5%)により算定。</p> <p>(参考:前回要望時における見込額) 平成22年度減税額 1,280百万円 平成23年度減税額 1,776百万円 ※ 前回要望時における減収見込額は、租特透明化法に基づき把握される適用実態等に関する情報がなかったため、アンケート調査から推計したものであり、アンケート調査において、取引先が当該税制を活用していると回答した事業所の取引額総額に法人税率を乗じて算出したものである。 したがって、前年度からの増加額に法人税率を乗じたものではないため、今回の見込額と大きな乖離が生じている。</p>	適用年度	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度見込	平成26年度見込	平成27年度見込	割増償却額	245,371 千円	301,972 千円	371,728 千円	457,597 千円	563,302 千円	減収額	73,611 千円	90,592 千円	94,791 千円	116,687 千円	143,642 千円
適用年度	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度見込	平成26年度見込	平成27年度見込														
割増償却額	245,371 千円	301,972 千円	371,728 千円	457,597 千円	563,302 千円														
減収額	73,611 千円	90,592 千円	94,791 千円	116,687 千円	143,642 千円														
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年6月1日) 雇用障害者数は10年連続で過去最高となっているが、平成25年6月1日現在の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は1.76%であり、法定雇用率には達していない状況。 また、平成24年度の平均工賃は14,190円となっている。</p>																		

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年6月1日) 当該税制措置の適用効果もあり、雇用障害者数及び実雇用率は過去最高となっているが、平成25年6月1日現在の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は1.76%であり、法定雇用率には達していない状況である。 平成20年6月1日～平成25年6月1日の間に、特例子会社数は242社から380社に増加しており、特例子会社における雇用障害者数も11,960.5人から20,478.5人に増加している。 特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所は、一定割合の障害者を雇用することを要件としていることから、障害者の雇用を創出する場として重要な役割を果たしている一方、重度障害者を雇用することは、多額の設備投資を要するなど負担が大きい。 そこで、本措置により、発注側に対し、障害者就労施設等との取引金額を増加させるためのインセンティブを付与することで、これらの企業への発注が拡大され、経営基盤が安定し、障害者雇用の創出に貢献している。 また、当該税制措置の導入以降、平均工賃は毎年増加しており、その伸び率も導入前と比較すると高くなっている(平成19年度の対前年度伸び率は3.1%であるが、平成24年度の対前年度伸び率は4.4%)。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年6月1日) 租税特別措置が延長されない場合、障害者就労施設等との取引金額が減少し、結果として、障害者就労施設等における工賃の減少や雇用機会の喪失といった影響が生じることが考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年6月1日) 雇用障害者数及び実雇用率は過去最高となっているが、平成25年6月1日現在の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は1.76%であり、法定雇用率には達していない状況である。 平成20年6月1日～平成25年6月1日の間に、特例子会社数は242社から380社に増加しており、特例子会社における雇用障害者数も11,960.5人から20,478.5人に増加している。 特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所は、一定割合の障害者を雇用することを要件としていることから、障害者の雇用を創出する場として重要な役割を果たしているが、重度障害者を雇用することは、多額の設備投資を要するなど負担が大きい。 そこで、本措置により、発注側に対し、障害者就労施設等との取引金額を増加させるためのインセンティブを付与することで、これらの企業への発注が拡大され、経営基盤が安定し、障害者雇用の創出に貢献している。 障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現するためには、工賃向上を図るとともに、障害者の雇用を促進していくことが必要である。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>障害者就労施設等へ発注する企業に対して補助金を支給することとした場合、数ある一般企業から就労継続支援事業者等への発注額は予測できないことから、予算を適切に手当することは不可能であり、一般企業において、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要を推進するにあたっては、補助金等の手段での措置は困難である。障害者就労施設等は全国にあることから、広く一般企業を対象とした税制措置により、幅広い効果を発揮させることが</p>

		<p>適当である。</p>
	<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>障害者を多数雇用する事業主に対する税制上の支援措置として、「障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却(法人税、所得税)」、「心身障害者を多数雇用する事業所等に係る軽減措置(不動産取得税、固定資産税)」、「心身障害者を多数雇用する事業所等に係る課税標準の特例措置(事業所税)」がある。</p> <p>また、障害者を多数雇用することを要件として、施設整備等に対する支援を行う助成金として「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」及び「中小企業障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」がある。</p> <p>これらの税制上の支援措置及び助成金は、事業主の税負担の軽減や設備投資に係る負担軽減を目的としている。しかし、そもそも安定的な仕事が確保できなければ、これらの事業所の存続自体が危ぶまれることとなるため、発注側である一般企業に対する施策を講じることが重要である。</p> <p>そこで、本税制措置により、発注側の企業に対し、障害者就労施設等との金額を増加させるためのインセンティブを付与することで、障害者就労施設等における障害者雇用の維持・拡大を図る必要がある。</p>
	<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>障害者基本法第6条では、国及び地方公共団体の責務として「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する」とされている。</p> <p>また、障害者雇用に関しては、①地方公共団体には障害者雇用の促進に必要な施策の総合的かつ効果的な推進を行う責務が課されていること(障害者雇用促進法第6条)、②障害者支援に係る費用は地域社会においても平等に負担すべきこと等から、地方税においても障害者就労施設等に対する障害者の雇用の促進を図ることが必要である。</p> <p>当該税制上の特例措置を全国一律に適用させることにより、一般企業による障害者就労施設等との取引を促進し、取引金額を増加させることに対するインセンティブを付与することで、障害者就労施設等における障害者雇用の維持・拡大につながる。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため、所期の目標が既に達成されていないかを示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（医療機器購入金額）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を知るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等が想定外に特定の者に偏っていないことが説明されているが、所期の想定と比較して想定外に僅少でないことについても説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の適用数等について租特透明化法等に基づき把握される情報を用いている場合、適用数等が想定外に僅少でないことについて同情報を用いて説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「高額医療機器の国内出荷額について、平成22年度475,648百万円、平成23年度391,997百万円、平成24年度473,556百万円」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を知るできない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について説明されているが、平成25年度が把握されていないことから、効果・達成目標の実現状況を適切に説明

する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本措置は、全ての医療機関が高額な医療機器を導入する際に対象となる制度であり、対象の偏りはないと考える。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
評価書に記載している適用件数及び適用額の過去の実績のとおり、平成23年度から25年度までの適用件数等に大きな変化はないため、26年度以降においても、25年度の推計値にて推移すると見込んでいる。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
評価書に記載している減収額の過去の実績のとおり、平成23年度から25年度までの減収額に大きな変化はないため、26年度以降においても、25年度の推計値にて推移すると見込んでいる。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
同様の政策目的に係る他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長 (国税8)(法人税:義、所得税:外)																																																															
2	要望の内容	医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の高額な医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから2年以内のもの)を取得した場合に、取得価格の 12%の特別償却が現行認められているが、この制度を平成 27 年度以降も2年間延長する。																																																															
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課																																																															
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月																																																															
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 54 年創設以降、償却率・取得価格の下限を見直しながら2年毎に延長。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>償却率</th> <th>取得価格の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和 54 年(創設)</td><td>25%</td><td>800 千円</td></tr> <tr><td>昭和 56 年</td><td>20%</td><td>1,100 千円</td></tr> <tr><td>昭和 58 年</td><td>18%</td><td>1,400 千円</td></tr> <tr><td>昭和 60 年</td><td>16%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>昭和 62 年</td><td>同上</td><td>1,600 千円</td></tr> <tr><td>平成元年</td><td>15%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成3年</td><td>同上</td><td>1,800 千円</td></tr> <tr><td>平成4年</td><td>同上</td><td>2,000 千円</td></tr> <tr><td>平成5年</td><td>同上</td><td>2,200 千円</td></tr> <tr><td>平成6年</td><td>14%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>12%</td><td>2,400 千円</td></tr> <tr><td>平成9年</td><td>14%</td><td>4,000 千円</td></tr> <tr><td>平成 11 年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 13 年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 15 年</td><td>同上</td><td>5,000 千円</td></tr> <tr><td>平成 17 年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 19 年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 21 年 ※1</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 23 年 ※2</td><td>12%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 25 年 ※3</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 平成 21 年度延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は指定を受けてから2年以内のものに限定。 ※2 平成 23 年度延長においては、償却率の見直しと併せて、対象とする機器の見直しも実施。 ※3 平成 25 年度延長においては、対象とする機器の見直しを実施。</p>	年度	償却率	取得価格の下限	昭和 54 年(創設)	25%	800 千円	昭和 56 年	20%	1,100 千円	昭和 58 年	18%	1,400 千円	昭和 60 年	16%	同上 千円	昭和 62 年	同上	1,600 千円	平成元年	15%	同上 千円	平成3年	同上	1,800 千円	平成4年	同上	2,000 千円	平成5年	同上	2,200 千円	平成6年	14%	同上 千円	平成7年	12%	2,400 千円	平成9年	14%	4,000 千円	平成 11 年	同上	同上 千円	平成 13 年	同上	同上 千円	平成 15 年	同上	5,000 千円	平成 17 年	同上	同上 千円	平成 19 年	同上	同上 千円	平成 21 年 ※1	同上	同上 千円	平成 23 年 ※2	12%	同上 千円	平成 25 年 ※3	同上	同上 千円
年度	償却率	取得価格の下限																																																															
昭和 54 年(創設)	25%	800 千円																																																															
昭和 56 年	20%	1,100 千円																																																															
昭和 58 年	18%	1,400 千円																																																															
昭和 60 年	16%	同上 千円																																																															
昭和 62 年	同上	1,600 千円																																																															
平成元年	15%	同上 千円																																																															
平成3年	同上	1,800 千円																																																															
平成4年	同上	2,000 千円																																																															
平成5年	同上	2,200 千円																																																															
平成6年	14%	同上 千円																																																															
平成7年	12%	2,400 千円																																																															
平成9年	14%	4,000 千円																																																															
平成 11 年	同上	同上 千円																																																															
平成 13 年	同上	同上 千円																																																															
平成 15 年	同上	5,000 千円																																																															
平成 17 年	同上	同上 千円																																																															
平成 19 年	同上	同上 千円																																																															
平成 21 年 ※1	同上	同上 千円																																																															
平成 23 年 ※2	12%	同上 千円																																																															
平成 25 年 ※3	同上	同上 千円																																																															
6	適用又は延長期間	平成 27 年4月1日から平成 29 年3月 31 日まで																																																															
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本制度は医療を行う上で必要不可欠な医療用機器について、本特例措置を適用することにより、医学医術の進歩に応じた、高度又は先進的な機器の																																																															

		新規取得、買い換えなど、その普及促進及び充実化を図り、安心で安全な最新の医療技術を広く提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。																								
	② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること																								
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療機器購入金額 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られることにより、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進され、地域において良質かつ適切な医療が提供される。																								
8	有効性等	① 適用数等 適用件数及び特別償却額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">(法人税)</th> <th colspan="2">(所得税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>964件</td> <td>3817百万円</td> <td>380件</td> <td>1507百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1015件</td> <td>3604百万円</td> <td>419件</td> <td>1486百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>990件</td> <td>3711百万円</td> <td>387件</td> <td>1496百万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計(別紙参照)</p>			(法人税)		(所得税)		平成23年度	964件	3817百万円	380件	1507百万円		平成24年度	1015件	3604百万円	419件	1486百万円		平成25年度	990件	3711百万円	387件	1496百万円	
		(法人税)		(所得税)																						
平成23年度	964件	3817百万円	380件	1507百万円																						
平成24年度	1015件	3604百万円	419件	1486百万円																						
平成25年度	990件	3711百万円	387件	1496百万円																						
	② 減収額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">(法人税)</th> <th colspan="2">(所得税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>974百万円</td> <td>380百万円</td> <td>369百万円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>919百万円</td> <td>369百万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>946百万円</td> <td>374百万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計(別紙参照)</p>			(法人税)		(所得税)		平成23年度	974百万円	380百万円	369百万円			平成24年度	919百万円	369百万円				平成25年度	946百万円	374百万円			
		(法人税)		(所得税)																						
平成23年度	974百万円	380百万円	369百万円																							
平成24年度	919百万円	369百万円																								
平成25年度	946百万円	374百万円																								
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22～24 年度) 医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器を新規取得、買い換えが促進されたことにより、病巣の早期発見、早期治療につながるなど、良質かつ適切な医療の提供につながっている。																								

【別紙】

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22～24年度)</p> <p>租税特別措置の実績の把握が困難であるため、租税特別措置の対象となる高額医療機器の国内出荷額を記載</p> <p>平成22年度 475,648百万円 平成23年度 391,997百万円 平成24年度 473,556百万円</p> <p>*「薬事高生産動態統計」「医療機器産業実態調査」「商業統計」より推計</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>医学技術の進歩に応じて医療用機器が日々進歩している実情等を踏まえ、医療機関における高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが遅れ、良質かつ適切な医療の提供に支障が出る。</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られ、医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国民に良質かつ適切な医療を提供するためには、医学技術の進歩に応じて、高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えを促進する必要があるため、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は効果的である。</p> <p>また、一定金額以上の高額な医療用機器の購入者に対し、幅広く支援を行うために、税制による優遇措置を行うことが妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月

高額な医療用機器の特別償却制度 適用実績、減収見込額推計

(単位:千円)

【平成23年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑥合計に 占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額
医療法人	病院	17,917	5,712	102,341,904	89 8%	91,903,030	71 7%	3,817,131	25 5%	973,368
	診療所	1,984	36,859	73,128,256	38 5%	28,154,379				
	歯科	1,688	11,074	18,692,912	41 1%	7,682,787				
個人	病院	7,242	373	2,701,266	89 8%	2,425,737	28 3%	1,506,622	16 4%	247,086
	診療所	1,285	46,227	59,401,695	38 5%	22,869,653				
	歯科	1,077	56,481	60,830,037	41 1%	25,001,145			8 8%	132,583
合計		31,193	156,726	317,096,070		178,036,731	100 0%			1,353,037

【適用件数の推計】

適用件数	⑥合計に 占める割合	推計件数
法人税	964	71 7%
所得税		28 3%
		380

【別表1】平成23年所得

課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率	
病院	17,900	1000～ 2000万円	16 4%
診療所	13,095	500～ 1000万円	8 8%
歯科	6,125		

【平成24年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑥合計に 占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額
医療法人	病院	15,917	5,709	90,870,153	89 8%	81,601,397	70 8%	3,603,918	25 5%	918,999
	診療所	1,975	37,706	74,469,350	38 5%	28,670,700				
	歯科	1,751	11,481	20,103,231	41 1%	8,262,428				
個人	病院	7,704	348	2,680,992	89 8%	2,407,531	29 2%	1,486,362	16 2%	240,791
	診療所	1,268	45,645	57,877,860	38 5%	22,282,976				
	歯科	1,048	56,378	59,084,144	41 1%	24,283,583			8 6%	127,827
合計		29,663	157,267	305,085,730		167,508,615	100 0%			1,287,617

【適用件数の推計】

適用件数	⑥合計に 占める割合	推計件数
法人税	1,015	70 8%
所得税		29 2%
		419

【別表2】平成24年所得

課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率	
病院	18,325	1000～ 2000万円	16 2%
診療所	13,445	500～ 1000万円	8 6%
歯科	6,249		

【平成25年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑥合計に 占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額
医療法人	病院	16,917	5,722	96,799,074	89 8%	86,925,568	71 9%	3,710,525	25 5%	946,194
	診療所	1,980	38,544	76,317,120	38 5%	29,382,091				
	歯科	1,720	11,914	20,492,080	41 1%	8,422,245				
個人	病院	7,473	320	2,391,360	89 8%	2,147,441	28 1%	1,496,492	16 3%	243,928
	診療所	1,277	45,006	57,472,662	38 5%	22,126,975				
	歯科	1,063	56,170	59,708,710	41 1%	24,540,280			8 7%	130,195
合計		30,430	157,676	313,181,006		173,544,600	100 0%			1,320,307

*施設数は、平成25年10月1日現在のものを使用
*減価償却費、特別償却額は、平成23年度と平成24年度の平均値を使用

【適用件数の推計】適用件数は平成23、24年度の平均値

適用件数	⑥合計に 占める割合	推計件数
法人税	990	71 9%
所得税		28 1%
		387

【別表3】平成23、24年所得の平均値

課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率	
病院	18,113	1000～ 2000万円	16 3%
診療所	13,270	500～ 1000万円	8 7%
歯科	6,187		

【出典】

- ・第19回医療経済実態調査結果(減価償却費(医療機器)、課税前所得)
- ・医療施設調査結果(施設数)
- ・医療機関等の設備投資に関する調査結果(500万円以上の医療機器割合)
- ・租税特別措置法の適用実態調査結果(特別償却額、適用件数)
- ・申告所得税本調査結果(区分(所得階級)、所得税負担率)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	医療安全に資する医療用機器の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する医療機器の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（医療安全に資する医療機器の国内販売台数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、本租税特別措置等が適用される設備数の所期の想定と比較して説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「対象機器の普及率をもって目標としており、特別償却制度により、ヒューマンエラー防止に配慮した医療機器の導入、買い換えが促進され、対象機器の普及が進んだものと考えている」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用者数の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における適用件数及び適用者数について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成25年度については、平成24年度と同様に普及率を算出したところ、人工呼吸器42.3%、シリンジポンプ70.7%であり、人工呼吸器については、普及効果が確認できなかった。これは普及率算出にあたり、導入が必要とされる対象機器数の増加によるものであり、販売台数については毎年増加していることから、それ相当の需要が見込まれ、今後も本制度を利用した医療機器の普及効果が期待できる」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑨ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに税収減を是認するような効果が「対象機器の普及率をもって目標としており、特別償却制度により、ヒューマンエラー防止に配慮した医療機器の導入、買い換えが促進され、対象機器の普及が進んでおり、今後も進むものと考えている」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数及び適用者数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数及び適用者数について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

医療の安全の確保は全て医療機関に求められるものであって、本制度は、ヒューマンエラーの防止に配慮した本制度の対象となる医療機器（以下「対象医療機器」という。）は、全ての医療機関に導入されることが望ましい。

しかしながら、医療機関によって、病床数、病床利用率、職員の配置状況、患者の重篤度等医療安全を取り巻く状況は様々で、その実態に照らして妥当ではないことから、平成24年度要望時においては、病床利用率が約8割であることから、対象医療機器が必要と料される台数の8割を普及することを目標としており、達成したものから順次租税特別措置の対象外としている。また、人工呼吸器及びシリンジポンプ8割を普及させることを、即達成するのは困難と見込まれ、平成22年度における本制度の延長要望の際、24年度の目標普及率をおおむね4～5割と定めており、同年度普及率が人工呼吸器58.4%、シリンジポンプ65.5%で、中間目標を達成し、普及効果を認めており、今後も相当の需要が見込まれ、今後も本制度を利用した医療機器の普及効果が期待できるため、本制度の延長が必要となる。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成25年度税制改正要望により本租税特別措置の対象機器等に変更があったことから、租特透明化法に基づき把握される情報（適用実態調査等）を用いることは困難である。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

対象機器の普及率をもって目標としており、特別償却制度により、ヒューマンエラー防止に配慮した医療機器の導入、買い換えが促進され、対象機器の普及が進んだものと考えている。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

対象機器の普及率をもって目標としており、特別償却制度により、ヒューマンエラー防止に配慮した医療機器の導入、買い換えが促進され、対象機器の普及が進んでおり、今後も進むものと考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療安全に資する医療用機器の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長 (国税9)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療用機器を取得した場合に、取得価格の16%の特別償却を認める特別措置について、その適用期限を2年間延長する要望を行うもの。 ○既存対象医療機器 人工呼吸器、シリンジポンプ (租税特別措置法第12条の2第1項第2号、第45条の2第1項第2号、第68条の29第1項第2号、厚生労働省告示第248号)
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 厚生労働省医薬食品局安全対策課安全使用推進室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年度税制改正要望により創設、平成17年度、平成19年度、平成21年度、平成23年度及び平成25年度に2年毎の適用期限の延長を行った。 ○平成15年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の創設」 対象機器等:人工呼吸器、輸液ポンプ、シリンジポンプ、生体情報モニタ、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、特殊寝台 ○平成17年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の延長・拡充」 延長:2年間 拡充:新規追加医療機器等は、分娩監視装置、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、調剤誤認防止装置(輸液ポンプを除外) ○平成19年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の延長・拡充」 延長:2年間 拡充:未成立(輸液ポンプ) ○平成21年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に係る税制優遇措置の延長」 延長:2年間 ○平成23年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に係る税制優遇措置の延長」 延長:2年間(対象機器等から、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、特殊寝台、生体情報モニタ連動ナースコール制御機を除外。) ○平成25年度税制改正要望

6	適用又は延長期間	平成27年4月1日から平成29年3月31日				
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する医療機器の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る。 《政策目的の根拠》 医療法(昭和23年法律第205号)において、「国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下、「都道府県等」)は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講じるよう努める」とこととされており、平成18年の医療法改正により、全ての医療機関に医療安全管理体制が義務付けられたところ。				
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を推進すること 3-2 医療安全確保対策の推進を図ること				
8	有効性等	③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する医療機器の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療安全に資する医療機器の国内販売台数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する医療機器の購入を促進することで、医療現場においてこれらの機器が普及し、ヒューマンエラーを防止又は万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい環境が整うことで、安心かつ質の高い医療サービスが提供できる。				
		① 適用数等 本制度の適用者を全数把握することは困難であるが、本制度の対象機器等を販売する販売会社及び「薬事工業動態調査(厚生労働省医政局総務課)」の国内販売額より推計した結果、平成26年度の適用見込みは以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>特別償却対象金額 (百万円)</td> </tr> <tr> <td>人工呼吸器</td> <td>5,493</td> </tr> <tr> <td>シリンジポンプ</td> <td>2,878</td> </tr> </table> ② 減収額 平成23年 537.8(百万円) 平成24年 306.7(百万円) 平成25年 188.9(百万円) 平成26年 142.3(百万円) 平成27年 117.6(百万円) 平成28年 102.8(百万円) ※ 算定根拠は別紙参照 なお、平成25年度税制改正要望により本租税特別措置の対象機器等に変更があったことから、租税透明化法に基づき把握される情報(適用実態調査等)を用いることは困難である。		特別償却対象金額 (百万円)	人工呼吸器	5,493
	特別償却対象金額 (百万円)					
人工呼吸器	5,493					
シリンジポンプ	2,878					

③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度)</p> <p>ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する機器等の購入を促進したことにより、医療現場においてこれらの機器が普及し、ヒューマンエラーを防止又は万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい環境が整うことで、安心かつ質の高い医療サービスが提供できている。</p>																																					
	<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度)</p> <p>本制度の目標設定は、各対象医療機器における望ましい普及目標台数の80%を普及させることであるが、即達成するのは困難と見込まれ、平成22年度における本制度の延長要望の際、平成24年度の目標普及率を概ね4～5割と定めており、平成24年度普及率が、人工呼吸器58.4%、シリンジポンプ65.5%で、中間目標を達成し、普及効果を認めたところ。</p> <p>しかしながら、平成25年度については、平成24年度と同様に普及率を算出したところ、人工呼吸器42.3%、シリンジポンプ70.7%であり、人工呼吸器については、普及効果が確認できなかった。これは、普及率算出にあたり、導入が必要とされる対象機器数の増加によるものであり、販売台数については毎年増加していることから、それ相当の需要が見込まれ、今後も本制度を利用した医療機器の普及効果が期待できる。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">税制優遇対象施設のH25年度普及実績</th> <th rowspan="2">導入が必要とされる対象機器数(台)^{注2)}</th> </tr> <tr> <th>対象施設でのH15～25年度販売台数実績^{注1)}</th> <th>普及率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工呼吸器</td> <td>48,846</td> <td>42.3%</td> <td>115,343</td> </tr> <tr> <td>シリンジポンプ</td> <td>185,531</td> <td>70.7%</td> <td>262,267</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)販売台数実績は対象機器販売会社の調査より推計 注2)導入が必要とされる対象機器数は医療施設動態調査及び患者調査より推計</p> <p><参考1> 対象医療機器の販売台数実績の推移</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工呼吸器</td> <td>5,473</td> <td>5,459</td> <td>2,514</td> <td>1,448</td> <td>1,028</td> </tr> <tr> <td>シリンジポンプ</td> <td>20,611</td> <td>22,745</td> <td>17,872</td> <td>18,020</td> <td>19,026</td> </tr> </tbody> </table> <p><参考2> 導入が必要とされる対象機器数(台)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工呼吸器</td> <td>81,830</td> </tr> <tr> <td>シリンジポンプ</td> <td>254,139</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度)</p> <p>医療機関の経営等に悪影響が生じることから、医療安全に資する医療機器の購入が困難になり、医療安全の質が低下し、安心かつ質の高い医療サービスの提供が困難となる。</p>		税制優遇対象施設のH25年度普及実績		導入が必要とされる対象機器数(台) ^{注2)}	対象施設でのH15～25年度販売台数実績 ^{注1)}	普及率(%)	人工呼吸器	48,846	42.3%	115,343	シリンジポンプ	185,531	70.7%	262,267		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	人工呼吸器	5,473	5,459	2,514	1,448	1,028	シリンジポンプ	20,611	22,745	17,872	18,020	19,026		H24年度	人工呼吸器	81,830	シリンジポンプ
	税制優遇対象施設のH25年度普及実績		導入が必要とされる対象機器数(台) ^{注2)}																																			
	対象施設でのH15～25年度販売台数実績 ^{注1)}	普及率(%)																																				
人工呼吸器	48,846	42.3%	115,343																																			
シリンジポンプ	185,531	70.7%	262,267																																			
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度																																	
人工呼吸器	5,473	5,459	2,514	1,448	1,028																																	
シリンジポンプ	20,611	22,745	17,872	18,020	19,026																																	
	H24年度																																					
人工呼吸器	81,830																																					
シリンジポンプ	254,139																																					

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度)</p> <p>医療の安全の確保に関し必要な措置を講ずることは、医療法に明記された国及び地方公共団体の責務であり、医療の安全の確保は医療政策における最も必要な課題の一つである。本制度によって、医療機器等に起因した医療事故等を一定程度防止することが可能であることから、本制度によって医療機関等の医療安全に資する医療機器等の購入に係る経費負担を軽減することは効果的である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>ヒューマンエラーの防止に配慮した医療機器は割高であり高価であるため、医療機関におけるそれらの導入を促進するためには、その経費負担を軽減することが効果的である。</p> <p>また、上記の政策目標を達成するには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立に投資促進等のインセンティブを講ずることが適当であることから、個別具体的な事情も考慮しつつ所管省庁が交付決定を行う補助金ではなく、税制により措置することが適当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>平成16年より、(公財)日本医療機能評価機構においては、医療法施行規則により報告が義務づけられた医療機関等から医療事故情報等を収集・分析し、情報提供を行う医療事故情報収集等事業を実施しているところ。</p> <p>また、平成13年より、医療安全管理者等を対象とした、医療安全ワークショップを開催し、医療安全に関する先駆的な取組や他分野の安全対策について教授するとともに、事例を用いて安全対策に関する討議・検討を行っているところ。</p> <p>さらに、平成18年度診療報酬改定において、医療安全対策加算の措置がなされ、急性期医療の高度化・複雑化に対応できる医療安全管理対策が評価され、平成22年度診療報酬改定においては更なる評価がなされているところ。</p> <p>これら予算上の措置等は、医療従事者の教育や医療安全体制の強化を図り、安心して質の高い医療サービスの提供を目的としているが、本税制措置は、ヒューマンエラーが起きにくい又はヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい安全対策がとられた医療機器等の導入を促進し、上記支援策だけでは防ぎ得ない医療現場において一定程度の割合で起こるヒューマンエラーの減少を目的としたものである。</p> <p>これらの医療の質の向上という観点を重視した医療安全確保対策を総合的に推進することで医療の安全の確保を図り、もって効率的で安心かつ質の高い医療サービスが提供できるといえる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		<p>平成13年5月、厚生労働省に設置された「医療安全対策検討会議」において、医療機器の構造や操作性がヒューマンエラーにつながる大きな原因の一つであることが指摘されており、平成17年6月には、安全な医療の提供と、患者、国民から信頼される医療の実現を目指していくため、早急に対応すべき課</p>

	<p>題と施策として、今後の医療安全対策について「医療の質と安全性の向上」が掲げられたところ。</p> <p>さらに、平成19年3月には、本会議における集中治療室(ICU)における安全管理指針検討作業部会において、「集中治療室における安全管理指針」が策定され、医療の安全を確保するため生体情報監視装置やシリンジポンプなどの医療安全に資する機器の整備について提言されたところ。</p>
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月

【別紙】

医療安全に資する医療機器の導入による減税見込

1. 特別償却対象額等の推計

○ 特別償却対象額

対象機器等	人工呼吸器			シリンジポンプ			合計
	販売金額 (百万円)	対象機器 の割合 (%)	特別償却 対象金額 (百万円)	販売金額 (百万円)	対象機器 の割合 (%)	特別償却 対象金額 (百万円)	
平成23年度	20,130	100	20,130	2,217	100	2,217	22,347
24年度	12,625	100	12,625	2,200	100	2,200	14,825
25年度	8,469	100	8,469	2,638	100	2,638	11,107
26年度	5,493	100	5,493	2,878	100	2,878	8,370
27年度	3,623	100	3,623	3,291	100	3,291	6,914
28年度	2,370	100	2,370	3,676	100	3,676	6,046

(注) 1 人工呼吸器については、平成23年度及び24年度の販売金額は、薬事工業生産動態調査の「成人用人工呼吸器」、「小児用人工呼吸器」、「その他の人工呼吸器」及び「閉鎖循環式麻酔機」を対象と仮定して集計し、25年度以降の販売金額は、過去3年間の変化率の相乗平均を乗じて推計(計算時には平成22年のデータも使用している)。
 2 シリンジポンプについては、23年度から25年度までの販売金額は、対象機器販売会社からの聞き取りによるものであり、26年度以降の販売金額は、過去3年間の変化率の相乗平均を乗じて推計

○ 公益法人換算率、医療法人換算率及び個人換算率

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
公益法人換算率	4.4%	4.4%	3.8%	3.3%	3.3%	3.3%
医療法人換算率	66.3%	66.6%	66.9%	67.2%	67.2%	67.2%
個人換算率	4.5%	4.2%	3.8%	3.6%	3.6%	3.6%

(注) 1 公益法人換算率、医療法人換算率および個人換算率は、平成25年4月末の医療施設動態調査による総施設数に対する割合。
 2 27年度及び28年度は26年度のデータを使用。

○ 利益計上法人率

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
利益計上法人率	53.1%	53.1%	55.0%	55.4%	55.4%	55.4%

(注) 1 利益計上法人の割合は、平成23年の会社標本調査(国税庁)による。
 2 27年度及び28年度は26年度のデータを使用。

2. 特別償却による減収見込額の推計

○ 減収見込額の計算式

特別償却による減収見込額は、下記①～③の合計となる。
① 公益法人における対象機器の取得総額(推計) × 特別償却割合 × 税率 × 利益計上法人率 = 特別償却対象金額 × 公益法人換算率(A) × 16% × 19% [※] × 利益計上法人率
② 医療法人における対象機器の取得総額(推計) × 特別償却割合 × 税率 × 利益計上法人率 = 特別償却対象金額 × 医療法人換算率(B) × 16% × 25.5% [※] × 利益計上法人率
③ 個人における対象機器の取得総額(推計) × 特別償却割合 × 税率 × 利益計上法人率 = 特別償却対象金額 × 個人換算率(C) × 16% × 40% [※] × 利益計上法人率 (※法人税率、所得税率、平成23年のみ改正前税率で計算)

○ 減収見込額の計算結果

(百万円)

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
減収見込額	537.8	306.7	188.9	142.3	117.6	102.8

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	社会医療法人の認定制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	府省名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（地域において必要不可欠な医療を担っている社会医療法人が設置する医療機関の経営の安定化を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でのどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（社会医療法人の認定取消件数及び社会医療法人であった医療法人の倒産件数、解散件数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「租税特別措置により、社会医療法人の設置する医療機関の経営基盤が安定化し、地域医療の確保が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数、適用者数及び適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本措置は、社会医療法人の認定制度における、認定要件や認定取消時の一括課税の見直しを行うものであり、補助金や規制などの他の政策手段によることなく、租税特別措置によるべき制度である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会医療法人の認定制度の見直しに伴う税制上の所要の措置 (国税10)(法人税:義) (地法税5)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	社会医療法人は、平成18年医療法改正において、民間の高い活力を活かしながら、地域住民にとって、不可欠な救急医療等確保事業を担う、公益性の高い医療法人として制度化されたものであり、医療保健業の法人税及び救急医療等確保事業を行う病院・診療所の固定資産税等が非課税という税制措置が図られている。 このため、社会医療法人の認定にあたっては、役員、社員等については、親族等が3分の1以下であること、定款又は寄付行為において、解散時の残余財産を国等に帰属する旨定めていること、救急医療等確保事業を実施していることなどが、その認定要件となっている。 しかしながら、救急医療等確保事業に関する実績要件については、周辺環境の変化等により要件を満たすことができなくなると認定を取り消されるため、社会医療法人の運営において不安定な要素となっている。 また、認定を取り消された場合、それまでの収益全額を取消年度の益金に算入されることにより、地域医療の中核を担っていた社会医療法人のその後の運営が困難となり、結果として、地域における医療の確保に支障をきたし、国民の生活に多大な影響を与える恐れがある。 そこで、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、「社会医療法人の一層の普及を図るため、地域の実情を踏まえた認定要件とする。」とされており、時代に合った認定要件への見直しを行うにあたり、現在、社会医療法人に適用されている非課税措置等について、その認定要件の見直しを行った場合においても引き続き適用する。 また、周辺環境の変化等により要件を満たすことができなくなり、認定を取り消された場合であっても、社会医療法人における公的な法人運営に関する要件(社会診療報酬に係る収入金額が全収入金額の8割を超えること、理事等に対する報酬について支給の基準を定めて公開していることなど)を引き続き満たすこと等を条件として、それまでの収益全額を取消年度の益金に算入する取扱いを免除する措置を講ずる。
3	担当部局	厚生労働省医政局医療経営支援課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 社会医療法人が設置する医療機関は、地域医療の確保について重要な役割を担っていることから、地域の実情を踏まえた認定要件とすることにより、安易に認定取り消しされることなく、法人経営の安定を図り、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に提供していく。 《政策目的の根拠》 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、「社会医療法人の一層の普及を図るため、地域の実情を踏まえた認定要件とする。」とされている。

	② 政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標) I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標) 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標) 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域において必要不可欠な医療を担っている社会医療法人が設置する医療機関の経営の安定化を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 社会医療法人の認定取消件数及び社会医療法人であった医療法人の倒産件数、解散件数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により医療機関の経営破綻を防ぐことにより、地域住民に必要な不可欠な医療を継続して提供できる。
		8 有効性等
	① 適用数等	—
	② 減収額	—
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 — 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 — 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年4月～) 認定取消によりこれまでの収益全額を益金算入されて課税されることで、社会医療法人が経営破綻に追い込まれ、地域で必要とされる医療の提供に支障をきたすおそれがある。 《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年4月～) 社会医療法人が経営する医療機関は、救急医療等確保事業など公益性の高い医療を担っており、その存続・発展を図ることは公益の増進に資する。 租税特別措置により、社会医療法人の設置する医療機関の経営基盤が安定化し、地域医療の確保が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき 社会医療法人は、平成18年度医療法改正において、民間の高い活力を活かしながら、地域住民にとって不可欠な救急医療等確保事業を担う、公益性の高い医療法人として制度化されたものであり、租税特別措置法による税制上の優遇措置により、社会医療法人の運営の安定化を図り、地域の医療提供	

		妥当性等	体制を確保する必要がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	医療法人による医療施設の施設・設備の整備等に対する助成は行っているが、社会医療法人が設置する医療機関の経営安定化のための補助金等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、「社会医療法人の一層の普及を図るため、地域の実情を踏まえた認定要件とする。」ことについて、「年内に検討し、その結果に基づいて、制度的措置を速やかに講ずる。」とされた。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設、その他の事業再編に関する制度見直しに伴う税制上の所要の措置	府省名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（非営利ホールディングカンパニー型法人（仮称）の設立数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)の創設、その他の事業再編に関する制度見直しに伴う税制上の所要の措置 (国税11)(法人税:義) (地方税6)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	「社会保障制度改革国民会議報告書」(平成25年8月6日)において、「医療法人制度・社会福祉法人制度について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改正を検討する必要がある。」との指摘がされた。 それを踏まえて、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、「地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進め、医療・介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現する。このため、医療法人制度においてその社員に法人がなることができることを明確化した上で、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする『非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)』を創設する。その制度設計に当たっては、産業競争力会議医療・介護等分科会中間整理(平成25年12月26日)の趣旨に照らし、当該非営利ホールディングカンパニー型法人(仮称)への多様な非営利法人の参画(自治体、独立行政法人、国立大学法人等を含む)、意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制の緩和を含む措置について検討を進め、年内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年中に講ずることを目指す。」とされた。 また、日本再興戦略において、「医療法人の分割:会社法の会社分割と同様のスキームを医療法人について認める。」ことについて、「年内に検討し、その結果に基づいて、制度的措置を速やかに講ずる。」とされた。 このため、「医療法人の事業展開等に関する検討会」において、非営利ホールディングカンパニー型医療法人制度(仮称)及びその他の事業再編(医療法人の分割等)に関する制度見直しについて検討を進め、法改正について検討するとともに必要な税制措置を講じていく。
3	担当部局	厚生労働省医政局医療経営支援課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図り、効率のかつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応して地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域で必要な医療を確保するためには、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年法律第112号)等を踏まえて、地域の医療提供体制において医療法人間の横の連携を強化し、病床の機能の分化及び連携など地域医療の再構築を進めていくことが必要である。

		《政策目的の根拠》 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、「地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進め、医療・介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現する。このため、医療法人制度においてその社員に法人がなることができることを明確化した上で、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする『非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)』を創設する。その制度設計に当たっては、産業競争力会議医療・介護等分科会中間整理(平成25年12月26日)の趣旨に照らし、当該非営利ホールディングカンパニー型法人(仮称)への多様な非営利法人の参画(自治体、独立行政法人、国立大学法人等を含む)、意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制の緩和を含む措置について検討を進め、年内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年中に講ずることを目指す。」とされた。 また、日本再興戦略において、「医療法人の分割:会社法の会社分割と同様のスキームを医療法人について認める。」ことについて、「年内に検討し、その結果に基づいて、制度的措置を速やかに講ずる。」とされた。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標) 1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標) 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標) 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 複数の医療法人等を束ねて一体的に経営することを法制上可能とする非営利ホールディングカンパニー型法人(仮称)を創設することにより、地域の医療提供体制において医療法人間の横の連携を強化し、病床の機能の分化及び連携など地域医療の再構築を進めていく。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 非営利ホールディングカンパニー型法人(仮称)の設立数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により、非営利ホールディングカンパニー型法人の設立が促進され、地域の医療提供体制において医療法人間の横の連携を強化し、病床の機能の分化及び連携など地域医療の再構築を進めていく。
8	有効性等	① 適用数等 — ② 減収額 — ③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》 — 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 —

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年4月～)</p> <p>地域の医療提供体制において医療法人間の横の連携が強化できず、病床の機能の分化及び連携など地域医療の再構築が進まなくなる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年4月～)</p> <p>地域の医療機関等が、競争よりも協調を進めることによって、医療機能の分化・連携などを進め、共同購入や人材交流などによる事業の効率化を図りながら、連携して医療提供体制の構築等を行っていきけるようになるための仕組みを地域の選択肢として設けるためには、非営利ホールディングカンパニー型法人制度を創設し、その促進を図る観点から租税特別措置等が必要である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	非営利ホールディングカンパニー型法人制度は、地域の医療提供体制において医療法人間の横の連携を強化し、病床の機能の分化及び連携など地域医療の再構築を進めていくものであり、規制の一定程度の緩和や政策融資等と併せて非営利ホールディングカンパニー型法人制度の促進を図り、法人運営を支援する観点から必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	規制の一定程度の緩和や政策融資等を検討していく。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、「地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進め、医療・介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現する。このため、医療法人制度においてその社員に法人がなることができることを明確化した上で、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする『非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)』を創設する。その制度設計に当たっては、産業競争力会議医療・介護等分科会中間整理(平成25年12月26日)の趣旨に照らし、当該非営利ホールディングカンパニー型法人(仮称)への多様な非営利法人の参画(自治体、独立行政法人、国立大学法人等を含む)、意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制の緩和を含む措置について検討を進め、年内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年中に講ずることを目指す。」とされた。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	オーファンドラッグ等の試験研究費にかかる特別措置（研究開発税制総額型）の対象の拡充	府省名	厚生労働省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため、所期の目標が既に達成されていないかを示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（オーファンドラッグ等の製造販売承認数を増加させる）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（オーファンドラッグ等の製造販売承認数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、本租税特別措置等が適用される事業者数の所期の想定と比較して説明する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「租税特別措置等により難病等のように患者数が少ない疾病を対象としたオーファンドラッグ等の研究開発を通じて、国民の保健医療水準のより一層の向上と危機管理体制の強化を実現することが可能である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「オーファンドラッグ等の製造販売承認数の実績 平成23年度:19品目、平成24年度:13品目、平成25年度:7品目」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
オーファンドラッグ等の試験研究費は特別試験研究費の一部であり、正確な実数を示すことは困難である。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
オーファンドラッグ等の試験研究費は特別試験研究費の一部であり、正確な実数を示すことは困難である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	オーファンドラッグ等の試験研究費にかかる特別措置(研究開発税制総額型)の対象の拡充(国税12)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>薬事法第二条第十五項に規定する希少疾病医薬品又は希少疾病用医療機器(以下「オーファンドラッグ等」という。)に関する試験研究費に係る費用については、平成18年度税制改正により、研究開発税制における「特別試験研究費」の一部に計上されており、法人税額の12%を控除されることとなっている。</p> <p>今般、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)が成立したことを踏まえ、オーファンドラッグ等の指定範囲の拡大を検討しており、本特別措置の適用対象もそれに付随して拡大する。</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局経済課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成18年度 特別共同試験研究費(研究開発税制総額型)の範囲に、希少疾病医薬品及び希少疾病用医療機器に関する試験研究費を加える。
6	適用又は延長期間	期限なし。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 希少疾病の治療に必要とされる医薬品及び医療機器の研究開発の支援を通じて、国民の保健医療水準のより一層の向上と危機管理体制の強化を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》 「オーファンドラッグ等」とは、薬事法第七十七条の二及び同法施行規則第二百五十一条の規定により、対象となる患者が国内で5万人に満たない疾病の治療に必要とされる医薬品及び医療機器のことを指すが、これらは対象患者数が少ないことから、市場性、採算性が低いこと等の問題があるため、製薬企業等が積極的に研究開発を行うことが厳しい状況にある。</p> <p>しかし、希少疾病の治療に必要とされる医薬品及び医療機器ができるだけ早く医療の現場に提供されるよう、その研究開発を支援することは、国民の保健医療水準をより一層向上させるために必要不可欠である。</p> <p>このため、製薬企業等に対して、独立行政法人医薬基盤研究所による助成金交付等の支援策を講ずるとともに、薬事法第七十七条の二の三において、「租税特別措置法で定めるところにより、オーファンドラッグ等の試験研究を促進するため必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており、税制上も他の試験研究費に上乘せして優遇措置を講ずる必要がある。</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標1 安心・信頼にかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標8 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p>施策目標8-1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p>																								
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 オーファンドラッグ等の製造販売承認数を増加させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 オーファンドラッグ等の製造販売承認数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等によりオーファンドラッグ等の研究開発を促進させ、国民の保健医療水準のより一層の向上と危機管理体制の強化を実現する。</p>																								
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>○利用実績 平成23年度:4品目、2社 平成24年度:8品目、4社 平成25年度:9品目、3社</p> <p>○将来推計 オーファンドラッグ等の指定基準の拡大範囲について検討中のため、現時点では困難であるが、少なくとも増加する見込みである。</p>																								
	② 減収額	<p>○減収額実績 平成23年度:2,652万 平成24年度:5,268万 平成25年度:7,704万 ＜各年度における医薬基盤研究所が認定した希少疾病医薬品等の試験研究費及び品目数(社数)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認定実績</th> <th colspan="2">医薬品</th> <th colspan="2">医療機器</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>2.21億円</td> <td>4品目(2社)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2.21億円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>4.08億円</td> <td>7品目(3社)</td> <td>0.31億円</td> <td>1品目(1社)</td> <td>4.39億円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>6.42億円</td> <td>9品目(3社)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6.42億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 医薬基盤研究所における希少疾病用医薬品等開発振興事業より抜粋。</p> <p>上記記載の実質的な試験研究費は、(試験研究費-助成額)を示す。 ただし、平成24年度以降は、患者数がより少ない(1000人未満)ウルトラオーファン品目に対し、助成対象経費の原則50%になるよう助成金を算出した上で、ウルトラオーファン以外の品目について、希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療機器の開発支援事業の予算の範囲内で、各企業、助成率が同程度になるように分配している。</p> <p>特別試験研究費における控除率は12%であることから、各年度における控除額は ・平成23年度 2.21億円×0.12=2652万円</p>	認定実績	医薬品		医療機器		合計	平成23年度	2.21億円	4品目(2社)	0	0	2.21億円	平成24年度	4.08億円	7品目(3社)	0.31億円	1品目(1社)	4.39億円	平成25年度	6.42億円	9品目(3社)	0	0	6.42億円
認定実績	医薬品		医療機器		合計																					
平成23年度	2.21億円	4品目(2社)	0	0	2.21億円																					
平成24年度	4.08億円	7品目(3社)	0.31億円	1品目(1社)	4.39億円																					
平成25年度	6.42億円	9品目(3社)	0	0	6.42億円																					

		<p>・平成 24 年度 4.39 億円×0.12=5268 万円</p> <p>・平成 25 年度 6.42 億円×0.12=7704 万円 となる。</p> <p>○将来推計 オーファンドラッグ等の指定基準の拡大範囲について検討中のため、現時点では推計困難であるが、少なくとも増加する見込みである。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 25 年度) オーファンドラッグ等は平成 23 年度には 4 品目、平成 24 年度には 8 品目、平成 25 年度には 9 品目と承認されており、難病等のように患者数が少ない疾病を対象としたオーファンドラッグ等の研究開発を通じて、国民の保健医療水準のより一層の向上と危機管理体制の強化を実現している。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成 23 年度～平成 25 年度) ○オーファンドラッグ等の製造販売承認数の実績 平成 23 年度:19 品目 平成 24 年度:13 品目 平成 25 年度: 7 品目</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 難病等のように患者数が少ない疾病を対象とするオーファンドラッグ等については、医療上の必要性が高いにもかかわらず、治験の困難さや市場規模の小ささ等により十分に研究開発が進まない現状がある。租税特別措置等が拡充されなかった場合、更なる研究開発の停滞につながりかねない。</p> <p>-----</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 難病等のように患者数が少ない疾病を対象とするオーファンドラッグ等については、医療上の必要性が高いにもかかわらず、治験の困難さや市場規模の小ささ等により十分に研究開発が進まない現状がある。 しかし、租税特別措置等により難病等のように患者数が少ない疾病を対象としたオーファンドラッグ等の研究開発を通じて、国民の保健医療水準のより一層の向上と危機管理体制の強化を実現することが可能である。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業等が実施する研究開発は、国全体の研究開発に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。</p> <p>②企業が実施する研究開発投資の大部分を企業が負担している(98.2%)</p> <p>③政府による企業等への直接支援は少ない(1.2%、主要国中最低)。</p> <p>したがって、我が国のイノベーションを活性化するためには、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが重要である。特に、希少疾病に対する医薬品の開発・承認の増加を促すには、オーファンドラッグ等の試験研究費に係る特別措置の対象の拡充をすることが必要かつ効果的である。</p>

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の施策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相応性	-
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	府省名	厚生労働省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る）がまだ達成されていないとしているが、所期の目標が達成されていない原因の分析がされず、また、租税特別措置等を継続する理由が示されていないため、当該原因を分析することにより、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設の拡大を通じて、経営基盤の強化を図る）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（租税特別措置適用設備数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）が想定外に僅少でないことについて、本租税特別措置等の適用数等の所期（制度創設時又は前回延長要望時）の想定が示されていないため、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

 - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず、税収減を是認するような効果が「本租税措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復や雇用情勢の改善に寄与している」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - 本租税特別措置等の適用者数及び適用額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における適用者数及び適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。

る。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況について、「本租税措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与してきた」と説明されているが、効果が把握されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「今後も、本措置活用により、組合の事業支援を通じた営業者の経営基盤の強化（税収の増大）に寄与」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用者数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用者数及び適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「複数の組合において、人材の能力活用や生産性・効率性の向上に向けた取組が進んでおり、これらに対して本措置を適用することで、事業支援を通じた営業者の経営基盤の強化を後押しする」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）は、第1条の中で、「衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進する」ことが明記されており、これを踏まえて、同法第3条に基づき、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため、生活衛生同業組合を組織している。
また、同法第56条の2に基づき、厚生労働大臣は、業種を指定して営業の振興に必要な事項に関する指針を定めることができ、当該指針に基づいて、同法第56条の3により、生活衛生同業組合等は、組合員たる営業者が営業の振興を図るために必要な事業に関する計画を立てることができる。これらの認定された計画に係る共同施設について、同法56条の5において特別償却に関する規定が定められているところであり、これら共同施設は、生活衛生関係営業者が、衛生施設の改善向上を図る上で、必要不可欠なものとなっている。
- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
前回要望時の達成目標は、「生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の営業者の経営基盤の強化を図る」であるが、営業者の経営基盤の強化を図るためには、一つの指標として、生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じることが必要であると考えられる。現在の生活衛生関係営業の業況判断D Iは低調（▲29.1＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成26年1～3月期）となっており、依然として経営状況は厳しいため、引き続き本特別措置を適用する必要性があると考えられる。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第186回提出）では、平成23年度に1件、24年度は0件とされている。
- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
ここ数年は、経済情勢の悪化の影響を受け、利用件数が少なくなっているが、経済情勢の回復を受けて、今後は、件数が増えるものと見込まれる。また、振興計画に係る共同利用施設にのみ適用される特別償却制度であることから、想定外に特定の者に偏ることはないと考えられる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
本税制は、対象となる組合等が共同利用施設を設置する場合に広く適用することを目的としている。そのため、予算の制約がなく、要件を満たすものが全て対象となる租税特別措置によることが妥当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長(国税21)(法人税)
2	要望の内容	生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、適用期限を平成28年度末までの2年間延長する。
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和55年 期限切れごとに延長要望(直近は平成24年度)
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日から平成29年3月31日まで (平成27年度～平成28年度)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。 生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める業種ごとの営業の振興に関する指針(振興指針)に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業(振興事業)に関する計画(振興計画)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。 本税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図るものである。 《政策目的の根拠》 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の5
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等における共同利用施設の拡大を通じて、経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況 DI がプラスに転じる必要がある。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置適用設備数

8	有効性等	① 適用数等 (対象施設数)(特別償却対象設備取得額)(特別償却実施額)	<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 生活衛生関係営業(全産業545万事業所のうち20.2%、全従業者5,584万人のうち12.2%)は国民生活と極めて密着し、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。 一方、その大半が、経営基盤が脆弱な中小零細事業者であるところ、規制緩和の流れの中で、零細な生活衛生関係営業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るためには、協業化等により合理化及び省力化を進め、生産性の一層の向上を図るとともに労働環境の改善及び福利厚生充実等を強力に推進する必要がある。 現在の生活衛生関係営業の業況判断DIは低調(▲29.1=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成26年1-3月期)で、経営状況は依然として厳しく、このような状況下において、小規模や事業体である同営業が、地域経済においてその役割を果たすためには、少子・高齢化、環境、節電、衛生水準の向上等の同営業を取り巻く課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。 このため、零細で資金繰りに苦しむ事業者の設備投資に係る当座の負担を軽減するため、引き続き、通常の減価償却限度額とは別枠で償却できる本特別償却制度により、生活衛生同業組合等の設備投資(共同利用施設取得)を誘因する必要がある。</p>																
		② 減収額 (減収額)	<table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>2</td> <td>9.4百万円</td> <td>0.8百万円</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>2</td> <td>170.0百万円</td> <td>10.2百万円</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>2</td> <td>81.3百万円</td> <td>6.5百万円</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>1</td> <td>0.7百万円</td> <td>0.1百万円</td> </tr> </table> <p>中小零細事業者たる生活衛生関係営業者は、生産性の向上、経営コスト低減等のため、引き続き事業の共同化・協業化を図る必要があるが、事業収益の低迷等により、業況判断DIがマイナスに留まる中、相当の費用を要する共同利用施設などの設備投資を近年見合わせざるを得ない状況にある。</p>	22年度	2	9.4百万円	0.8百万円	23年度	2	170.0百万円	10.2百万円	24年度	2	81.3百万円	6.5百万円	25年度	1	0.7百万円	0.1百万円
		22年度	2	9.4百万円	0.8百万円														
23年度	2	170.0百万円	10.2百万円																
24年度	2	81.3百万円	6.5百万円																
25年度	1	0.7百万円	0.1百万円																
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成29年3月) 資材価格高騰、消費者の節約志向等の低下などにより中小零細事業者にとって国内マーケットは厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置による設備投資の促進により、営業施設の衛生水準の向上、経営基盤の強化に寄与している。 しかし、共同利用施設の取得のためには相当の費用を要するため、設備投資(共同利用施設取得)意欲が弱含みであり、ここ数年は投資を見合わせざるを得ない状況にあったが、後継者育成の観点から若手すし食肉の人材育成を目的とした「すし共同研修棟」が建設されたり、美容業の複数の組合において共同美容研修施設の建設やクリーニング共同工場が建設されるなど、人材の</p>																		

		<p>能力活用や生産性・効率性の向上に向けた取り組みが進んでおり、これら組合に対して本措置を適用することで、政策目的の実現を図っていく。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(創設時～平成29年3月) 本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与してきた。 また、後継者育成の観点から若手すし食肉の人材育成を目的とした「すし共同研修棟」が建設されたり、美容業の複数の組合において共同美容研修施設の建設やクリーニング共同工場が建設されるなど、人材の能力活用や生産性・効率性の向上に向けた取り組みが進んでおり、これら組合に対して本措置を適用することで、本措置適用組合の事業支援を通じた営業者の経営基盤の強化を後押しする。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時～平成29年3月) 国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の強化に資する設備投資(共同利用施設の取得)が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化や国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルなどを招くおそれがある。また、震災復興の足かせの懸念があるほか、少子高齢化、子育て・共働き世帯の増による社会的孤立の懸念への対応や節電・非常用需要に対応する共同蓄電設備の導入など、経済・社会的に必要なニーズに則することができなくなる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時～平成29年3月) 本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復や雇用情勢の改善に寄与している。今後も、本措置活用により、組合の事業支援を通じた営業者の経営基盤の強化(税込の増大)に寄与。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>生活衛生関係営業(全産業545万事業所のうち20.2%、全従業者5,584万人のうち12.2%)は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしているが、その営業の大半の経営基盤が脆弱であることに鑑みれば、中小零細事業者対策として事業の持続的発展を図るという視点は特に重要である。</p> <p>共同利用施設の特別償却制度は、高度な経営技術を持つ大企業の参入による価格競争に伴う深刻な影響や経営悪化など経済構造の変化に対応し、生活衛生関係営業の経営の安定と消費者利益の擁護を図るため、昭和54年の</p>

		<p>環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正により条文化され、昭和55年に創設されたものであるが、今日においても、大規模な量販店やチェーンストアの増加が相次ぐなど生活衛生関係営業を取り巻く環境は総じて厳しいことから、地域のセーフティネットとしての役割をこれからも果たしていくためにも、引き続き政策税制としての役割を維持していくことに妥当性はある。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	<p>『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成24年7月とりまとめ公表)』において、①収益の悪化・資金調達の難しさを背景に設備投資に慎重にならざるを得ないこと、②中小零細事業者対策という視点が重要であること、③大規模な量販店やチェーンストア等の増加が相次ぎ生活衛生関係営業を取り巻く経営環境が厳しいこと、④東日本大震災の発生を受けて復旧・復興等の必要が高まっていること、等を踏まえ、対象設備を政策効果の高い重点4分野(少子高齢化・買い物弱者対策に資する設備、環境・エコ・清潔・快適に資する設備、震災復興・節電に資する設備、安全・安心の確保に資する設備)に重点化した上で、現行の政策税制としての役割を維持することが必要とされ、これら報告の提言や改革の方向性を踏まえ、平成25年度税制改正大綱において、適切に対応するよう指摘されている。</p> <p>また、平成24年7月に、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」が開催され、『生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方(平成24年7月19日答申)』において、節電につながる共同工場や共同営業施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合には、積極的に活用するよう指摘されている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（男性の育児休業取得率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、本租税特別措置等が適用される認定企業数の所期の想定と比較して説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の適用数等について租特透明化法等に基づき把握される情報を用いている場合、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて同情報（上位10社の適用額合計の割合等）を用いて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「…現状においては、くるみ認定企業数は順調に増加し、くるみ税制による効果が得られていることがうかがわれるものの、男性の育児休業取得率はいまだ低水準であること、所定外労働の削減や年次有給休暇取得率の向上があまり進んでいないこと、出産を機に離職する女性が依然として多いことといった課題が指摘されていることから、本税制の延長・拡充を図ることが必要である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「…平成23年度の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置（以下「くるみ税制」という。）創設以降、男性の育児休業取得率は上昇し、平成24年度に落ち込んだものの、平成25年度には、再び上昇している。一方で、くるみ認定企業数は、順調に増加している。このことから、くるみ税制による効果が得られていることがうかがわれる」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「女性の活躍が推進されることは、「日本再興戦略」改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）で「とりわけ我が国最

大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体に活力を与えることにもつながるものである」等と提言されているとおり、日本経済の活性化に寄与し、租税減収額を上回る経済効果につながるものである」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計（平成27年度から29年度まで）についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「…くるみん認定及びプラチナくるみん（仮称）認定を取得する経済的なインセンティブとしてくるみん税制は有効であり、これを拡充・延長することで、積極的に取り組む企業が増え、男女ともに仕事と子育てが両立できるような雇用環境の整備に向けた機運が醸成され、他の両立支援策とあいまって、社会全体として企業における取組が進展することで、政策目標が達成されることが期待されるものである」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

平成25年に実施した本措置に係る政策評価において、26年度までに「くるみん」取得企業数を2,000社とするとしている。同数値は、平成26年7月末時点で1,932社となっており、「くるみん」取得企業数は、順調に増加していることから、今年度中には目標を達成する見込みである。

しかし、依然として、①男性の育児の育児休業取得率はいまだ低水準であること、②所定外労働の削減や年次有給休暇取得率の向上が余り進んでいないこと、③出産を機に離職する女性が多いことから、男女ともに仕事と子育てが両立できる雇用環境整備など、事業主の自立的な取組を一層推進するため、くるみん認定及びプラチナくるみん（仮称）認定を取得する経済的なインセンティブとなるくるみん税制を拡充・延長し、引き続き「くるみん」取得企業数を拡大する必要がある。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>欄への補足説明）

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）において、2020年までの数値目標として「第1子出産前後の女性の継続就業率55%、男性の育児休業取得率13%」が定められていること、本租税特別措置は、当該数値目標を実現するための重要な手段であることから、当該数値目標を、達成目標として設定したところである。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

≪平成25年度の適用件数（推計）≫

平成25年度適用数（推計）：43件

次世代法認定企業数の増加率の平均：123%

545 （平成25年度実績） \div 447 （平成24年度実績） $\times 100 = 121.92 \approx 122\%$

447 （平成24年度実績） \div 363 （平成23年度実績） $\times 100 = 123.14 \approx 123\%$

$(122+123) \div 2 = 122.5 \approx 123\%$

35 （平成24年度実績） $\times 123\% = 43.05 \approx$ 43

≪平成25年度の適用額（推計）≫

平成25年度割増償却の適用額（推計）：9,073,086（千円）

平成25年度適用数（推計）：43件

$43 \times 211,002$ （千円）※ = 9,073,086（千円）

（注）平成24年度の適用額（総額）を適用件数で割り戻して算出

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

≪適用件数の将来推計≫

○くるみん

平成27年度 適用見込み件数：178件

平成28年度 適用見込み件数：267件

平成 29 年度 適用見込み件数：400 件

平成 27～29 年度の適用見込み件数：178+267+400 = 845 ≒ 850 件

(注) くるみん税制の周知強化により認定企業数の前年度比が上昇 (150% (※平成 25 年度は前年度比 123%増)) し、利用率も上昇する (10.0% (※平成 24 年度実績 7.83%)) と仮定し、また対象資産の拡大による適用数の増加も考慮し、推計。

○プラチナくるみん (仮称)

平成 27 年度 適用見込み件数：7 件

平成 28 年度 適用見込み件数：9 件

平成 29 年度 適用見込み件数：11 件

平成 27～29 年度の適用見込み件数：7+9+11 = 27 ≒ 30 件

(注) くるみん認定の実績を考慮し、平成 27 年度におけるプラチナくるみん (仮称) 認定取得企業数は 150 社、その後の増加率を 123%、税制優遇制度の利用率を 4.96% (くるみん税制創設時のくるみん税制適用割合) と仮定し、推計。

⑦ 減収額の実績把握 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

平成 25 年度減収額 (推計)：2,313,637 (千円)

(算出根拠)

割増償却の適用額 平成 25 年度 (推計)：9,073,086 (千円)

法人税率 平成 25 年度 25.5%

(減収額計算式)

$9,073,086 \times 25.5\% = 2,313,636.93 \approx \underline{2,313,637 (千円)}$

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測 (評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明)

「日本再興戦略」改訂 2014 に掲げられた数値目標に基づき達成目標を設定している。ただし、当該指標については、経済状況など外部要因も想定されるため、定性的な記述にとどまるが、評価書中「8 有効性等③効果・達成目標の実現状況」において記述したとおり、くるみん認定及びプラチナくるみん (仮称) 認定を取得する経済的なインセンティブとしてくるみん税制は有効であり、これを拡充・延長することで、積極的に取り組む企業が増え、男女ともに仕事と子育てが両立できるような雇用環境の整備に向けた機運が醸成され、他の両立支援策とあいまって、社会全体として企業における取組が進展することで、政策目標が達成されることが期待されるものである。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

「日本再興戦略」改訂 2014 に掲げられた数値目標に基づき達成目標を設定している。ただし、当該指標については、経済状況など外部要因も想定されるため、定性的な記述にとどまるが、評価書中「8 有効性等③効果・達成目標の実現状況」において記述したとおり、本税制優遇措置により政策目標が達成され、女性の活躍が推進されることは、「日本再興戦略」改訂 2014 で「とりわけ我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体に活力を与えることにもつながるものである」等と提言されているとおり、日本経済の活性化に寄与し、租税減収額を上回る経済効果につながるものである。

⑭ 他の政策手段との役割分担 (評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明)

両立支援等助成金は、所内保育施設や短時間勤務制度といった特定の施設や制度に注目したものと及び中小企業を対象にしているもので構成されているが、本租税特別措置は、特定の施設や制度の整備を促進するものではなく、また大企業・中小企業を問わず適用されるものであり、企業の実情に応じた両立支援のための自主的な取組を促進させるために必要な措置である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充 (国税24)(法人税:義)、(所得税:外)
2	要望の内容	企業がくるみん認定を受けた場合に認められる割増償却について、適用期限の延長等を行う。また、企業がさらなる両立支援にかかる取組を行い、プラチナくるみん(仮称)認定を受けた場合に、税制優遇措置の拡充を行う。 ※くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定を取得するためには、男性の育児休業に係る基準を満たさなければならず、プラチナくるみん(仮称)認定においては、女性の継続就業率向上のための基準を設けることとしている。
3	担当部局	雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度創設 平成26年度適用期限延長
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日から平成30年3月31日
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 少子化の背景には、就労と出産・子育てに関しての希望と現実が乖離し、仕事と子育ての二者択一を迫られるような状況が存在している。また、育児休業取得率に関し、女性は83.0%であるのに対し、男性は2.03%にとどまっている。こうした現状において、男女ともに仕事と子育てが両立できる雇用環境の改善・充実を通じ、国民が希望する結婚・出産・子育てが実現できる社会経済環境を整備するため、本租税特別措置を講じるものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—(平成26年6月24日閣議決定) 第Ⅱ 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 2-2. 女性の活躍推進／若者・高齢者等の活躍推進／外国人材の活用 (3) 新たに講ずべき具体的施策 i) 女性の活躍推進 ⑥ 女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築 「改正次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定等を受ける事業主に対するインセンティブ付与の検討、男性の育児参画促進等、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む事業主への支援などを拡充する」 ・「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に対する附帯決議」参議院厚生労働委員会(平成26年4月15日) 「次世代育成支援対策に関する計画に定めた目標を達成したこと等の基準</p>

		を満たした一般事業主に付与される認定マーク(くるみんマーク)の認知度が低いことに鑑み、現行の認定マーク及び特例認定制度に基づく新たな認定マークについて周知徹底を図り、あわせて、一般事業主の更なる取組を促進するため、有効な措置を講ずること」
	② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを生み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標VI-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること 施策中目標VI-1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・第1子出産後の女性の継続就業率 55%(2020年) ・男性の育児休業取得率 13%(2020年) 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・第1子出産後の女性の継続就業率:国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」 ・男性の育児休業取得率:厚生労働省「雇用均等基本調査」 ※当該指標については、経済状況など外部要因が影響するため、くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定の取得企業数の動向なども考慮する必要がある。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により、くるみん認定、プラチナくるみん(仮称)認定の取得促進を図り、認定取得企業を増加させることは、第1子出産後の女性の継続就業率及び男性の育児休業取得率を向上させ、ひいては社会全体の両立支援を促進することに寄与することとなる。
8	有効性等	① 適用数等 割増償却の適用件数 平成23年度:18件(連結法人含む) 平成24年度:35件(連結法人含む) 資料出所:財務省「租税特別措置の適用実態の結果に関する報告書」 平成25年度:43件(連結法人含む) 平成26年度:52件(連結法人含む) *平成25年度認定企業数は、545社(前年度比123%)。平成26年度も前年度比は平成25年度並み、認定企業数のうち、7.83%が税制優遇措置を利用(平成24年度の実績より)していることから、平成25、26年度は平成24年度並みの利用率と仮定し、推計 平成27~29年度 850社(くるみん)(連結法人含む。) ※平成27年度以降は、くるみん税制の周知強化により認定企業数の前年度比も上昇(150%)し、利用率も上昇する(10.0%)と仮定し、また対象資産の拡大による適用数の増加も考慮し、推計 30社(プラチナくるみん(仮称)) ※くるみん認定の実績を考慮し、平成27年度におけるプラチナくるみん(仮称)認定取得企業数は150社、その後の増加率を123%、税制優遇制度の利用率を4.96%(くるみん税制創設時のくるみん税制適用割合)と

		仮定し、推計
②	減収額	<p>割増償却の適用額 平成23年度：2,253,877千円 平成24年度：7,385,081千円 資料出所：財務省「租税特別措置の適用実態の結果に関する報告書」 平成23年度減収額：6億7,616万3,100円 (算出根拠) 割増償却の適用額 平成23年度：22億5,387万7,000円 法人税率 平成23年度：30% (減収額計算式) $2,253,877,000 \times 0.3 = 676,163,100$ 平成24年度減収額：18億8,319万5,655円 (算出根拠) 割増償却の適用額 平成24年度：73億8,508万1,000円 法人税率 平成24年度：25.5% (減収額計算式) $7,385,081,000 \times 0.255 = 1,883,195,655$</p> <p>減収額の推計は、本租税特別措置の具体的内容を現在精査中のため困難</p>
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成23年4月1日～平成30年3月31日) 仕事と家庭の両立支援を促進するためには、育児等の取得によるマンパワー不足を補うため、企業全体で業務効率化・生産性の向上を図り、労働環境が改善・向上されることが必要である。これに資する減価償却資産は企業によって様々であるが、保育所を含む建物、機械及び装置並びに車両及び運搬具については、業務効率化・生産性向上のための設備投資資産の中でもその割合が高くニーズがあると考えられるものである。 これらの資産を取得した場合に、割増償却を可能とすることにより、くるみん及びプラチナくるみん(仮称)の取得を促し、企業における仕事と家庭の両立支援を促進する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成23年4月1日～平成30年3月31日) 男性の育児休業取得率は、 平成22年度：1.38% 平成23年度：2.63% 平成24年度：1.89% 平成25年度：2.03% となっており、平成23年度の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置(以下「くるみん税制」という。)創設以降、男性の育児休業取得率は上昇し、平成24年度に落ち込んだものの、平成25年度には、再び上昇している。 一方で、くるみん認定企業数は、順調に増加している。このことから、くるみん税制による効果が得られていることがうかがわれる。 なお、女性の継続就業率については、データ出典である出生動向基本調査は、5年周期に実施のため、租税特別措置導入後の数値の動向は把握されていない。</p>

		<p>《参考：くるみん認定企業数》 平成21年6月末 717社 平成22年6月末 920社 平成23年6月末 1,095社 平成24年6月末 1,275社 平成25年6月末 1,588社 平成26年6月末 1,904社</p> <p>しかしながら、 ① 男性の育児休業取得率はいまだ低水準であること ② 所定外労働の削減や年次有給休暇取得率の向上があまり進んでいないこと ③ 出産を機に離職する女性が依然として多いこと といった課題が指摘されている。このため男女ともに仕事と子育てが両立できる雇用環境整備など、事業主の自立的な取組を一層推進し、くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定を取得する経済的なインセンティブとなるくるみん税制は有効であり、拡充・延長する必要がある。 なお、仕事と家庭の両立のためには、業務効率化や生産性の向上を図り、労働環境が改善・向上されることが必要であり、これらに資する減価償却資産の割増償却を可能にすることは、くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定を受けた企業の労働環境の改善を支援することとなる。</p>
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成23年4月1日～平成30年3月31日) くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定を取得するインセンティブが失われ、くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定の取得が進まず、女性の活躍促進や仕事と家庭の両立支援に係る企業の取組が停滞し、労働力不足が深刻化することにより、日本の経済成長の足かせとなる。</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成27年4月1日～平成30年3月31日) 本税制優遇措置によりくるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定の取得を促進することで、男女ともに仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備など、事業主の自立的な取組をより一層推進し、働き続けながら子育てしやすい環境が整備され、女性の継続就業が増加する。 女性の活躍が推進されることは、「『日本再興戦略』改訂2014」(平成26年6月24日)で「とりわけ我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体に活力を与えることにもつながるものである」等と提言されているとおり、日本経済の活性化に寄与し、租税減収額を上回る経済効果につながるものである。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 次世代法に基づく認定(くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定)は、特定の取組の促進を目的としたものではなく、企業の実情に応じた両立支援の取組を促進させるものであり(例えば、一般事業主行動計画に盛り込まれた両立支援に係る取組の達成、育児休業の取組、所定外労働の制限に関する</p>

		<p>制度の整備など)、その取組内容は次世代法によって強制的に決められるものではない。このため、特定の事業を促進させる補助金や規制ではなく、税制上の優遇措置によって、自主的な取組を促進させることが有効である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月 (平成 26 年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税、個人住民税、個人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（企業年金等の加入者数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
当該政策目的の根拠については、下記のとおり法令等において明記されている。

<確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第1条>

この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

<確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第1条>

この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

<「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）（抄）>

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

5. 立地競争力の更なる強化

5-2 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 金融・資本市場の活性化

③豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立

・確定拠出年金の一層の普及等を図るため、国民の自助努力促進の観点から確定拠出年金制度全体の運用資産選択の改善、ライフスタイルの柔軟性への対応等（マッチング拠出における事業主拠出額以下との制限の取扱いや中小企業への確定拠出年金制度の普及等）について、3階部分も含めた公的年金制度全体の見直しとあわせて検討を行う。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

企業年金制度等の枠組みにおいて、本租税特別措置等のほかに、補助金等による支援措置は採っていない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置 (国税25 法人税:義、所得税:外) (地方税21 法人住民税:義、法人事業税:義、個人住民税:外、個人事業税:外)
2	要望の内容	確定拠出年金制度をはじめとする企業年金制度等については、施行後約10年を経て見直しの時期になるとともに、「日本再興戦略 改訂2014」においても国民の自助努力促進の観点から制度の見直しを行うこととされていることから、現在、社会保障審議会企業年金部会において制度のあり方の検討を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。
3	担当部局	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置を要望
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 上乗せ年金の制度改善を図り、多様な制度設計が可能な仕組みとするとともに、企業年金等の普及・拡大を図り、公的年金と上乗せ年金を組み合わせ、老後の所得確保を支援すること。</p> <p>《政策目的の根拠》 先般の法改正により長らく我が国の企業年金制度の柱であった厚生年金基金制度については縮小・廃止方向に向かうことなどにより、中小企業を中心として企業が企業年金を実施・継続するための制度改善の要望が多く寄せられている。 また、若年層や女性を中心に、ライフコースの多様化に伴い、働き方も長期間一つの職場で継続して就労する形態に加え、職場を変えて継続して就労する形態、ある時期は就労・ある時期は家庭(在宅)など、複線化・多様化が顕著になっている。他方で、現在の上乗せ年金制度は、職場や働き方ごとに縦割りとなっており、職場や働き方に応じて加入できる制度や給付・掛金・加入限度額が変動するなど自助努力による老後の所得確保策として改善すべき点がある。 加えて、公的年金の給付水準の調整が予定されている中で企業年金等の役割は高まる傾向にあり、諸外国においても、公的年金と私的年金の組み合わせによって老後の所得確保を図る方向で制度設計を行う流れとなっている。こうしたことから、企業年金制度等について、各制度の普及・拡大を促進するとともに、国民の老後の所得保障策を充実させるため、全般的な見直しをする必要がある。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付	IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること 1-3 企業年金等の健全な育成を図ること

		け	1-4 企業年金等の適正な運営を図ること	
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていく。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業年金等の加入者数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 企業年金等が普及・拡大することにより、国民の老後の所得保障の充実が促進され、老後における生活の安定が図られる。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	—	
		② 減収額	—	
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)	—
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)	—
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇)	—	
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)	—	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	企業年金制度等は税制上の措置を講ずることで、国として国民の老後の所得確保を支援することを基本としている。企業年金制度等は、本来私的に任意で行うものについて、受給権の保護等を定めた確定給付企業年金法等の法に基づく形式に沿って実施する場合にのみ税優遇を与える制度である。したがって、税優遇等の一定の支援措置がない場合には企業年金制度等を実施するインセンティブは著しく減少することが想定されるものであり、法改正等の手法を用いた制度改正による健全な育成に加えて、税制上の支援措置は必須	

			の支援策である。なお、諸外国における企業年金制度への支援策においても、税制上の措置によるものが圧倒的に多い。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	法律において、企業年金制度等の運営に係る受託者の責任について規定しているほか、確定給付企業年金制度においては積立金の確保や受給権の保護に係る義務付け等を、確定拠出年金制度においては事業主等による投資教育の実施や商品提供に係る義務付け等を、それぞれ行っている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	住民の老後の所得保障の充実による老後における生活の安定は地方公共団体においても重要であり、地方公共団体においても協力することが相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	府省名	厚生労働省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税27)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>○我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションへの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みを検討する。</p> <p>－総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の恒久化を図る。</p> <p>－オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)。</p> <p>・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%)</p> <p>・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を追加)</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局経済課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置) ・平成26年税制改正にて、上乘せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率を変更する仕組み)に変更
6	適用又は延長期間	<p>○総額型の控除上限の引き上げ措置の恒久化</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除)の拡充(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p>

		<p>特に、高付加価値・知識集約型の医薬品・医療機器産業は、資源の乏しい我が国にとって経済成長を担う重要な産業であり、国民の生命・健康の維持・増進の観点から、世界最高水準の医薬品等を国民に迅速に提供することが期待されている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目標とすることとする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼にかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 8 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p>施策目標 8-1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目標とすることとする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決</p>

			<p>定) II. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現 5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 (1) 科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ② 産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」 V. 社会とともに創り進める政策の展開 4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略 2014(平成 26 年 5 月 23 日閣議決定) 第 3 章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (3) イノベーションを結実させる ① 新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対 GDP 比 3% 以上である。</p> <p>あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。(日本再興戦略改定 2014)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の 7 割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。平成 26 年度経済産業省アンケート調査でも、約 75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>○利用実績(うち中小企業分(資本金 1 億円以下)) ① 減収額実績(うち、税法上の中小企業分) <総額型> 平成 22 年度 3,337 億円(16 億円) 平成 23 年度 2,848 億円(45 億円) 平成 24 年度 3,017 億円(42 億円)</p>

			<p>平成 25 年度 4,618 億円(48 億円)(見込み) 平成 26 年度 4,618 億円(48 億円)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成 22 年度 165 億円(164 億円) 平成 23 年度 224 億円(222 億円) 平成 24 年度 212 億円(209 億円) 平成 25 年度 278 億円(275 億円)(見込み) 平成 26 年度 278 億円(275 億円)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型> 平成 22 年度 0.6 億円(0 億円) 平成 23 年度 0.4 億円(0.1 億円) 平成 24 年度 0.6 億円(0 億円) 平成 25 年度 0.6 億円(0 億円)(見込み) 平成 26 年度 0.6 億円(0 億円)(見込み)</p> <p>② 適用事業者(法人)数 <総額型> 平成 22 年度 2,611 社(504 社) 平成 23 年度 2,793 社(705 社) 平成 24 年度 3,297 社(842 社) 平成 25 年度 3,636 社(972 社)(見込み) 平成 26 年度 3,636 社(972 社)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成 22 年度 4,029 社(4,026 社) 平成 23 年度 4,603 社(4,585 社) 平成 24 年度 4,706 社(4,686 社) 平成 25 年度 5,430 社(5,412 社)(見込み) 平成 26 年度 5,430 社(5,412 社)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型> 平成 22 年度 91 社(28 社) 平成 23 年度 91 社(27 社) 平成 24 年度 100 社(32 社) 平成 25 年度 100 社(32 社)(見込み) 平成 26 年度 100 社(32 社)(見込み)</p> <p>※平成 22 年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成 23、24 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成 22 年度実績は、「平成 25 年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成 23 年度、平成 24 年度の活用実績を「平成 23、24 年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照) ※平成 25、26 年度については、「平成 26 年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用</p>
--	--	--	---

実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)
 (平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)
 なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。

平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乘せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。なお、平成25年度要望時は、総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算したものを記載していたため、総額型のみを抜粋し記載した。)

平成24年度見込み(総額型) 2,992 事業年度 3,639 億円
 平成25年度見込み(") 3,135 事業年度 4,052 億円

※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)
 平成24年度(実績) 総額型 3,297 事業年度 3,017 億円

平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。

○将来推計(平成27年度)
 ・総額型(20%~30%部分) 3,636/事業年度 461,786 百万円
 ・中小企業技術基盤強化税制 5,430/事業年度 27,846 百万円
 ・オープンイノベーション型 373/事業年度 2,749 百万円
 試算根拠:別紙②参照

	適用企業数	適用金額(百万円)
平成28年度		
・総額型(20%~30%部分)	3,636/事業年度	475,640 百万円
・中小企業技術基盤強化税制	5,430/事業年度	28,681 百万円
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,831 百万円
平成29年度		
・総額型(20%~30%部分)	3,636/事業年度	489,909 百万円
・中小企業技術基盤強化税制	5,430/事業年度	29,541 百万円
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,916 百万円

※総額型は、控除上限の引下げ措置(法人税額の30%)の延長のため、将来推計(平成27年度)は、平成26年度見込み(別紙①)と同数とした。
 ※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。
 (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種
 (総額型控除上限20%→30%適用企業)
 平成25年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成26年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成26年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)
 平成24年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事業	4	0
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

②	減収額	<p>○減収額実績（うち中小企業分（資本金1億円以下））</p> <p><総額型> 平成 22 年度 3,337 億円(16 億円) 平成 23 年度 2,848 億円(45 億円) 平成 24 年度 3,017 億円(42 億円)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成 22 年度 165 億円(164 億円) 平成 23 年度 224 億円(222 億円) 平成 24 年度 212 億円(209 億円)</p> <p><オープンイノベーション型> 平成 22 年度 0.6 億円(0 億円) 平成 23 年度 0.4 億円(0.1 億円) 平成 24 年度 0.6 億円(0 億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計 平成 27 年度 総額型 ▲562 億円 オープンイノベーション型 ▲ 27 億円 (平成 26 年度経産省アンケート調査結果による試算) ※平成 27 年度推計の根拠 総額型については、平成 26 年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の 20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の 20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業についても、平成 26 年度中小企業基盤強化税制アンケート調査により得られた平成 25 年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。) ※オープンイノベーション型についても、平成 26 年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成 25 年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を 60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の 10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成 25 年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成 25 年度知的財産活動調査」によると、資本金が 1 億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金 1 億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641 百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は</p>
---	-----	--

③	効果・達成目標の実現状況	<p>売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の 1/10 程度と仮定すると 164 百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率(70.3%(平成 24 年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p> <p><<政策目的の実現状況>>(分析対象期間:平成 19 年~平成 29 年) 我が国は、2008 年をピークに、官民合わせた研究開発費の対 GDP 比率が低下しており、目標としている 4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第 2 位の対 GDP 研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対 GDP 研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="1487 491 2033 778"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> <td>4.04</td> <td>4.36</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.25</td> <td>3.38</td> <td>3.35</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.63</td> <td>2.77</td> <td>2.82</td> <td>2.74</td> <td>2.76</td> <td>2.79</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> <td>2.89</td> <td>2.98</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> <td>2.25</td> <td>2.29</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.75</td> <td>1.82</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.73</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> <td>1.84</td> <td>1.98</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.13</td> <td>1.09</td> <td>1.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2012 年の官民合わせた研究開発費が 300 億ドル以上の 8 力国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)</p> <p>リーマンショック後の民間研究開発投資の GDP 比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成 24 年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対 GDP 比率を世界最高水準(第 1 位)に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p><<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>(分析対象期間:平成 19 年~平成 29 年) 我が国は、2008 年をピークに民間の研究開発費の対 GDP 比率が低下しており、目標としている 3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第 2 位の対 GDP 研究開発投資比率となっている。 *民間の研究開発費の対 GDP 比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36	日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35	アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79	ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98	フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29	イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73	中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98	ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																											
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36																																																											
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35																																																											
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79																																																											
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98																																																											
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29																																																											
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73																																																											
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98																																																											
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12																																																											

○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

(出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)

＜今後の達成予測＞
 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、総額型の控除上限(法人税額の30%)の恒久化を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

＜租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響＞
 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。
 加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、我が国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。
 なお、控除限度額が法人税額の20%までと縮小された場合、研究開発投資率が高い医薬品産業は、投資に見合った控除を十分に受けることができない等の弊害が生じる。また、時限措置では、長期安定的な研究開発投資の計画立案を行うことが困難である。

＜税収減を是認するような効果の有無＞(分析対象期間:平成19年～平成29年)

○日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。
 なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。

上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円。(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)
 また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○総額型の控除上限引き上げ措置(30%)の恒久化
 現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)
 ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税の10%)
 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)
 我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。

また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。

- ・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分)
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
- ・研究開発投資押し上げ額 1,309億円
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
- ・単年度の減収(562億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:5,627億円、②雇用創出効果:約6.7万人、③税収効果:約927億円
- ・平成27年度減収見込額 27億円(オープンイノベーション型の抜本拡充分)
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
- ・研究開発投資押し上げ額 63億円
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
- ・単年度の減収(27億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:270億円、②雇用創出効果:約0.3万人、③税収効果:約44億円

さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.1%、主要国中トップ)。</p> <p>②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない(1.1%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果はあり(負の外部経済)、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・恒久化が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・恒久化することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p> <p>(参考)</p> <p>○各国は研究開発税制の拡大競争を激化。 ○OECD加盟国と比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみで制度であったが、2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国のうち増加型のみは少ない。 ○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみは少ない。</p> <table border="1" data-bbox="405 798 994 1053"> <thead> <tr> <th colspan="4">主要国の研究開発税制の動向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 813 504 861">英国</td> <td data-bbox="504 813 593 861">恒久措置 法人税法</td> <td data-bbox="593 813 862 861">2009 大企業向け追加乗算率割合を引上げ(25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加乗算率割合を引上げ(50%→75%:2008fy→100%:2011fy)→125%:2012fy) 2013 大企業向けの積立控除制度の導入</td> <td data-bbox="862 813 994 861">1999年時点 現行制度 総額型</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 869 504 917">仏国</td> <td data-bbox="504 869 593 917">恒久措置 フランス税法</td> <td data-bbox="593 869 862 917">2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に果たした一定の支出に対して20%の積立控除の新設</td> <td data-bbox="862 869 994 917">1999年時点 現行制度 増加型 総額型</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 925 504 973">韓国</td> <td data-bbox="504 925 593 973">恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別措置法</td> <td data-bbox="593 925 862 973">2009 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する積立控除の新設 2013 中堅企業の競争を促すため、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同等) ※2014年9月に公布された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。</td> <td data-bbox="862 925 994 973">1999年時点 現行制度 総額型と増加型の混在 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択制</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 981 504 1029">中国</td> <td data-bbox="504 981 593 1029">恒久措置 法人所得税法</td> <td data-bbox="593 981 862 1029">2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新業の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加</td> <td data-bbox="862 981 994 1029">現行制度 総額型</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1037 504 1085">米国</td> <td data-bbox="504 1037 593 1085">時限措置 内閣議入法</td> <td data-bbox="593 1037 862 1085">※2014年3月に公布された手続教書では、積立控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。</td> <td data-bbox="862 1037 994 1085">1999年時点 現行制度 総額型とハイブリッド型の選択制 ※ 増加型と総額型の混在をもつた制度。</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECDの調査によると他国と比較しても劣後している。(我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は 2.4%であり、OECD平均 5.0%の約半分と低水準)</p> <p>すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版 2014 において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究</p>	主要国の研究開発税制の動向				英国	恒久措置 法人税法	2009 大企業向け追加乗算率割合を引上げ(25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加乗算率割合を引上げ(50%→75%:2008fy→100%:2011fy)→125%:2012fy) 2013 大企業向けの積立控除制度の導入	1999年時点 現行制度 総額型	仏国	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に果たした一定の支出に対して20%の積立控除の新設	1999年時点 現行制度 増加型 総額型	韓国	恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別措置法	2009 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する積立控除の新設 2013 中堅企業の競争を促すため、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同等) ※2014年9月に公布された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 現行制度 総額型と増加型の混在 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択制	中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新業の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度 総額型	米国	時限措置 内閣議入法	※2014年3月に公布された手続教書では、積立控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 現行制度 総額型とハイブリッド型の選択制 ※ 増加型と総額型の混在をもつた制度。
主要国の研究開発税制の動向																											
英国	恒久措置 法人税法	2009 大企業向け追加乗算率割合を引上げ(25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加乗算率割合を引上げ(50%→75%:2008fy→100%:2011fy)→125%:2012fy) 2013 大企業向けの積立控除制度の導入	1999年時点 現行制度 総額型																								
仏国	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に果たした一定の支出に対して20%の積立控除の新設	1999年時点 現行制度 増加型 総額型																								
韓国	恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別措置法	2009 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する積立控除の新設 2013 中堅企業の競争を促すため、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同等) ※2014年9月に公布された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 現行制度 総額型と増加型の混在 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択制																								
中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新業の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度 総額型																								
米国	時限措置 内閣議入法	※2014年3月に公布された手続教書では、積立控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 現行制度 総額型とハイブリッド型の選択制 ※ 増加型と総額型の混在をもつた制度。																								

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 9 月

別紙①

平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 24 年度実績）

総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）

適用総額：301,673 百万円（うち中小企業：4,163 百万円）

中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）

適用総額：21,164 百万円（うち中小企業：20,901 百万円）

オープンイノベーション型：平成 23 年度適用件数：91（27）

平成 23 年度適用総額：41 百万円（8）

平成 24 年度適用件数：100（32）

平成 24 年度適用総額：63 百万円（4）

○平成 26 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）

適用総額：183,271 百万円（カバー率：60.75%）

（平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）

平成 25 年度集計結果 適用件数：548

適用総額：280,535 百万円

平成 25 年度推計件数：548 ÷ 15.07% = 3,636総額：280,535 百万円 ÷ 60.75% = 461,786 百万円

うち、中小企業分（平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）

適用総額：647（カバー率：15.54%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：746 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 16.86% = 972総額：746 百万円 ÷ 15.54% = 4,801 百万円

オープンイノベーション型：平成 25 年度適用件数 100 社

平成 25 年度適用総額 63 百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。

○中小企業技術基盤強化税制

平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）

適用総額：658（カバー率：3.11%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.02% = 5,430総額：866 百万円 ÷ 3.11% = 27,846 百万円

うち資本金 1 億円以下

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）

適用総額：658（カバー率：3.15%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.03% = 5,412総額：866 百万円 ÷ 3.15% = 27,509 百万円

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限 30% の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

（大企業）

1. 経済産業省平成 26 年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用。法人税額の 20% 超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の 20% を減じた額を合計すると、36,313 百万円。

2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成 24 年度の総額型の活用実績は 301,669 百万円。

3. 大企業アンケートにおける平成 24 年度の総額型実績は 199,331 百万円なので、金額のカバー率は約 66.08%。

4. 1. で得られた 36,313 百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた 54,957 百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成 26 年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記 1～4 と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237 百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計 56,194 百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数

（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用。法人税額の 20% 超の控除を受けた企業数は 180 社。

2. 実態調査によると、平成 24 年度の総額型の活用企業数は 3,297 社。

3. 大企業アンケートにおける平成 24 年度の総額型活用企業数は 497 社なので、件数のカバー率は約 15.07%。

4. 1. で得られた 180 社を件数のカバー率で割り戻して得られた 1,194 社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記 1～4 と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320 社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計 3,514 社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4 \div 33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 310 \text{ 百万円}$$

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について)

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。

3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。

4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。

5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32 \div 64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 115 \text{ 社}$$

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 / 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4 / 33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{ 百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12 + 9 / 64 + 68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10 / 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32 / 64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減取額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置 (国税28)(法人税:義、所得税:外)(地方税23)(法人住民税、事業税:義)
2	要望の内容	【新設】 国立研究開発法人への法人からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。 法人税について当該措置が認められた場合、地方法人税、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。 また、国立研究開発法人への個人からの寄附金について、税額控除を導入し、所得控除と選択できるようにする。 (※)「国立研究開発法人」とは、平成27年4月施行の改正独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第3項に定める法人をいう。
3	担当部局	大臣官房厚生科学課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に規定する研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設及び個人寄附に係る税額控除の導入を要望。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国立研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民からの寄附金を用いて当該民間企業及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することにより、世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。 ----- 《政策目的の根拠》 厳しい財政事情の下、国立研究開発法人については、研究開発に必要な資金収入を多様な方法により拡充し、自立的な事業活動を促進するとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することが必要である。 このため、国立研究開発法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整備が必要であり、この観点について、「科学技術イノベーション総合戦略2014」(平成26年6月24日閣議決定)では、各法人への寄附の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進めることとされている。 さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(平成25年5月14日)では、総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化

		し、国際競争を勝ち抜く方策について検討が重ねられ、世界最高水準の研究環境を整備する方策の一つとして、寄附税制の拡充について、「全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。」と明示されている。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	厚生労働省の平成26年度政策体系において、基本目標X「国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること」の施策大目標2「研究を支援する体制を整備すること」を達成するために有効な施策である。 また、「科学技術イノベーション総合戦略2014」等において、国立研究開発法人については、イノベーション創出に向けて、法人の増収意欲を増加させるために、各法人への寄附の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進めるとされており、企業・個人からの寄附を促進するためには、税制面で支援することが合理的である。 指定寄附金化について、本年6月に成立した改正独立行政法人通則法第2条第3項において、国立研究開発法人は、我が国全体における科学技術水準の向上を図り、我が国の国民経済の発展に寄与するものと定義づけられることとなった。さらに、その名称から、国を代表して、研究開発を行う公的機関であることも端的に示されることになるなど、国の科学技術イノベーションを担うことが明確化された。安倍総理の施政方針演説において、「世界で最もイノベーションに適した国」を目指すことが2年連続で表明されるなど、イノベーション創出は、緊急を要するものであり、指定寄附金化の要件に整合的なものであることから、国立研究開発法人への寄附金を指定寄附金化することは合理的である。
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 イノベーション創出に資するため、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させるとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進する。なお、定量的な目標は、過去の実績を勘案し、目標水準を寄附収入金額ベースで1.4倍(約1,662百万円)(対本租税特別措置等前比)とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率。また、「本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と、「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証する。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う民間企業等や国民に対するインセンティブを付与し、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民

			間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進し、イノベーション創出に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	国立研究開発法人に移行予定の31法人の実績等に基づけば、以下のとおり推計される 法人：508法人 個人：1,136人 ※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う適用見込数の試算について」を参照。
		② 減収額	国立研究開発法人に移行予定の31法人において、 国税：平年度 105 地方税：平年度 39 (単位：百万円) ※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算について」を参照。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成27年度～29年度) 租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成27年度～29年度) 租税特別措置等により、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 過去に学校法人に税額控除を導入した際には、3年間で寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られ、目標を達成できることが十分に期待・予測できる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成27年度～29年度) 国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブが付与されず、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)の増大が見込めない。このため、研究開発に必要な資金収入の拡充が十分に図られず、結果としてイノベーション創出への寄与が限定的なものとなる。
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成27年度～29年度) 減収見込額の算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、過去に学校法人に税額控除を導入した際には、寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られることが十分に期待・予測できる。	

			この結果、144百万円の税収減となるものの、国立研究開発法人が得られる寄附金額の増は475百万円(※)となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。 (※)過去5年間の(法人及び個人からの)平均寄附金額1,187百万円が、1.4倍に増加するものとして試算
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブとして、税制上の優遇措置が有効である。また、寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	国立研究開発法人においては、寄附金収入は、民間企業や国民のニーズを的確に踏まえた研究開発の推進に用いられる。一方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて国立研究開発法人に措置されるものである。 本租税特別措置により、法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附の増大を図る。また、個人からの寄附金については、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの国立研究開発法人への寄附を拡充することができる。 双方の資金が相まって、国立研究開発法人は、幅広いイノベーション創出に貢献することが可能となる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	国立研究開発法人については、地域の特性(当該地域の民間企業の技術・人材、地域的な産学官のつながり、研究機関など関連機関の物理的な集積状況など)を生かした、イノベーションハブの中核となることが期待されている。国立研究開発法人の寄附収入の増加による研究開発の推進は、地方経済の活性化にも資する。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
適用見込数の試算について

$$2,153 \text{ 法人} \times 23.6\% = 508 \text{ 法人}$$

508 法人であると推計される。

【適用見込数】

○指定寄附金化に伴う適用見込数

508 法人

○税額控除の導入に伴う適用見込数

1,136 人

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成24年度分）に基づき試算した。

2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附件数の平均である1,196件（※1）をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して、年間の適用事業者の見込数を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21: 1,210件、H22: 1,201件、H23: 1,205件、H24: 1,218件、H25: 1,148件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率と同様の増加があると仮定

（適用事業者の見込数）

$$1,196 \text{ 件} \times 1.8 = 2,153 \text{ 法人}$$

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$159,330 \text{ 百万} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = 23.6\%$$

4. 2. から算出された2,153法人のうち、3. で算出された割合である23.6%が、国立研究開発法人に対する寄附事業者のうち損金不算入となっているもの（つまり、本要望の措置の適用を受けるもの）と仮定して、指定寄附金化による適用事業者は、

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成24年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927人）について、所得階級毎の人数から適用見込数を計算した。（表1・表2参照）

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	表2の対応
a	～150万円	12,257	6.9%	—
b	～300万円	32,372	18.1%	あ
c	～500万円	28,131	15.7%	い
d	～800万円	25,735	14.4%	う
e	～1,000万円	10,535	5.9%	え
f	～2,000万円	32,433	18.1%	お
g	2,000万円～	37,387	20.9%	か
合計		178,850		

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195万円	5%
い	195万円～330万円	10%－97,500円
う	330万円～695万円	20%－427,500円
え	695万円～900万円	23%－636,000円
お	900万円～1800万円	33%－1,536,000円
か	1800万円～	40%－2,796,000円

2. 国立研究開発法人に移行する予定の31法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である874件(※1)をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定(※2)して31法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、適用見込数を算出する。

(※1) 年度ごとの寄附件数は、H21: 19件、H22: 239件、H23: 224件、H24: 2,446件、H25: 1,440件

(※2) 税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率と同様の増加があると仮定

予想寄附者数 : 874件 × 1.8 = 1,573人 となる。

3. 予想寄附者のうち税額控除を選択することになる人数(適用見込数)については、
 ・ 表中a(表2の「一」に該当)の階層は、所得税非課税のため除外、
 ・ g(表2の「か」に該当)については、税額控除を選択しても減税とならない(税額控除率と所得税率が40%と同率)ため除外、
 よって、残りのb~fの階層が税額控除を選択すると仮定して、適用見込数を算出する。

$$1,573 \text{ 人} \times \left(\frac{18.1\%}{b} + \frac{15.7\%}{c} + \frac{14.4\%}{d} + \frac{5.9\%}{e} + \frac{18.1\%}{f} \right) = 1,136 \text{ 人}$$

以上より、1,136人が適用見込数となる。

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
減収見込額の試算について

【減収見込額(総額)】

○指定寄附金化に伴う減収見込額

129百万円(国税:90百万円、地方税:39百万円)

○税額控除の導入に伴う減収見込額

15百万円(国税のみ)

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果(平成24年度分)に基づき試算した。

2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附額の平均である1,018,583千円(※1)をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.4倍に寄附額が増加すると仮定(※2)して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

(※1) 年度ごとの寄附金額は、H21: 592,762千円、H22: 678,682千円、H23: 1,362,756千円、H24: 960,711千円、H25: 1,498,003千円

(※2) 税額控除導入後の学校法人への寄附金の増加率と同様の増加があると仮定

(法人寄附金見込額)

$$1,018,583 \text{ 千円} \times 1.4 = 1,426,016 \text{ 千円 (約 } 1,426 \text{ 百万円)}$$

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

(寄附金支出額に占める損金不算入額の割合)

$$159,330 \text{ 百万} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = 23.6\%$$

4. これらをもとに、国立研究開発法人に移行予定の31法人に係る減収見込額を算定する。

○ 国税分

・ 法人税 $1,426 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 25.5\% (\text{税率}) \doteq \underline{85.8 \text{ 百万円}}$

・ 地方法人税 $85.8 \text{ 百万円} \times 4.4\% \doteq \underline{3.8 \text{ 百万円}}$
 ※ 税額は、法人税額の4.4% (平成26年10月1日以降)。

○ 地方税分

・ 法人住民税 $85.8 \text{ 百万円} \times 12.9\% \doteq \underline{11.1 \text{ 百万円}}$
 ※ 税率は、総務省指定の率。

・ 事業税

(A. 法人事業税所得割 (収入割) の減収額)

$1,426 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 5.3\% \doteq 17.8 \text{ 百万円}$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

(B. 地方法人特別税の減収額)

$17.8 \text{ 百万円} \times 54.7\% \doteq 9.7 \text{ 百万円}$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

AとBの合計を事業税の減収額とする。

$17.8 \text{ 百万円} + 9.7 \text{ 百万円} \doteq \underline{27.5 \text{ 百万円}}$

5. 以上、減収見込み額 (指定寄附金化による) は、以下の通り。

○ 国 税： $85.8 \text{ 百万円} + 3.8 \text{ 百万円} \doteq \underline{90 \text{ 百万円}}$

○ 地方税： $11.1 \text{ 百万円} + 27.5 \text{ 百万円} \doteq \underline{39 \text{ 百万円}}$

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標準調査結果 (平成24年度分) を基に、寄附控除の申告を行った納税者 (計：426,927人) について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。(表1参照)

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額(百万円)	1人あたり寄附額(推計)(円)	表2の対応
a	～150万円	12,257	6.9%	384	33,329	—
b	～300万円	32,372	18.1%	1,213	39,471	あ
c	～500万円	28,131	15.7%	1,435	53,011	い
d	～800万円	25,735	14.4%	1,810	72,332	う
e	～1,000万円	10,535	5.9%	937	90,942	え
f	～2,000万円	32,433	18.1%	4,253	133,132	お
g	2,000万円～	37,387	20.9%	18,319	491,983	か
合計		178,850		28,349		
(※1) 小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある						
(※2) 1人あたり寄附額(推計)＝寄附金控除額／人数＋2,000円						

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195万円	5%
い	195万円～330万円	10%－97,500円
う	330万円～695万円	20%－427,500円
え	695万円～900万円	23%－636,000円
お	900万円～1800万円	33%－1,536,000円
か	1800万円～	40%－2,796,000円

2. 課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000円を超える寄附について40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

（計算式）

$$\text{税額控除額} - \text{所得控除額} = \text{各所得階層1人当たりの減収見込額}$$

a → 所得税非課税と想定（基礎控除等で課税されないため）

$$b \quad [\{ (39,471 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (39,471 - 2,000) \times 0.05 \}] = 13,115 \text{円}$$

$$c \quad [\{ (53,011 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (53,011 - 2,000) \times 0.1 \}] = 15,303 \text{円}$$

$$d \quad [\{ (72,332 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (72,332 - 2,000) \times 0.2 \}] = 14,066 \text{円}$$

$$e \quad [\{ (90,942 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (90,942 - 2,000) \times 0.23 \}] = 15,120 \text{円}$$

$$f \quad [\{ (133,132 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (133,132 - 2,000) \times 0.33 \}] = 9,179 \text{円}$$

$$g \quad [\{ (491,983 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (491,983 - 2,000) \times 0.4 \}] = \underline{\hspace{1cm}} 0 \text{円}$$

※gは、差額0円

国立研究開発法人に移行する予定の31法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である874件（※1）をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して31法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込額をかけて合計し、減収見込額を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21: 19件、H22: 239件、H23: 224件、H24: 2,446件、H25: 1,440件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率（1.8倍）と同様の増加があると仮定

予想寄附者数：874 × 1.8 ≒ 1,573（人）となる。

したがって、所得に階級に応じた減収見込額は以下のように求められる。

a → 所得税非課税のため算出しない

$$b \quad (1,573 \text{人} \times 18.1\%) \times 13,115 \text{円} = 3,734,011 \text{円}$$

$$c \quad (1,573 \text{人} \times 15.7\%) \times 15,303 \text{円} = 3,779,244 \text{円}$$

$$d \quad (1,573 \text{人} \times 14.4\%) \times 14,066 \text{円} = 3,186,118 \text{円}$$

$$e \quad (1,573 \text{人} \times 5.9\%) \times 15,120 \text{円} = 1,403,242 \text{円}$$

$$f \quad (1,573 \text{人} \times 18.1\%) \times 9,179 \text{円} = 2,613,381 \text{円}$$

g → 減収が発生しないため算出しない

以上より、b～fを合計した 14,715,996円 ≒ 15百万円が減収見込額となる。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、消費税、印紙税、法人住民税、事業税、住民税（利子割）、固定資産税、事業所税、地方消費税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	/
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	/
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。
- 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 法人税、法人住民税及び法人事業税については、利子収入や特許収入等に課税され得るが、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営方針が固まっていないこと、日本版ガイドライン規定（注）の適用が想定されること等から、ここでは、減収見込みはないものと試算している。
 （注） 政府資金による委託研究開発から派生した特許権等を受託先に帰属させ得ることとするもの。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 税制及び財政措置を行うことによって、国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、医療分野における基礎から実用化までの一貫した研究開発等を推進させるもの。
 このうち、財政措置は、医療分野研究開発推進計画に掲げる研究開発プロジェクトを推進するとともに、実用化等の支援を目的としている。
 一方、本租税措置は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の公共性に鑑み、納税に係る事務を軽減し、機構内における事務・事業の円滑かつ効率的な実施の実現を目的としている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置 (国税29)(法人税:義)(所得税、消費税、印紙税:外) (地法税24)(法人住民税、事業税:義)(住民税(利子割)、固定資産税、事業所税、地方消費税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	国立研究開発法人日本医療研究開発機構の設立(平成27年4月1日予定)に伴い、税制上の所要の措置を講ずるもの。 【国税】 ・所得税(公共法人等(所得税法別表第一)として非課税措置を適用) ・法人税(公共法人(法人税法別表第一)として非課税措置を適用) ・消費税(公共法人等(所得税法別表第一)として課税方法の特例を適用(別表第三)) ・印紙税(非課税措置を適用(印紙税法別表第二)) 【地方税】 ・法人住民税(法人税割)(公共法人(法人税法別表第一)として非課税措置を適用) ・住民税(利子割)(公共法人等(所得税法別表第一)として非課税措置を適用) ・事業税(公共法人(法人税法別表第一)として非課税措置を適用) ・固定資産税(償却資産の課税標準の特例を適用) ・事業所税(公共法人(法人税法別表第一)として非課税措置を適用) ・地方消費税※消費税(国税)と連動した要望
3	担当部局	厚生労働省大臣官房厚生科学課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 医療分野の研究開発について、健康・医療戦略推進本部の下で、基礎から実用化まで切れ目ない支援を行う国立研究開発法人日本医療研究開発機構を新たに設立することにより、医療分野の研究開発を戦略的に推進し、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成すること。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 健康・医療戦略推進法(平成26年法律第48号) (独立行政法人日本医療研究開発機構の中核的な役割) 第19条 医療分野研究開発推進計画は、独立行政法人日本医療研究開発機構が、研究開発の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備並びに研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成において中核的な役割を担うよう作成するものとする。</p>

		<p>独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号） （機構の目的）</p> <p>第3条 独立行政法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化までの研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われる環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、医療分野研究開発推進計画（健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）第18条第1項に規定する医療分野研究開発推進計画をいう。）に基づき、大学、研究開発法人（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第8項に規定する研究開発法人をいう。）その他の研究機関（以下この条において単に「研究機関」という。）の能力を活用して行う医療分野の研究開発その環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行うことを目的とする。</p>	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>厚生労働省の平成26年度政策体系において、基本目標XI「国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること」の施策大目標2「研究を支援する体制を整備すること」を達成するために有効な施策である。</p>	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成27年4月1日に国立研究開発法人日本医療研究開発機構を設立し、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進等を行い、健康・医療戦略推進本部が定める医療分野研究開発推進計画を実施する。 ※上記の目標は、租税特別措置等に加え、国からの財源措置等と相まって達成しようとするもの。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 測定指標については、今後策定する国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る中長期目標等を踏まえ、必要に応じて設定。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 世界最高水準の医療の提供、ひいては健康長寿社会の実現に資する。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	1法人（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）
		② 減収額	<p>国税：▲1百万円（初年度）、▲1百万円（平年度） 地方税：▲11百万円（初年度）、▲32百万円（平年度）</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成27年4月～） 医療分野の研究開発を戦略的に推進し、世界最高水準の医療を実現するとともに、健康・医療に係る産業を戦略産業として育成していくことにより、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するため、内閣に健康・医療戦略推進本部を設置すること等を定める健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）及び同本部の下で医療分野の研究開発の研究費の配分等を行う法人を設立するための独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）が平成26年5月30日に公布された。 独立行政法人日本医療研究開発機構法に基づき国立研究開発法人日本医療研究開発機構（※）を平成27年4月1日に設立することを予定している。 国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、租税特別措置等によ</p>

		<p>り、必要な資金によって医療分野の研究開発を推進することで、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会の形成に寄与する。 （※）「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第67号）により、平成27年4月1日より、法人の名称は「独立行政法人日本医療研究開発機構」から「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」となる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、租税特別措置等により、必要な資金によって医療分野の研究開発を推進することで、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会の形成に寄与する。 なお、測定指標は今後策定する国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る中長期目標等を踏まえ、必要に応じて設定することとしており、測定指標を用いて、将来における租特等の直接的な効果を現時点で予測することは困難。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成27年4月～） 仮に税制上の措置を講じない場合には、現状の厳しい財政事情の中にあつて、研究に必要な予算が不足することが予想され、医療分野の研究開発の推進による世界最高水準の医療の提供、そして、健康長寿社会の実現という政策実現に支障が生じる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成27年4月～） 減収見込み額の算定根拠は別紙のとおりであり、平年度において国税及び地方税併せて33百万円の税収減が見込まれるが、他方、租税特別措置等により、医療分野の研究開発について必要な予算で研究費の配分等を行うことにより、革新的な医薬品等の開発につながり、世界最高水準の医療を実現し、健康長寿社会を形成するとともに、我が国経済の成長にも資するものとなる。</p>	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構は、業務運営に係る予算が国費により充当され、自ら収益事業を行わない極めて公共性の高い独立行政法人であり、税制上の措置は、医療分野の研究開発の推進等による世界最高水準の医療の提供、ひいては、健康長寿社会の実現に必要である。 なお、他の独立行政法人は、税制上の優遇措置を受けていることから、国立研究開発法人日本医療研究開発機構だけ別の扱いとすることは均衡を欠くことになる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>税制上の特例措置だけではなく、国の財源措置など他の支援措置を一体として実施することで、国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、必要な予算によって、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進し、世界最高水準の医療を実現し、ひいては、健康長寿社会を形成することに資する。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>健康・医療戦略推進法においては、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関し、国との役割分担の下、地方公共団体の区域の特性を生かした施策を策定・実施する責務を有しており、地方公共団体が協力する相当がある。また、日本医療研究開発機構が研究費を配分する研究機関は、全国各地に存在するため、当該地域における医療分野の研究開発の発展、ひいては、健康・医療の向上に資すると考えられることから、地方公共団体の協力</p>

		する相当性がある。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

日本医療研究開発機構に関する税制改正要望に係る減税見込み額
(試算)

国税

〈初年度及び平年度〉

○印紙税：1,401,600円

- ・請負契約書等に係る印紙税を算出
- ・内訳は以下のとおり。

【2号文書（請負に関する契約書）】

10万円（契約金額が1億円を超え5億円以下）×5=50万円

6万円（契約金額が5千万円を超え1億円以下）×9=54万円

2万円（契約金額が1千万円を超え5千万円以下）×15=30万円

1万円（契約金額が500万円を超え1千万円以下）×4=4万円

2千円（契約金額が300万円を超え500万円以下）×2=4千円

1千円（契約金額が200万円を超え300万円以下）×3=3千円

400円（契約金額が100万円を超え200万円以下）×9=3千600円

200円（契約金額が1万円を超え100万円以下）×15=3千円

【7号文書（継続的取引の基本となる契約書）】

4千円×2=8千円

○所得税（利子所得等）：僅少

以上

日本医療研究開発機構に関する税制改正要望に係る減税見込み額
(試算)

地方税

<初年度>

○住民税（利子割）：僅少

○固定資産税：0円（平成26年1月1日に保有する固定資産はなしであるため）

○事業所税：11,042,242円

・内訳は以下のとおり※資産割は最大値を使用

－資産割：(6,100㎡～6,700㎡)×600円＝3,660,000～4,020,000円

－従業者割：2,952,897,000円(303人想定)×税率0.25%＝7,382,242円

<平年度>

○住民税（利子割）：僅少

○固定資産税：20,846,736円

・平成26年度新独法移管対象事業の事業費（1,390億円）の規模で運営すると仮定したとき、平年度で所有する固定資産（日本医療研究開発機構に当たっては、研究機関等への研究委託費の支給に伴って取得・所有する研究用の器具及び備品が太宗）及び当該固定資産に係る課税標準額を過去の実績をベースに試算

・具体的には以下のとおり。

特例措置なしの固定資産税額：

2,503,073,673円（課税標準額）×1.4%＝35,043,031円（A）

特例措置（当初5年課税標準額を1/3に軽減、以降5年課税標準額を2/3に軽減）

ありの場合の固定資産税額：

1,014,021,081円（課税標準額）×1.4%＝14,196,295円（B）

減税見込み額：（A）－（B）＝20,846,736円

○事業所税：11,042,242円

・内訳は以下のとおり※資産割は最大値を使用

－資産割：(6,100㎡～6,700㎡)×600円＝3,660,000～4,020,000円

－従業者割：2,952,897,000円(303人想定)×税率0.25%＝7,382,242円

以上

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長	府省名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 ＜生活衛生同業組合等＞
 ② 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標（貸倒れリスクを軽減し、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること）がいまだ達成されていないとしているが、所期の目標が達成されていない原因の分析がされず、また、租税特別措置等を継続する理由が示されていないため、当該原因を分析することにより、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 ＜生活衛生同業組合等＞
 ③ 本租税特別措置等の達成目標（貸倒れリスクの軽減及び経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保する）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
 ・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（12%割増繰入限度額）は、租税特別措置等による繰入限度額そのものであり、達成目標を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 ＜消費生活協同組合等＞
 ・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（経営剰余率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 ＜生活衛生同業組合等＞
 ⑤ 本租税特別措置等の適用数等（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、本租税特別措置等が適用される生活衛生同業組合等の所期の想定と比較して説明する必要がある。
 ＜消費生活協同組合等＞
 ・ 本租税特別措置等の適用数等（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）が想定外に僅少でないことが説明されているが、所期の想定と比較して想定外に特定の者に偏っていないことについても説明する必要がある。
 (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [過去の実績]
 ＜生活衛生同業組合等＞
 ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現

状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本特別措置は活用されており、零細な中小企業により構成されている生活衛生同業組合の経営基盤の安定のために必要不可欠な制度であると考えられる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

<生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等>

税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

<生活衛生同業組合等>

④ 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績について、「アンケート調査」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

<消費生活協同組合等>

・ 本租税特別措置等の適用者数の過去の実績（平成23年度から25年度まで）についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用者数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

<生活衛生同業組合等>

⑦ 本租税特別措置等の法人税の減収額の過去の実績（平成23年度から25年度まで）についてそれぞれ「0.0573百万円、0.0462百万円、0.0301百万円」と、法人住民税及び法人事業税の減収額の過去の実績（平成23年度から25年度まで）についてそれぞれ「0.0117百万円、0.0095百万円、0.0062百万円」とされているが、算定の過程の説明に課題があるため、適切な算定根拠に基づき、把握する必要がある。

<消費生活協同組合等>

・ 法人住民税及び法人事業税について、本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の法人税の減収額の過去の実績について平成25年度しか把握されていないため、23年度及び24年度の減収額を明らかにする必要がある。

<生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等>

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「繰入限度額 平成23年度2.2百万円、24年度1.8百万円、25年度1.2百万円」、「経常剰余率 1.3%（平成25年度速報値）」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

<生活衛生同業組合等>

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本租税特別措置等の適用期限が延長されなかった場合、生活衛生同業組合等…の経営基盤が不安定になり、地域社会へ与える影響は大きい」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

<生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等>

税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

<生活衛生同業組合等>

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について平成27年度しか把握されていないため、26年度及び28年度の適用件数を明らかにする必要がある。

・ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、「アンケート調査」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

<生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等>

⑧ 法人住民税及び法人事業税について、本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

<生活衛生同業組合等>

・ 本租税特別措置等の法人税の減収額の将来推計について平成27年度しか予測されていないため、26年度及び28年度の減収額を明らかにする必要がある。

・ 本租税特別措置等の法人税の減収額の将来推計（平成27年度）について、「0.0446百万円」とされているが、算定の過程の説明に課題があるため、適切な算定根拠に基づき、推計する必要がある。

<生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等>

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「繰入限度額 平成27年度1.95百万円」、「経常剰余率について、0.8%（平成22年度）、1.3%（23年度）、1.1%（24年度）、1.3%（25年度速報値）」と改善が図られている傾向が維持され、貸倒リスクの軽減及び財政経営基盤の安定強化が図られている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

<生活衛生同業組合等>

・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、平成28年度が予測されていないことから、効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）

<生活衛生同業組合等>

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第1条において、法の目的として、「公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、…（中略）営業者の組織の自主的活動を促進するとともに…（中略）公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。」と規定されている。この法目的を達成するために、生活衛生同業組合（同法第3条）、生活衛生同業小組合（同法第52条の4）及び生活衛生同業組合連合会（同法第53条）を法律上位置付け、自主的に、衛生措置の基準の遵守と衛生施設の改善向上を図ることとしており、これらは、生活衛生の振興のために必要不可欠な組織である。

<消費生活協同組合等>

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第1条で「国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民の生活の安定と生活文化の向上を期する」とその目的を規定している。また、第9条における生協の事業につき組合員への「最大奉仕の原則」として「営利を目的としてその事業を行ってはならない」とし、第10条第1項に掲げるような供給・利用事業や組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業などを通し、その社会的役割、公共的役割について目的を果たしている。

② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

<生活衛生同業組合等>

前回要望時の達成目標は、「貸倒リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。ただし、ひとつの指標として、生活衛生関係営業の業況判断D Iがプラスに転じることが必要。」であるが、現在の生活衛生関係営業の業況判断D Iは低調（▲29.1＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成26年1-3月期）となっており、依然として経営状況は厳しいところである。

<消費生活協同組合等>

経営基盤の安定・強化を図る指標として今回は生協として明確な指標を持っていなかったため生活衛生関係営業の業況判断D Iがプラスに転じること上げていたが、業況判断D Iは依然として低調であり、リスクに対する安定的な抵抗力を確保したとはいえないと思われる。

今回指標として設定している経常剰余率であるが、一般的に健全な企業は安定して2%を確保することが望ましいとされており、生協については平成22年度0.8%、23年度1.3%、24年度1.1%、25年度1.3%（速報値）と改善傾向にあるが、依然として健全な事業運営が安定的に確保されたとはいえない状況である。

この要因としては、1世帯当たりの1か月の消費支出が平成22年度と比較し、23年度は98%、24年度は98.1%、25年度は99.7%とやや減少傾向で推移しており、消費動向は依然回復傾向にあるとはいえないことや、過疎地域の事業展開等が経営に影響していると考えられる。

このため、本租税特別措置等を適用することにより、経営基盤の安定・強化を一層図ることが必要である。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

<生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等>

租特透明化法に基づき把握される適用実態調査においては、貸倒引当金全体の額しか明記されておらず、当組合分をそのまま使用することは困難。

適用者数及び適用額の過去の実績については、関係団体を通じてアンケート調査を実施することにより、売掛金等の金額より実績を推計している。

（適用者数）（繰入限度額）（12%割増繰入限度額）

平成23年度	47件	2.2百万円	2.5百万円
24年度	47件	1.8百万円	2.0百万円
25年度	47件	1.2百万円	1.3百万円

また、算定の基となった売掛金の額は下記のとおりである。

（売掛金）

平成23年度	374百万円
24年度	301百万円
25年度	196百万円

<消費生活協同組合等>

本租税特別措置等の適用者数及び適用額の過去の実績については、以下のとおりであり、全体の約6割の組合が貸倒引当金を見積もっており、このうち、約8割以上の組合が特例措置を利用している。

平成23年度	特例利用組合数	503組合
24年度	特例利用組合数	507組合
25年度	特例利用組合数	483組合、2,950百万円（集計中のため見込値）
26年度	特例利用組合数	431組合、2,731百万円（集計中のため見込値）

⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

<消費生活協同組合等>

本租税特別措置等の適用数等は過去の実績等から大きくかい離はしておらず、適用実態を踏まえた延長要望がなされていると思われる。

前回延長要望時（平成22年度）の適用実績等は、平成22年度においては、全体の約5割の組合が貸倒引当金を見積もり、このうちの約9割以上の組合に本租税特別措置の利用があった（特例利用組合数 422組合）。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

<生活衛生同業組合等>

適用者数及び適用額の過去の実績については、関係団体を通じてアンケート調査を実施することにより、売掛金等の金額より実績を推計している。

（適用者数）（繰入限度額）（12%割増繰入限度額）

平成27年度	47件	1.7百万円	1.95百万円
--------	-----	--------	---------

また、算定の基となった売掛金の額は下記のとおりである。

(売掛金)
平成 27 年度 291 百万円

<消費生活協同組合等>

適用件数、適用者数及び適用額の将来推計（平成 27 年度及び 28 年度）については、近年の傾向を踏まえ、平成 25 年度及び 26 年度の平均値を用いる手法を採用し、以下の算式により算出した数値を将来推計値とする。

(算式)

・適用組合数

(平成 25 年度 483 組合 + 26 年度 431 組合) ÷ 2 ≒ 457 組合

・適用額

(平成 25 年度 2,950 百万円 + 26 年度 2,731 百万円) ÷ 2 ≒ 2,841 百万円

⑦ 減収額の実績把握（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

<生活衛生同業組合等>

法人税の減収額については、各年の「12%割増繰入限度額」のうち、法定繰入率（12%）に係る分を算出し、さらに適用法人税率（19%）を乗ずることにより算出している。

平成 23 年度 減収額 0.0573 百万円

24 年度 減収額 0.0462 百万円

25 年度 減収額 0.0301 百万円

法人住民税については、国税の減収額に都道府県民税（5%）及び市町村民税（12.3%）を乗ずることにより算出している。また、事業税においては、国税の減収額に 1/2 を乗じ、課税標準割合である 2.7%及び 3.6%を乗ずることにより算出している。法人住民税及び事業税を合計し、地方税として算出している。

平成 23 年度 減収額 0.0117 百万円

24 年度 減収額 0.0095 百万円

25 年度 減収額 0.0062 百万円

<消費生活協同組合等>

本租税特別措置等による減収額の実績については、本特例による割増額（特例繰入額の 12%）に法人税率 19%を乗じて算出しており、過去の実績は以下のとおりである。

平成 25 年度 減収額 60 百万円（集計中のため見込値）

26 年度 減収額 56 百万円（集計中のため見込値）

⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

<生活衛生同業組合等>

平成 27 年度 減収額 0.0446 百万円（推計額）

<消費生活協同組合等>

本租税特別措置等の減収額の将来推計（平成 27 年度及び 28 年度）については、近年の傾向を踏まえ、平成 25 年度及び 26 年度の平均値を用いる手法を採用し、以下の算式により算出した数値を将来推計値とする。

(算式)

・減収額

(平成 25 年度 60 百万円 + 26 年度 56 百万円) ÷ 2 ≒ 58 百万円

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

<生活衛生同業組合等>

平成 23 年度 2.2 百万円

24 年度 1.8 百万円

25 年度 1.2 百万円

<消費生活協同組合等>

経常剰余率について、1.3%（平成 25 年度速報値）。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

<生活衛生同業組合等>

平成 27 年度 1.95 百万円

<消費生活協同組合等>

経常剰余率について、0.8%（平成 22 年度）、1.3%（23 年度）、1.1%（24 年度）、1.3%（25 年度速報値）と改善が図られている傾向が維持。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

<生活衛生同業組合等>

本特別措置は活用されており、零細な中小企業により構成されている生活衛生同業組合の経営基盤の安定のために必要不可欠な制度であると考えられる。

<消費生活協同組合等>

本租税特別措置等の適用により、税収が平成 25 年度 60 百万円（集計中のため見込値）、26 年度 56 百万円（集計中のため見込値）と減少している。

現在設定している指標である経常剰余率については、依然として目標である 2%に到達していないものの、平成 22 年度で 0.8%、23 年度で 1.3%、24 年度で 1.1%、25 年度で 1.3%（速報値）と改善傾向を示しており、経営基盤の安定・強化が図られつつある。その結果として、宅配事業を行う組合が事業と一体的に高齢者等の見守りを行う地域見守り協定の締結件数は著しく増加しており、地域福祉の重要な役割を担っている。本租税特別措置等の適用により、税収減があったとしても、それを是認できる効果が上がっていると思われる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

<消費生活協同組合等>

本租税特別措置等の減収額の将来推計について、近年の傾向を踏まえ、平成 25 年度及び 26 年度の平均値を用いる手法を採用し、以下の算式により算出した 58 百万円を将来推計値とする。

(算式)

・減収額

(平成 25 年度 60 百万円 + 26 年度 56 百万円) ÷ 2 ≒ 58 百万円

現在設定している指標である経常剰余率については、依然として目標である 2%に到達していないものの、平成 22 年度で 0.8%、23 年度で 1.3%、24 年度で 1.1%、25 年度 1.3%と改善傾向を示

しており、経営基盤の安定・強化が図られつつあり、本件特例措置を継続することで、貸倒リスクが軽減され、リスクへの抵抗力が確保されると推測される。

組合の財務状況が改善することで、社会貢献活動や公共的な役割を担うことにも積極的に取り組めるようになり、地域福祉分野における重要な役割を今後も担っていくものと思われる。

上記のごとく、今後も、本租税特別措置等の適用により税収減があったとしても、将来的にも、相互扶助組織として地域の福祉向上に重要な役割を果たすという数値には還元できない効果が上がっていると思われる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

＜生活衛生同業組合等＞

本税制は、対象となる組合等が売掛金等が生じた場合に広く適用することを目的としている。そのため、予算の制約がなく、要件を満たすものが全て対象となる租税特別措置によることが妥当である。また、年度末の税務処理の際に計算するものであり、補助金のように交付申請から支出決定までの手続を経ることは、本租税特別措置を利用する目的にもそぐわないものと考えられる。

＜消費生活協同組合等＞

政策目的実現のための手段として本租税特別措置等を採用しているのは、各組合に幅広く政策の効果を波及させるためである。補助金等の手段では、申請等の煩雑な作業を行う特定の組合にしか当該政策目的の効果を及ぼせないためである。また、消費生活協同組合は自主的な運営に委ねられており、それを前提として支援を行うという観点から、租税特別措置での支援が望ましい。貸倒リスクの軽減や経営基盤の安定・強化を図るといふ政策目的との関係では租税特別措置を採用するのが適切と考える。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

＜生活衛生同業組合等＞

株式会社日本政策金融公庫においては、組合が、衛生水準の向上や事業の改善向上のための共同利用施設を設置するなど積極的な事業に取り組む場合に、これらをサポートするために政策金融による資金供給を行うものである。他方、本租税特別措置は、売掛金（貸倒）の発生などによる経営リスクの低減のための措置であることから、他の措置との役割分担はできているものとする。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長(国税30:地方税30)(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金に係る損金入限度額の特例措置(通常の112%相当額)の適用期限を平成28年度末までの2年間延長する。 (租税特別措置法第57条の9、同施行令 第33条の7)
3	担当当局	健康局生活衛生課、社会・援護局地域福祉課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和41年 期限切れごとに延長要望(直近は、平成23年度)
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日から平成29年3月31日 (平成27年度～平成28年度)
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係事業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等のために共同施設事業、共済事業、福利厚生事業等を行っている。消費生活協同組合等は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような組合の事業活動を推進するために、特別措置によってこれらの団体の財政基盤の充実を図る必要がある。 ----- 《政策目的の根拠》 本税制措置は生活衛生関係事業者及び消費生活協同組合等の経営基盤の充実・強化を通じて、組合の健全な発展、経済の持続的成長を図るとともに、当該産業による雇用の増加に資することを目的に創設されたものであり、施策体系のなかで、生活衛生関係事業者等の活性化を図るための重要な手段として位置づけられているもの。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	[生活衛生関係事業者等] 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること [消費生活協同組合等] 基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

		<p>施策目標1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (生活衛生同業組合等)</p> <p>貸倒が発生した場合の事業運営リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p>貸倒リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。ただし、ひとつの指標として、安定的に2%の経常剰余率が確保されることが必要。</p>
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 12%割増繰入限度額</p>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (生活衛生同業組合等)</p> <p>生活衛生同業組合等は、「自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため」に組織されており、共同事業や資金の斡旋に係る事業等を行っている。生活衛生関係営業の業況判断DIは非常に低調(▲29.1=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成26年1-3月期)であり、中小企業者や各種組合を取り巻く状況は依然として厳しいため、共同事業等を行っている当該資金の回収先の組合員は、中小零細な事業者であり、回収リスクが極めて高い。組合事業を利用する中小事業者の事業は、組合事業と密接に関係しているところであり、貸倒引当金の引当が十分に行われていない状況で、貸倒が発生し、これにより、組合事業が停滞した場合、組合員である中小事業者の事業継続に重大な影響を及ぼすことが考えられる。</p> <p>また、生活衛生同業組合等においては、財政的基盤の充実・強化を図ることは、組合の健全な発展につながるものであり、種々の施策をパッケージ化して講じる必要があることから、株式会社日本政策金融公庫の融資も合わせて行っているところである。</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p>消費生活協同組合等は、「組合員の生活の文化的・経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6,680万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。大部分の消費生活協同組合(963組合中611組合)が行う、供給事業において、売上金が回収不能な未収金となることがある。貸倒引当金の引当てが十分に行われていない状況で貸倒が発生し、これにより組合事業が停滞した場合、多くの組合員や国民の生活に多大な影響を及ぼすこと</p>

			<p>が考えられる。</p> <p>以上のことから、貸倒引当金は、事業年度末現在の売掛金等についてその貸倒見込額を計上するものであるが、太宗の生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等は、財政基盤が脆弱なため、貸倒引当金に関する租税特別措置法に基づく特例措置を継続することにより、引き続き、財政・経営基盤の強化を図る必要がある。</p> <p>また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に引当て促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。</p> <p>本制度は長期措置となっているが、景気は緩やかな回復基調にあるが零細な中小企業者にとっては依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(生活衛生同業組合等)</p> <p>12%割増繰入限度額</p> <p>平成27年度 1.95百万円</p> <p>※(一社)全国生活衛生同業組合中央会調べ</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p>12%割増繰入限度額</p> <p>平成27年度 2,385.8百万円</p> <p>※厚生労働省調べ</p>
		② 減収額	<p>(減収額)</p> <p>実績に基づく見込額 453.3百万円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年4月~平成29年3月)</p> <p>(生活衛生同業組合等)</p> <p>本税制措置を活用した、貸倒の際の事業運営リスクの軽減及び財政基盤の安定強化により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の健全な発展と衛生水準の向上を支援する生活衛生同業組合の事業基盤の安定化が見込まれるため、引き続き、本措置を講じる必要がある。</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p>主に地域で供給事業を行う組合の経常剰余率は、0.8%(平成22年度、から、1.3%(23年度)、1.1%(24年度)と推移しており(出所:日本生活協同組合連合会「2012年度生協の経営統計」)、本税制の特例措置により、貸倒リスクの軽減及び財政経営基盤の安定強化が図られており、引き続き本措置を講じて組合の経営の安定を促進する必要がある。</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成27年4月～平成29年3月) 貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長により、貸倒リスクを軽減及び財政経営基盤の安定化を図ることができる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成27年4月～平成29年3月) 国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化が行えなかった場合、多くの組合員や国民生活に影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成27年4月～平成29年3月) 国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等は、我が国の経済活動の中で一定の規模があり、雇用面でも大きな役割を担っており、貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長がなされなかった場合、経営基盤が不安定になり、地域社会へ与える影響は大きい。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>(生活衛生同業組合等) 国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当な規模を占めており、雇用面でも大きな役割になっている。これらの健全な発展と衛生水準の向上を図るためには、生活衛生同業組合の事業基盤の安定化が必要であり、制度延長が必要である。</p> <p>(消費生活協同組合等) 消費生活協同組合等は、消費者である地域住民自らが組織する「組合員の生活の文化的・経済的向上を図ることを目的とする」非営利の相互扶助組織である。今後ともその社会的、公共的な役割を果たし続けるためには、経営基盤の確立が重要である。 また、本政策的目的を達成するためには、一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ適正に引当促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当であると考えられる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>景気は緩やかな回復基調にあるが零細な中小企業者にとっては依然として厳しいこともあり、株式会社日本政策金融公庫による低利融資及び本税制措置により財政基盤の充実・強化を促進し、経営基盤の強化を図ることとしている。 (消費生活協同組合は、融資制度対象外)</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（売上額D I）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「中小商業・サービス業の平成25年度の売上高D Iは、平成24年度と比較しマイナス幅が縮小。本税制も売上額の増加を後押ししている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本特例措置の効果として、…設備投資が売上げの安定化や向上に資する」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、平成26年第2四半期までの売上額D Iが説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、平成26年第2四半期までの売上額D Iが説明されているが、28年度までの売上額D Iが予測されていないことから、効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

所期における具体的な目標は「平成26年第1四半期と第2四半期の中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額D Iの変動幅を可能な限り小さいものとするとともに、売上額D Iを安定的に向上させていくこと」である。

この点において、中小企業景況調査（独立行政法人中小企業基盤整備機構）によれば、平成26年第1四半期と第2四半期の中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額D Iは次のとおり。

	平成26年第1四半期	26年第2四半期
卸売業	▲2.9	▲34.4
小売業	▲19.9	▲37.5
サービス業	▲12.1	▲18.2

（注）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

平成26年第2四半期は、消費税率引上げの影響により売上額D Iのマイナス幅が大きくなっている。本措置が導入された平成25年度の各四半期の売上額D Iは、25年第1四半期のものに比べていずれも上回っているなど、本措置導入後、売上額D Iは安定的な向上が認められたところであり、更なる消費税率の引上げを見据え、引き続き本措置が必要。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

平成27年10月には消費税率10%への引上げが検討されているところ、27年3四半期の中小商業・サービス業の前期比売上額D Iの変動幅を可能な限り小さいものとするとともに、売上高D Iを安定的に向上させていくことを目標とする。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

経済産業省試算。算定方法は、別添1のとおり。

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成24年に評価を実施した際は、25年度に2万3,819件の適用実績を予測していたところ。対して、25年度の適用数の推計は1万4,528件であり、24年における予測値の約6割の適用があった。ただし、評価実施時点での設計していた制度から、対象業種が限定されたことや、経営改善指導等を設備取得前に受けること等の変更があったことを考慮すれば、想定外の僅少であるとはいえないと考えている。

中小4団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会）が平成25年度に発行した証明書は、サービス業（約6割）、小売業（約3割）、卸売業・その他（約1割）となっている。この割合は、中小商業・サービス業の企業数の比率（注）と同程度となっており、適用者が想定外に偏っていることはないと考えている。

(注) サービス業 約68%
 小売業 約25%
 卸売業 約7% (出所：平成21年経済センサス基礎調査)

(別添1)

⑥ 適用数等の将来予測 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)
 経済産業省試算。算定方法は、別添1のとおり。

⑦ 減収額の実績把握 (評価書中8②「減収額」欄への補足説明)
 平成25年度の法人住民税及び法人事業税の減収額は次のとおり。
 法人住民税 33億円 (190億円×0.173)
 法人事業税 79億円 (190億円÷0.23 (法人税率) ×0.096)

⑧ 減収額の将来予測 (評価書中8②「減収額」欄への補足説明)
 法人税の減収額は別添2のとおり。
 法人住民税・法人事業税の減収額は次のとおり。

	平成26年度	27年度	28年度
法人住民税	21億円	16億円	16億円
法人事業税	51億円	51億円	51億円

法人住民税 (平成26年度) 12,172×0.173

(平成27年度及び28年度) 12,172×0.129

法人事業税 (平成26年度) (52,922 (注1) ×0.053) + (2,805 (注2) ×0.81)

(平成27年度及び28年度) (52,922 (注1) ×0.067) + (3,546 (注2) ×0.432)

(注) 1 52,922=12,172 (国税減収見込額) ÷0.23 (法人税率)

2 2,805=52,922×0.053

3,546=52,922×0.067

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み (評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

設備投資が売上げの安定化や向上に資すると考えられる。

1. 適用件数の過去の実績について

(1) 平成25年4月から26年3月までの証明書発行枚数を、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会経由で各地商工会議所、商工会等における証明書発行枚数を確認。
 4団体計 662枚・・・【a】

(2) 全認定経営革新等支援機関 (平成26年1月17日段階で20,440機関) のメーリングリストを用いて、平成25年4月から12月までの証明書発行枚数を確認 (平成26年2月20日から27日までの期間)。
 回答数：1,987 認定経営革新等支援機関・・・【b】
 発行枚数：990 枚・・・【c】
 1認定支援機関当たり約0.5枚 (【c】 / 【b】)・・・【d】

これらのデータから、全認定経営革新等支援機関 (平成26年2月24日段階で20,873機関) の証明書発行枚数を推計 (【d】 ×20,873=10,400枚・・・【e】)

(3) (2) の証明書発行枚数は、9か月分となるため、12か月分に引き延ばし、
 【e】 ÷9 ×12=13,866枚 (認定経営革新等支援機関の証明書発行枚数)・・・【f】

(4) (1) の4団体の証明書発行件数と (3) 認定経営革新等支援機関の証明書発行枚数を合算
 【a】 + 【f】 =14,528枚・・・(平成25年度の証明書発行枚数)

2. 平成26年度から28年度までの適用件数について

平成25年度：14,528件

26年度：12,204件

14,528件 (平成25年度実績推計) ×▲16.0% (投資伸び率) (注)

(注) 日銀短観「ソフトウェアを含む設備投資額 (除く土地投資額)」における平成25年度から26年度への投資伸び率 (計画)

27年度：12,204件

28年度：12,204件

(平成27年度及び28年度は、26年度と同程度と推定。)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長 (国税31・地方税31(自動連動))(所得税:外、法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	適用期限を2年間延長する。 【制度概要】 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備(1台60万円以上)又は器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置。
3	担当部局	厚生労働省健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成25年度創設
6	適用又は延長期間	2年間(平成28年度末まで)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等の卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業(以下「中小商業・サービス業」という。))について、消費税率の引上げを見据えつつ、店舗・サービスの魅力向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について (平成24年3月30日閣議決定) ・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p> <p>○消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)」(平成24年10月26日) ・消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること</p>

平成26年度から28年度までの減収額について

(別添2)

単位:百万円

番号	項目	平成26年度	27年度	28年度	備考
①	建物・構築物・建物附属設備、船舶、車両運搬具、工具・器具・備品購入額(資本金1億円以下)	1,183,134	1,183,134	1,183,134	①平成25年中小企業実態基本調査報告書から24年度の左記項目投資額を算出。 ②平成25年度以降については、日銀短観「ソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)」から試算。24→25年度の増減率(+19.6%)、25→26年度の増減率(計画)(-16.0%)から26年度を算出。
②	①に占める建物附属設備、工具・器具・備品購入額の割合	36%	36%	36%	平成24年度民間企業投資・除却調査結果
③	建物附属設備、工具・器具・備品購入額(①×②)	425,928	425,928	425,928	
④	要件価額以上の取得割合	0.84	0.84	0.84	中小企業税制に関するアンケート調査結果
⑤	適用対象となる取得価額(③×④)	357,780	357,780	357,780	
⑥	⑤のうち、特別償却利用額(⑤×0.84)	300,535	300,535	300,535	平成25年度中小企業税制に関するアンケート
⑦	⑤のうち、税額控除利用額(⑤×0.16)	57,245	57,245	57,245	平成25年度中小企業税制に関するアンケート
⑧	特別償却の減収分(⑥×0.3(注1)×0.23(注2)×0.5(注3))	10,368	10,368	10,368	(注)1 特別償却30% (注)2 法人税率 (注)3 利益法人割合
⑨	税額控除の減収分(⑦×0.07(注1)×0.5(注3)×0.9(注4))	1,803	1,803	1,803	(注)1 税額控除7% (注)3 利益法人割合 (注)4 有効控除割合
⑩	減収分合計(⑧+⑨)	12,172	12,172	12,172	

(注)平成27年度及び28年度については、26年度と同程度と推定。

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小商業・サービス業における魅力の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 売上高DIの変動</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 消費税率の引上げ時における中小商業・サービス業の売上高への影響を最小限に抑えるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 25 年度: 14,528 件 平成 26 年度: 12,204 件 平成 27 年度: 12,204 件</p>
		② 減収額	<p>平成 25 年度: 190 億円 (平成 25 年度税制改正の大綱)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月) 本税制は、利用に当たり生活衛生同業組合等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者は経営改善に資する設備投資を行うことができる。 なお、平成 25 年度の利用実績として、陳列棚、システムキッチンを導入し、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(飲食サービス業)や、POSレジ(小売業)、食器洗浄機(飲食サービス業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。 また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの利用者の声も多く寄せられており、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置であると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年 1 月～平成 26 年 6 月) 中小商業・サービス業の平成 25 年度の売上高DIは、平成 24 年度と比較しマイナス幅が縮小。本税制も売上額の増加を後押ししている。</p>

			<p>＜中小商業・サービス業の売上高DIの推移＞</p> <p>(出典: 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 27 年 4 月～平成 29 年 3 月) 本特例措置が延長されなかった場合、消費税率の引上げの影響により中小商業・サービス業の経営状況が悪化し、これらの事業者の廃業の増加や雇用の縮小を招き、地域経済の活性化、雇用の確保に悪影響を与えるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月) 本税制は、利用に当たり生活衛生同業組合等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者は経営改善に資する設備投資を行うことができる。 なお、平成 25 年度の利用実績として、陳列棚、システムキッチンを導入し、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(飲食サービス業)や、POSレジ(小売業)、食器洗浄機(飲食サービス業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。 また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの利用者の声も多く寄せられており、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置であると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制は、全般的な商業・サービス業の経営状況の底上げを目的としている。そのため、予算の制約がなく、要件を満たすものが全て対象となる租税特別措置によることが妥当である。 なお、設備投資に当たり、商工会議所等から経営改善指導等を受けることを本税制の要件としているとともに、対象設備は限定されていることから、租税特別措置としても妥当なものとなっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が利用できる設備投資促進税制として、中小企業投資促進税制があり、当該税制では、機械・装置の投資促進を目的としている。 これに対して、本税制は、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目的としている。対象設備も、店舗の改装に係る建物附属設備や看板等の器具・備品としており、制度の目的及び対象設備が異なる。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	中小商業・サービス業は地域密着型の内需型産業であり、本特例措置により、中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化・活性化を図ることは、地域経済の活性化及び雇用の確保・創出に資することとなる。そのため、本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税における手当(本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税の自動連動)をすることが相当である。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設	府省名	厚生労働省
税目	相続税、贈与税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（個人事業者の事業承継の円滑化を図る）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本特例措置が講じられないことにより、6,710人の雇用が喪失するおそれがある」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「中小企業庁試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「個人事業者の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持を図る」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
出典は「中小企業庁試算」。算定根拠は、別紙のとおり。なお、平成29年度分（制度創設要望年度から3年目）の適用数については、27年度及び28年度の算定と同様のものとした。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
⑥の項目と同じ。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
中小企業の事業承継円滑化のための総合的支援策として、以下の措置を講じている。
(予算措置の役割)
予算措置は、事業承継に係る各制度の普及啓発のためであり、法律・税制・金融に係る制度利用の前さばきのものである。具体的には、一般経営者向けセミナー等の普及啓発活動などを行っており、相続税・贈与税の納税負担を軽減する要望事項とは役割が異なる。
(措置名)
・中小企業事業承継円滑化支援事業（施策説明会等）（平成26年度予算額2.3億円）
(金融支援の役割)
金融支援は、事業承継に際し事業用資産等の購入に係る資金貸付のみならず、経営者交代による取引先や売上高の減少などに苦しむ事業者の資金繰り対策にも資するものである。したがって、相続税・贈与税の納税負担を軽減する本特例措置とは役割が異なる。
・金融支援（信用保証制度）

個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設（減収見込額）

1. 減収見込額
(1) 贈与税分
贈与時は相続時精算課税を適用し、その後5年間要件を満たした場合に相続税の課税価格が減額される。そのため、贈与時は減収額なし。
- (2) 相続税分
1 個人事業者当たり事業用資産額×適用見込件数×80%
×相続税負担割合（注1）（6.8%）
=7,352万円×610×0.8×0.068=243,968万円
2. 1 個人事業者当たり事業用資産額（注2）
①事業用資産（土地）平均額
4,702万円
②事業用資産（建物）平均額
1,541万円
③事業用資産（機械装置等）平均額
1,109万円
④平均額合計
7,352万円
3. 適用見込件数
(1) 個人事業者の人数
(総務省・経済産業省「平成24年経済センサスー活動調査」再編加工)
217万5,262人
(2) 事業用資産の継承予定の有無（注2）
47.5%
(3) 贈与・譲渡により事業承継を検討している人の割合（注2）
19.9%
(4) 贈与のうち相続時精算課税を適用した人の割合
(国税庁「平成24年分贈与税統計年報」)
12.9%
(5) 1年以内に事業承継を行いたい個人事業者の割合（注2）
2.3%
(6) 適用見込件数
(1) × (2) × (3) × (4) × (5)
=2,175,262×0.475×0.199×0.129×0.023=610

(注) 1 財務省ホームページ「相続税の負担割合の推移」

2 平成26年度中小企業庁委託「個人事業主が所有する事業用資産及び事業承継に関するアンケート調査」による（n=2,271）。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設 (国税32)(相続税:外、贈与税:外)
2	要望の内容	<p>小規模企業の活力を発揮していく必要性が増大していることから、小規模企業について事業の持続的な発展を図ることを目的として、「小規模企業振興基本法」が制定された。これを踏まえ、小規模事業者の約6割を占める個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税について、負担軽減措置として以下のような措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件を達成していることについて、経済産業大臣の確認を受けた個人事業者が活用していた特定の資産に係る贈与税については、相続時精算課税を適用する。 ・当該贈与から5年間(又は贈与者が死亡するまでのどちらか短い方)、引き続き一定の要件を達成していることについて、経済産業大臣の確認を受け続けた場合には、贈与者が死亡した場合において生じる相続税の計算において、贈与時の課税価格を軽減する。
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	期限の定めのない措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域の経済や雇用を支える個人事業者の事業承継を円滑化することにより、個人事業者の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることを目的とする。 当省が所管する生活衛生関係営業を営む事業者は、地域住民に密接に関係する事業を営む地域コミュニティの核となる事業者であり、また、小規模事業者がその大宗を占めている。その事業用資産の円滑な承継により引き続きその地域で事業を営めるようにすることは、日本の貴重な財産である地域コミュニティを維持、活性化し、また、地域の雇用を維持する上でも、極めて重要である。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○小規模企業振興基本法(抜粋) 第3条 小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の经济社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。</p> <p>第16条第2項 国は、小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の承継又は廃止の円滑化に関する情報の提供の促進及び研修の充実、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 相続税負担によって事業活動の継続に支障が生じるおそれがある個人事業者が、将来相続の時点で本特例を利用することにより、個人事業者の事業承継の円滑化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置を適用するための前提となる経済産業大臣の確認を受けた者の数とする。</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例は、適用者に対して、事業用資産の贈与から5年間、一定の要件を課すことによって、政策目的である個人事業者の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成27年度 610人 平成28年度 610人</p>
		② 減収額	<p>平成27年度 24億円 平成28年度 24億円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 個人事業者の数は、平成21年経済センサスでは約242万者であったが、平成24年経済センサスでは約217万者となっており、約25万者の減少となっている。 また、個人事業者の常用雇用者数も、平成21年経済センサスでは約338人であったが、平成24年経済センサスでは約295万人となっており、約46万人の減少となっている。 本特例により、適用者に対して、事業用資産の贈与から5年間、一定の要件を課すことによって、政策目的である個人事業者の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持を図る。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 本特例により、適用者に対して、事業用資産の贈与から5年間、一定の要件を課すことによって、政策目的である個人事業者の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持を図る。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成29年度)</p> <p>中小企業は国内経済の付加価値を作り出し、雇用の受け皿役になる等、経済社会の重要な役割を担っており、所有と経営が一致しがちな中小企業であっても、経営者の交代如何を問わず、事業継続させていくことが必要である。このため、事業承継を円滑に実現させることが必要である。</p> <p>中小企業に該当する個人事業者の平均常用雇用者数は約11人(総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」より推計)であり、推計適用人数が610人であることから、本特例措置が講じられないことにより、6,710人の雇用が喪失するおそれがある。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度～平成29年度)</p> <p>中小企業に該当する個人事業者の平均常用雇用者数は約11人(総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」より推計)であり、推計適用人数が610人であることから、本特例措置が講じられないことにより、6,710人の雇用が喪失するおそれがある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、個人事業者が事業承継時に相続する事業用資産は事業の継続のために必要不可欠なものであり、担税力が乏しいことに鑑み、措置を講じようとするものである。したがって、要望の措置は妥当である。</p> <p>実際に、事業承継を考えている個人事業者の約4割が「相続税の負担が不安である」と回答している(出典:中小企業庁委託アンケート)。</p> <p>また、本特例措置の目的は、個人事業者の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることであり、この目的に資する税制とするため、贈与時から5年間引き続き一定の要件を達成していることの確認を要件に課している。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>小規模企業の活力を発揮していく必要性が増大していることから、小規模企業について事業の持続的な発展を図ることを目的として、「小規模企業振興基本法」が制定されている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制措置は地方税に係る租税特別措置等ではない。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の目標達成時期が、その延長期間を超えて「再生可能エネルギーについては、これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準（2020年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は最大導入ケースにおいて13.5%（1,414億kWh）及び2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約2割（2,140億kWh）を更に上回る水準の導入を目指す」と設定されているが、その理由が示されていないため、当該理由を明示する必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）が想定外に僅少ではないことについて、過去の実績に言及されておらず、所期の想定との比較が不十分なため、適切に説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「本措置により太陽光及び風力発電設備等のエネルギー環境負荷低減推進設備等への投資時の負担の軽減が図られることから、投資促進の効果がある」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の見込みと乖離している場合には、乖離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績について、資源エネルギー庁ホームページ（URL）と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「即時償却の効果としてはFIT開始後から平成25年度末までに約27,000件、約4,000億円の投資誘因効果があったと試算できるため、今後も同程度の効果が見込まれる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、「…太陽光は平成25年度と同程度の導入数、風力は事業者の運転開始見込み数（固定価格買取制度の認定申請時のデータ）をそれぞれ算出し、合算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
算定根拠については、資源エネルギー庁ホームページ「再生可能エネルギー発電設備の導入状況等について」（http://www.fit.go.jp/statistics/public_sp.html）より運転開始件数を採用。
- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成25年度要望当時、太陽光及び風力の適用事業者数については、24年1,821件、25年2,291件を想定していたところ、固定価格買取制度に基づく運転開始件数（事業者数は把握できず）は想定数を上回っている。また、本税制措置の利用者について、財務省公表の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」によれば、製造業、建設業、サービス業、不動産業等幅広い業種で比較的均等に利用実績があり、特定の者に偏っていない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成27年度の適用件数（見込み）は103,068件。算定根拠は、太陽光は平成25年度と同程度の導入数、風力は事業者の運転開始見込数（固定価格買取制度の認定申請時のデータ）をそれぞれ算出し、合算。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
達成目標を102億kWhとした場合、平成25年度は22.5億kWhを導入と試算している。同様に平成26年度及び27年度を試算すると、以下のとおり。
太陽光：平成26年度、27年度とも25年度と同程度の74億kWh
風力：平成26年度 27.2万kWh×24時間×365日×0.2＝4億8千万kWh
27年度 20.2万kWh×24時間×365日×0.2＝3億5千万kWh
平成26年度：78億8千万kWh×30％＝23.6億kWh
平成27年度：77億5千万kWh×30％＝23.2億kWh
したがって、[75億kWh＋78億8千万kWh＋77億5千万kWh]×30％＝69.4億kWh
目標値102億kWhに対して、本税制措置により3年間で69.4億kWhの導入が予測される。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長(グリーン投資減税) (国税 33)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	○次の設備の即時償却の適用期限を1年間延長する(平成28年3月末まで)。 ・太陽光発電 ・風力発電
3	担当部局	厚生労働省医政局地域医療計画課
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度 創設 (対象期間は平成 23 年 6 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日まで) 平成 24 年度 一部改正 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備について、即時償却を創設した。 (平成 24 年 5 月 29 日から平成 25 年度 3 月 31 日までの 1 年間) 平成 25 年度 拡充・延長 ①太陽光発電設備(10kW以上)、風力発電設備(1万kW以上)の7%税額控除(中小企業者)又は即時償却について、コージェネレーション設備を対象に追加する。 ②ハイブリッド建設機械、電気自動車、電気自動車専用急速充電器等の7%税額控除(中小企業者)又は30%特別償却について、新たに中小水力発電設備、下水熱利用設備、定置用蓄電設備、LED照明、高効率空調、高断熱窓を対象設備に追加する。 適用期限を、①は平成 27 年 3 月 31 日まで、②については平成 28 年 3 月 31 日までの措置とする。 平成 26 年度 縮減 熱電併給型動力発生装置、熱併給型動力発生装置、高効率複合工作機械、ハイブリッド建設機械、高効率電気式誘導加熱炉、断熱強化型工業炉、高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置、ガス冷房装置、高断熱窓設備、水蓄熱式冷凍機組込空気調和機、高効率照明設備を対象から削除する。
6	適用又は延長期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに延長
7	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 グリーン投資減税は、平成22年6月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び「新成長戦略」を踏まえ、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭

		<p>素設備や、再生可能エネルギー設備への投資(グリーン投資)を重点的に支援する制度として創設され、平成 23 年 6 月 30 日に施行された。省エネ効果・CO2削減効果の高い設備に対する投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを目的としたものである。</p> <p>震災以降の原子力発電停止による火力発電の増加に伴い、温室効果ガス排出量は 2010 年度から 2 年で約 7%増加している。加えて、原発依存度を可能な限り低減させていく、という政権の方針の下、再生可能エネルギー導入の推進は極めて重要である。本年 4 月 11 日に閣議決定された新たな「エネルギー基本計画」においても、再生可能エネルギーについて、「2013 年から 3 年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進」と掲げられており、その目標値については、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指」すとされている。再生可能エネルギーの導入を最大限加速するためにも、他の施策と同様に本税制措置が必要。</p> <p><太陽光発電> 太陽光は 2012 年 7 月に開始された固定価格買取制度(FIT)により導入が進んだが、今後は①メガソーラー用地減少による中小規模へのシフト、②適地減少による追加費用発生、等を背景に導入ペースが鈍化する可能性もある。このような状況下で、今後も中小企業者等から再エネ全体の牽引役である太陽光発電への積極的投資を促すには、初期費用軽減効果の高い措置が必要である。</p> <p><風力発電> FIT 開始と同時期に大規模風力発電設備が環境アセス法の対象に追加されたこと(環境アセスの手続きには3~4年の期間が必要)、及び地域的に脆弱な送電網の問題等が要因となり、1万kW以上の風力の導入実績は年間 25万kW程度から5万kW程度に停滞。風力は大規模開発すれば火力並みの発電コスト(10円/kWh)が可能のため、今後の再エネの主たる担い手として重要であり、即時償却を延長することで、事業者に対し引き続き支援を行う必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 平成 26 年 4 月 11 日に閣議決定された今次エネルギー基本計画では、「再生可能エネルギーについては、2013 年から 3 年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」こと、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準(※)を更に上回る水準の導入を目指」すことを明記。</p> <p>※2009 年 8 月に策定した「長期エネルギー需給見通し(再計算)」「(2020 年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は 13.5%(1,414 億 kWh))」及び 2010 年 6 月に開催した総合資源エネルギー調査会総合部会・基本計画委員会合同会合資料の「2030 年のエネルギー需給の姿」(2030 年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約 2 割(2,140 億 kWh))。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I : 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 1 : 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1-1 : 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 先般閣議決定されたエネルギー基本計画における、再生可能エネルギーの開発・利用を最大限加速化、を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 将来のエネルギーミックスに関しては、省エネルギーの取組の進展、再生可能エネルギーの導入状況、原発再稼働の状況、海外からの資源調達コストの状況、高効率火力の技術開発の見通しなどを見極めて示すこととしているが、再生可能エネルギーについては、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準(※)を更に上回る水準の導入を目指」すことをエネルギー基本計画に明記。</p> <p>※2009年8月に策定した「長期エネルギー需給見通し(再計算)」(2020年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は最大導入ケースにおいて13.5%(1,414億 kWh))及び2010年6月に開催した総合資源エネルギー調査会総合部会・基本計画委員会合同会合資料の「2030年のエネルギー需給の姿」(2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約2割(2,140億 kWh))。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、設備導入にかかる初期負担軽減(キャッシュフロー改善)がはかられ、再生可能エネルギーの導入が更に促進する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用件数</p> <p>平成24年度(実績) 17,410件 平成25年度見込み 103,064件 平成26年度見込み 103,074件</p> <p>※FITによる認定を受けて運転を開始した件数又は開始が見込まれる件数(太陽光10kW以上及び風力1万kW以上)</p>
		② 減収額	<p>平成23年度 232億円 平成24年度 271億円</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) ※グリーン投資減税の対象設備全体の減収額。上記適用実態調査結果にはグリーン投資減税とエネ革税制の両方が記載されているので、あわせて示す。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年~平成25年) 再生可能エネルギー導入量は順調に増加しており、その推移は下記のとおり。</p> <p>再生可能エネルギー累積導入量(設備容量:kW)</p> <p>2011年度 1,860万kW 2012年度 2,242万kW 2013年度 2,960万kW</p> <p>(出典:資源エネルギー庁新エネルギー小委員会資料)</p> <p>太陽光発電累積導入量(設備容量:kW)</p> <p>2011年度 531万kW 2012年度 728万kW 2013年度 1,432万kW</p>

			<p>(出典:資源エネルギー庁新エネルギー小委員会資料)</p> <p>風力発電累積導入量(設備容量:kW)</p> <p>2011年度 256万kW 2012年度 264万kW 2013年度 269万kW</p> <p>(出典:資源エネルギー庁新エネルギー小委員会資料)</p>
			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年)</p> <p>グリーン投資減税の創設当時、目標で示された「再生可能エネルギー導入量の約1%」を「2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合21%(長期エネルギー需給見通し)」の内の1%であるとする、達成すべき数値は以下のとおり。</p> <p>2,140億kWh÷21=102億kWh</p> <p>これを平成25年度から平成27年度の3年間で達成することとしている。平成25年度の導入実績を発電電力量に換算すると以下のとおり。</p> <p>太陽光:704万kW×24時間×365日×0.12=74億kWh 風力:5万kW×24時間×365日×0.2=8,700万kWh</p> <p>上記約75億kWhのうちグリーン投資減税の直接的な寄与度はアンケート結果等より約3割と想定されることから、75億kWh×0.3=22.5億kWh</p> <p>従って、3年間のうち最初の1年では目標の約22%を達成した状況といえる。今後はより一層の加速的導入が必要である。</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度)</p> <p>上記計算結果から、平成25年度の即時償却の効果は22億kWhと見込まれることから、仮に本税制が拡充・延長されない場合には、同程度の発電電力量が導入されることが想定される。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度~平成25年度)</p> <p>本措置により太陽光及び風力発電設備等のエネルギー環境負荷低減推進設備等への投資時の負担の軽減が図られることから、投資促進の効果がある。平成25年度の委託調査でFIT認定事業者に対して実施したアンケート結果によると、事業者の約4割がグリーン投資減税を投資インセンティブとして重視しており、特に即時償却の効果としてはFIT開始後から平成25年度末まで</p>

			に約 27,000 件、約 4,000 億円の投資誘因効果があったと試算できるため、今後も同程度の効果が見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	エネルギー関連投資の促進支援は広く事業者全般を対象とすべきものであり、特定業界や個別企業の信用力によらず利用可能な税制による措置をもって進めることが適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本税制は補助金との併用が認められていない。よって、補助金と本税制とで対象設備が重複することはない。 また、固定価格買取制度と本税制措置との関係では、固定価格買取制度はランニングコスト支援、税制は設備導入にかかる初期負担軽減(キャッシュフロー改善)と役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充	府省名	厚生労働省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充 (地方税 26) (法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みを検討する。</p> <p>○総額型の控除上限の引き上げ措置の恒久化(法人税額の 30%)を図る。</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る。(恒久措置)</p> <p>・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の 10%)</p> <p>・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局経済課
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 60 年度 創設(税額控除率 6%)</p> <p>昭和 63 年度 2 年間延長</p> <p>平成 2 年度 3 年間延長</p> <p>平成 5 年度 2 年間延長</p> <p>平成 7 年度 2 年間延長</p> <p>平成 9 年度 1 年間延長</p> <p>平成 10 年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成 11 年度 1 年間延長</p> <p>平成 12 年度 1 年間延長</p> <p>平成 13 年度 1 年間延長</p> <p>平成 14 年度 1 年間延長</p> <p>平成 15 年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の 3% 上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成 18 年度 増加額に係る税額控除(増加額の 5%)の拡充</p> <p>税額控除率 3% 上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p> <p>平成 20 年度 増加額に係る税額控除(増加額の 5%)または売上高の</p>

			<p>10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成 21 年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について</p> <p>①平成 21、22 年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%へ引上げるとともに②平成 21、22 年度に生じる税額控除超過額について、平成 23、24 年度において税額控除の対象とすることを可能にする。</p> <p>平成 22 年度 2 年間延長(上乗せ措置)</p> <p>平成 24 年度 2 年間延長(同上)</p> <p>平成 25 年度 総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げ(2 年間の時限措置)</p> <p>平成 26 年度 上乗せ措置(増加型・高水準型)を 3 年間延長するとともに、増額型の控除率を定率 5%から 5%～30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変わる仕組み)に変更</p>
6	適用又は延長期間		<p>○総額型の控除上限の引き上げ措置の恒久化</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <p>・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の 10%)</p> <p>・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)</p>
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資額(平成 24 年度 17.3 兆円)の約 7 割(同 12.2 兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成 28 年度までに対 GDP 比で世界第 1 位に復活することを目指す。数値水準としては、対 GDP 比 3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p> <p>特に、高付加価値型・知識集約型の医薬品・医療機器産業は、資源の乏しい我が国にとって経済成長を担う重要な産業であり、国民の生命・健康の維持・増進の観点から、世界最高水準の医薬品等を国民に迅速に提供することが期待されている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比の 1%にすることを目指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対 GDP 比 4%以上)及び政府研究開発</p>

		<p>投資として目指す水準(対GDP比 1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 8 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p>施策目標 8-1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p>○日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比の 1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国 (3)新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標(対 GDP 比 4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対 GDP 比 1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第 4 期科学技術基本計画(平成 23~27 年度)(平成 23 年 8 月閣議決定) II. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現 5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 (1)科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ②産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」 V. 社会とともに創り進める政策の展開 4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略 2014(平成 26 年 5 月 23 日閣議決定) 第 3 章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (3)イノベーションを結実させる</p>

			<p>①新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている。」</p>
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対 GDP 比 3%以上である。 あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。(日本再興戦略改定 2014) また、中小企業は大企業に比べ研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対 GDP 比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の 7 割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることで、国全体の研究開発投資の対 GDP 比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。平成 26 年度経済産業省アンケート調査でも、約 75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金として企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
8	有効性等	①	<p>適用数等</p> <p>国税及び地方税における中小企業利用実績 平成 20 年度 4,899 件 平成 21 年度 3,807 件 平成 22 年度 4,530 件 平成 23 年度 5,290 件 平成 24 年度 5,528 件</p> <p>【平成 20~22 年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成 23~24 年度:財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】 (注)平成 18 年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p>

○国税利用実績
①減収額実績 ()内が中小企業者分(資本金1億円以下)
<総額型>
平成22年度 3,337億円(16億円)
平成23年度 2,848億円(45億円)
平成24年度 3,017億円(42億円)
平成25年度 4,618億円(48億円)(見込み)
平成26年度 4,618億円(48億円)(見込み)
<中小企業技術基盤強化税制>
平成22年度 165億円(164億円)
平成23年度 224億円(222億円)
平成24年度 212億円(209億円)
平成25年度 278億円(275億円)(見込み)
平成26年度 278億円(275億円)(見込み)
<オープンイノベーション型>
平成22年度 0.6億円(0億円)
平成23年度 0.4億円(0.1億円)
平成24年度 0.6億円(0億円)
平成25年度 0.6億円(0億円)(見込み)
平成26年度 0.6億円(0億円)(見込み)
②適用事業者(法人)数
<総額型>
平成22年度 2,611(504)
平成23年度 2,793(705)
平成24年度 3,297(842)
平成25年度 3,636(972)(見込み)
平成26年度 3,636(972)(見込み)
<中小企業技術基盤強化税制>
平成22年度 4,029(4,026)
平成23年度 4,603(4,585)
平成24年度 4,706(4,686)
平成25年度 5,430(5,412)(見込み)
平成26年度 5,430(5,412)(見込み)
<オープンイノベーション型>
平成22年度 91(28)

平成23年度 91(27)
平成24年度 100(32)
平成25年度 100(32)(見込み)
平成26年度 100(32)(見込み)
○地方税影響額実績
平成23年度 43億円
平成24年度 43億円
平成25年度 43億円(見込み)
平成26年度 43億円(見込み)
※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照)
※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)
(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)
なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。
平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乗せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算し、中小企業者分のみを算出。
・平成24年度見込み
3,783件 12,032百万円(国税)
3,783件 2,082百万円(地方税)
・平成25年度見込み
3,783件 12,594百万円(国税)
3,783件 2,179百万円(地方税)

			<p>※平成 25 年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)</p> <p>平成 24 年度(実績)</p> <p>5,528 件 25,064 百万円(国税)</p> <p>※平成 25 年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)</p> <p>平成 24 年度(実績)</p> <p>影響額 4,252 万円(地方税)</p> <p>平成 24 年度適用件数及び適用金額については、平成 25 年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。</p> <p>○将来推計</p> <p>平成 27 年度</p> <p>・総額型</p> <p><国税における減収額>(別紙①、別紙②参照)</p> <p>件数 3,636(972)</p> <p>事業年度 461,786 百万円(4,801 百万円)</p> <p><地方税における減収額>(別紙③参照)</p> <p>事業年度 619 百万円</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制</p> <p><国税における減収額>(別紙①、別紙②参照)</p> <p>件数 5,430(5,412)</p> <p>事業年度 27,846 百万円(27,509 百万円)</p> <p><地方税における減収額>(別紙③参照)</p> <p>事業年度 3,549 百万円</p> <p>・オープンイノベーション型</p> <p><国税における減収額>(別紙①、別紙②参照)</p> <p>件数 373(115)</p> <p>事業年度 2,749 百万円(310 百万円)</p> <p><地方税における減収額>(別紙③参照)</p> <p>事業年度 40 百万円</p> <p>平成 28 年度</p> <p>・総額型</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 3,636(972)</p> <p>事業年度 475,640 百万円(4,945 百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 638 百万円</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 5,430(5,412)</p> <p>事業年度 28,681 百万円(28,334 百万円)</p>
--	--	--	--

			<p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 3,655 百万円</p> <p>・オープンイノベーション型</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 373(115)</p> <p>事業年度 2,831 百万円(319 百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 41 百万円</p> <p>平成 29 年度</p> <p>・総額型</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 3,636(972)</p> <p>事業年度 489,909 百万円(5,093 百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 657 百万円</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 5,430(5,412)</p> <p>事業年度 29,541 百万円(29,184 百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 3,765 百万円</p> <p>・オープンイノベーション型</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 373(115)</p> <p>事業年度 2,916 百万円(329 百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 42 百万円</p> <p>※平成 28、29 年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成 27 年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目 GDP が毎年 3%増加する見込みであることから、平成 28 年度見込みについては、平成 27 年度見込みの 103%に相当する額、平成 29 年度についても平成 28 年度見込みの 103%に相当する額とした。</p> <p>(平成 26 年度経産省アンケート調査結果による試算)</p> <p>○利用業種</p> <p>(総額型控除上限 20%→30%適用企業)</p> <p>平成 25 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。</p> <p>【総額型控除上限 20%→30%適用企業 業種別内訳】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">業種名</th> <th style="width: 30%;">適用企業数</th> <th style="width: 30%;">(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>2919</td> <td>1893</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>423</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>電気機器</td> <td>366</td> <td>203</td> </tr> <tr> <td>精密機器</td> <td>243</td> <td>174</td> </tr> </tbody> </table>	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	2919	1893	化学	423	237	電気機器	366	203	精密機器	243	174
業種名	適用企業数	(うち中小企業)																
総計	2919	1893																
化学	423	237																
電気機器	366	203																
精密機器	243	174																

	医薬品	224	116
	食料品	190	145
	輸送用機器	152	58
	機械	136	87
	非鉄金属	102	58
	金属製品	102	87
	建設業	73	29
	鉄鋼	73	58
	卸売業	63	58
	その他	772	581

平成 26 年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成 26 年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)
平成 24 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事業	4	0
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

② 減収額

1. 減収額について
○地方税における減収額
影響額実績
平成 20 年度 43 億円
平成 21 年度 23 億円
平成 22 年度 30 億円
平成 23 年度 43 億円
平成 24 年度 43 億円

【平成 20～22 年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」
平成 23～24 年度:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より算出】

(参考)国税における減収額
減収実績(うち、税法上の中小企業分)
平成 20 年度 2,881 億円(246 億円)
平成 21 年度 2,565 億円(131 億円)
平成 22 年度 3,726 億円(174 億円)
平成 23 年度 3,395 億円(234 億円)
平成 24 年度 3,952 億円(223 億円)

○増加型・高水準型における減収額
減収額実績
平成 20 年度 2.4 億円
平成 21 年度 1.0 億円
平成 22 年度 1.7 億円
平成 23 年度 2.1 億円
平成 24 年度 2.3 億円

(参考)減収実績額(うち、税法上の中小企業分)
平成 20 年度 178 億円(14 億円)
平成 21 年度 133 億円(6 億円)
平成 22 年度 224 億円(10 億円)
平成 23 年度 232 億円{増加型 116 億円、高水準型 116 億円}(12 億円)
平成 24 年度 266 億円{増加型 173 億円、高水準型 93 億円}(14 億円)

【平成 20～22 年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」
平成 23～24 年度:財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】

(減収額の算出方法)
「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型、高水準型を利用した資本金 1 億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

2. 利用実績について					
国税及び地方税における中小企業利用実績 平成 20 年度 4,899 件 平成 21 年度 3,807 件 平成 22 年度 4,530 件 平成 23 年度 5,290 件 平成 24 年度 5,528 件 【平成 19～22 年度: 国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成 23～24 年度: 財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】					
○増加型利用実績					
平成 23 年度 1,228 件 平成 24 年度 1,447 件					
○高水準型利用実績					
平成 23 年度 83 件 平成 24 年度 81 件 【平成 23～24 年度: 財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】 (注)平成 18 年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。					
○将来推計					
平成 27 年度 総額型 ▲562 億円(▲12.4 億円) オープンイノベーション型 ▲27 億円(▲3.1 億円) (平成 26 年度経産省アンケート調査結果による試算) ※平成 27 年度推計の根拠 総額型については、平成 26 年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の 20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の 20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業者についても、平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査により得られた平成 25 年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。)					
※オープンイノベーション型についても、平成 26 年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成 25 年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイ					

ーション型の控除率を 60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の 10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成 25 年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)						
なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成 25 年度知的財産活動調査」によると、資本金が 1 億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金 1 億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641 百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の 1/10 程度と仮定すると 164 百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率(70.3%(平成 24 年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。						
③ 効果・達成目標の実現状況		≪政策目的の実現状況≫(分析対象期間:平成 19 年～平成 29 年) 我が国は、2008 年をピークに、官民合わせた研究開発費の対 GDP 比率が低下しており、目標としている 4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第 2 位の対 GDP 研究開発投資比率となっている。				
○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)						
	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12
*2012 年の官民合わせた研究開発費が 300 億ドル以上の 8 カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」) リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成 24 年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。						
<今後の達成予測>						
主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高						

水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年～平成29年)

我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。

* 民間の研究開発費の対GDP比率の目標
官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値

○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国
(出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)

《今後の達成予測》
主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、総額型の控除上限(法人税額の30%)の恒久化を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》
リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続く、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。

なお、控除限度額が法人税額の20%までと縮小された場合、研究開発投資率が高い医薬品産業は、投資に見合った控除を十分に受けることができない等の弊害が生じる。また、時限措置では、長期安定的な研究開発投資の計画立案を行うことが困難である。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年～平成29年)

○日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資をGDP比の4%以上にする」の達成にむけ、過去及び将来において、以下の効果が期待される。

なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。

上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)。同様に「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の実績から、地方税における平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、99億円(平成24年度影響額4,252百万円×2.33)。

また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○総額型の控除上限引き上げ措置(30%)の恒久化
現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットINGを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)

- ・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別格化(法人税10%)
- ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)

我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。

また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。

- ・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分)(中小企業者:12.4億円)【地方税1.6億円】
↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
- ・研究開発投資押し上げ額 1,309億円(中小企業者:29億円)【地方税:3.7億円】
↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
- ・単年度の減収(562億円分(中小企業者:12.4億円))が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす

		<p>①GDP押し上げ効果: 5.627 億円(中小企業者: 124 億円)【地方税: 16 億円】</p> <p>②雇用創出効果: 約 6.7 万人(中小企業者: 約 1,500 人)【地方税: 約 190 人】</p> <p>③税収効果: 約 927 億円(中小企業者: 約 20 億円)【地方税: 約 2.6 億円】</p> <p>・平成 27 年度減収見込額 27 億円(オープンイノベーション型の抜本拡充分)(中小企業者: 3.1 億円)【地方税 0.4 億円】</p> <p>↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果</p> <p>・研究開発投資押上げ額 63 億円</p> <p>↓ GDP 押し上げ効果(マクロモデルによる計算)</p> <p>・単年度の減収(27 億円分(中小企業者: 3.1 億円))が、平成 27 年度～平成 36 年度までの 10 年間に及ぼす</p> <p>①GDP押し上げ効果: 270 億円(中小企業者: 31 億円)【地方税: 4 億円】</p> <p>②雇用創出効果: 約 0.3 万人(中小企業者: 約 340 人)【地方税: 約 44 人】</p> <p>③税収効果: 約 44 億円(中小企業者: 約 5.1 億円)【地方税: 約 0.7 億円】</p> <p>さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
<p>相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.1%、主要国中トップ)。</p> <p>②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない(1.1%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・恒久化が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活する」という目標を達成するためには、今後 3 年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p> <p>(参考)</p>

		<p>○各国は研究開発税制の拡大競争を実施。</p> <p>○OECD加盟国で比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみであったが、2013年現在、研究開発税制採用27ヶ国のうち増加型のみは国はない。</p> <p>○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみは国はない。</p> <table border="1" data-bbox="1478 239 2103 558"> <thead> <tr> <th colspan="4">主要国の研究開発税制の動向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1478 271 1568 319"> </td> <td data-bbox="1568 271 1657 319"> </td> <td data-bbox="1657 271 1926 319"> <p>恒久措置 法人税法</p> </td> <td data-bbox="1926 271 2103 319"> <p>2008 大企業向け追加拠入金割合を引上げ(25%→30%) 2008-2012 中小企業向け追加拠入金割合を引上げ(50%→75%; 2008fy→100%; 2011fy→125%; 2012fy) 2013 大企業向け税額控除制度の導入</p> <p>1999年時点 総額型 現行制度 総額型</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1478 319 1568 367"> </td> <td data-bbox="1568 319 1657 367"> </td> <td data-bbox="1657 319 1926 367"> <p>恒久措置 フランス税法</p> </td> <td data-bbox="1926 319 2103 367"> <p>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設</p> <p>1999年時点 増加型 現行制度 総額型</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1478 367 1568 446"> </td> <td data-bbox="1568 367 1657 446"> </td> <td data-bbox="1657 367 1926 446"> <p>恒久措置 ※重点分野は 特設措置 租税特別措置法</p> </td> <td data-bbox="1926 367 2103 446"> <p>2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術開発)に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同等) ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。</p> <p>1999年時点 総額型と増加型の選択 現行制度 ①重点分野 総額型 ②重点分野 総額型と増加型の選択</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1478 446 1568 494"> </td> <td data-bbox="1568 446 1657 494"> </td> <td data-bbox="1657 446 1926 494"> <p>恒久措置 法人所得税法</p> </td> <td data-bbox="1926 446 2103 494"> <p>2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加</p> <p>現行制度 総額型</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1478 494 1568 542"> </td> <td data-bbox="1568 494 1657 542"> </td> <td data-bbox="1657 494 1926 542"> <p>特設措置 内国歳入法</p> </td> <td data-bbox="1926 494 2103 542"> <p>※2014年3月に公表された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。</p> <p>1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択 現行制度 ハイブリッド型 ※ 増加型と総額型の特性をもった制度。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECD の調査によると他国と比較しても劣後している。(我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は 2.4%であり、OECD 平均 5.0%の約半分と低水準)</p> <p>すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版 2014 において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p>	主要国の研究開発税制の動向						<p>恒久措置 法人税法</p>	<p>2008 大企業向け追加拠入金割合を引上げ(25%→30%) 2008-2012 中小企業向け追加拠入金割合を引上げ(50%→75%; 2008fy→100%; 2011fy→125%; 2012fy) 2013 大企業向け税額控除制度の導入</p> <p>1999年時点 総額型 現行制度 総額型</p>			<p>恒久措置 フランス税法</p>	<p>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設</p> <p>1999年時点 増加型 現行制度 総額型</p>			<p>恒久措置 ※重点分野は 特設措置 租税特別措置法</p>	<p>2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術開発)に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同等) ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。</p> <p>1999年時点 総額型と増加型の選択 現行制度 ①重点分野 総額型 ②重点分野 総額型と増加型の選択</p>			<p>恒久措置 法人所得税法</p>	<p>2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加</p> <p>現行制度 総額型</p>			<p>特設措置 内国歳入法</p>	<p>※2014年3月に公表された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。</p> <p>1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択 現行制度 ハイブリッド型 ※ 増加型と総額型の特性をもった制度。</p>
主要国の研究開発税制の動向																										
		<p>恒久措置 法人税法</p>	<p>2008 大企業向け追加拠入金割合を引上げ(25%→30%) 2008-2012 中小企業向け追加拠入金割合を引上げ(50%→75%; 2008fy→100%; 2011fy→125%; 2012fy) 2013 大企業向け税額控除制度の導入</p> <p>1999年時点 総額型 現行制度 総額型</p>																							
		<p>恒久措置 フランス税法</p>	<p>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設</p> <p>1999年時点 増加型 現行制度 総額型</p>																							
		<p>恒久措置 ※重点分野は 特設措置 租税特別措置法</p>	<p>2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術開発)に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同等) ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。</p> <p>1999年時点 総額型と増加型の選択 現行制度 ①重点分野 総額型 ②重点分野 総額型と増加型の選択</p>																							
		<p>恒久措置 法人所得税法</p>	<p>2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加</p> <p>現行制度 総額型</p>																							
		<p>特設措置 内国歳入法</p>	<p>※2014年3月に公表された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。</p> <p>1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択 現行制度 ハイブリッド型 ※ 増加型と総額型の特性をもった制度。</p>																							
<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>		<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECD ペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金を組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に</p>																								

			取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年9月

平成25年度、平成26年度の適用数等推計の考え方

- 租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成24年度実績）
 - 総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）
 - 適用総額：301,673百万円（うち中小企業：4,163百万円）
 - 中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）
 - 適用総額：21,164百万円（うち中小企業：20,901百万円）
 - オープンイノベーション型：平成23年度適用件数：91（27）
 - 平成23年度適用総額：41百万円（8）
 - 平成24年度適用件数：100（32）
 - 平成24年度適用総額：63百万円（4）
- 平成26年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成24年度実績）
 - 総額型 平成24年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）
 - 適用総額：183,271百万円（カバー率：60.75%）
 - （平成24、25年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：548
 - 適用総額：280,535百万円
 - 平成25年度推計件数：548÷15.07%=3,636
 - 総額：280,535百万円÷60.75%=461,786百万円
- うち、中小企業分（平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成24年度実績））
 - 総額型 平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）
 - 適用総額：647（カバー率：15.54%）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：164
 - 適用総額：746百万円
 - 平成25年度推計件数：164÷16.86%=972
 - 総額：746百万円÷15.54%=4,801百万円
 - オープンイノベーション型：平成25年度適用件数 100社
 - 平成25年度適用総額 63百万円
- ※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成24年度実績と同数とした。
- 中小企業技術基盤強化税制
 - 平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成24年度実績）
 - 平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）
 - 適用総額：658（カバー率：3.11%）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：164
 - 適用総額：866百万円
 - 平成25年度推計件数：164÷3.02%=5,430
 - 総額：866百万円÷3.11%=27,846百万円
- うち資本金1億円以下
 - 平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）
 - 適用総額：658（カバー率：3.15%）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：164
 - 適用総額：866百万円
 - 平成25年度推計件数：164÷3.03%=5,412
 - 総額：866百万円÷3.15%=27,509百万円

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限30%の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額
(大企業)

1. 経済産業省平成26年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を合計すると、36,313百万円。
2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成24年度の総額型の活用実績は301,669百万円。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型実績は199,331百万円なので、金額のカバー率は約66.08%。
4. 1. で得られた36,313百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた54,957百万円を減収見込額とした。

(中小企業者等)

1. 中小企業庁平成26年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計56,194百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数
(大企業)

1. 大企業アンケートにより得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業数は180社。
2. 実態調査によると、平成24年度の総額型の活用企業数は3,297社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型活用企業数は497社なので、件数のカバー率は約15.07%。
4. 1. で得られた180社を件数のカバー率で割り戻して得られた1,194社を適用見込事業者数とした。

(中小企業者等)

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計3,514社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4/33+59)}{100} = 310 \text{百万円}$$

大企業の適用金額に対する中小企業者等割合
(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について)

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 115 \text{社}$$

(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 / 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4/33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12 + 9 / 64 + 68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10 / 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

別紙③

平成27年度中小企業者等の試験研究費に係る特例措置要求減収額等算出根拠

<地方税における将来推計>

①総額型の控除上限の引上げ措置の延長（法人税額の30%）

・総額型

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲461,786百万円 3,636社

うち中小企業者：▲4,801百万円、972社

この試算された減収見込み額より、12.9%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、地方税における減収額見込み額を算出。

※なお、平成26年10月の税率改定前の試算には17.3%を適用している。

4,801百万円×12.9% = 619.3百万円

(参考) 法人住民税の減収額（平成26年10月以降）

法人住民税の減収額 = 法人税の減収額 × 税率12.9% (※)

※市町村分9.7%、都道府県分3.2%

・中小企業技術基盤強化税制

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲27,846百万円 5,430社

うち中小企業者：▲27,509百万円、5,412社

同様に地方税適用見込みは以下のとおり

27,509百万円×12.9% = 3548.6百万円

②オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲2,749百万円、373社

うち中小企業者：▲310百万円、115社

同様にオープンイノベーション型における地方税適用見込みは以下のとおり

310百万円×12.9% = 40.0百万円

<実績把握>

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）による影響額

○平成23年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

- ・中小企業技術基盤強化税制 3,881,485千円
- ・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 97,750千円
- ・試験研究費の増加額に係る税額控除 126,476千円
- ・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 185,193千円

○平成24年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

- ・中小企業技術基盤強化税制 3,661,353千円
- ・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 282,254千円
- ・試験研究費の増加額に係る税額控除 184,527千円
- ・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 123,700千円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	社会保険診療報酬に係る非課税措置	府省名	厚生労働省
税目	法人事業税、個人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（医療機関数の推移）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

④ 本租税特別措置等の適用額の過去の実績について平成 23 年度及び 24 年度しか把握されていないため、25 年度の適用額を明らかにする必要がある。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について平成 23 年度及び 24 年度しか把握されていないため、25 年度の減収額を明らかにする必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「本措置の適用により、平成 21 年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本措置の適用により、平成21年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、「地域における医療提供体制を維持する。」という本措置により達成しようとする目標は達成できていると考えられる。今後においても、地域における医療提供体制を維持するためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効であると考えられることから、恒久措置として本措置を継続することが妥当である。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

別添資料のとおり。

⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本措置は、国民皆保険の下、社会保険診療を行う全ての医療機関等に適用されるため、その適用に当たり偏りが無いことは明白である。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づく適用実態調査結果として課税標準額が掲載されているため、引用したところ。医療法人と個人の事業税率を乗じて算出すると以下のとおり。

平成24年度 【単位：百万円】

開設主体	課税標準額	事業税率	減税額
医療法人	774,715	6.6%	51,131
個人	1,328,084	5.0%	66,404
合計	2,102,799		117,535

平成23年度 【単位：百万円】

開設主体	課税標準額	事業税率	減税額
医療法人	753,311	6.6%	49,719
個人	1,335,956	5.0%	66,798
合計	2,089,267		116,517

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

平成25年10月1日現在の医療施設動態調査の結果を反映した測定指標は以下のとおり。

	H21.10.1	H22.10.1	H23.10.1	H24.10.1	H25.10.1
医療機関数	176,471	176,878	176,308	177,191	177,769

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本措置は、社会保険診療を行う全ての医療機関等に適用されるため、地域における医療提供体制を維持するという政策目的を達成する上で、補助金等に比べて有効であることが明らかである。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

社会保険診療を行う全ての医療機関を対象とした同様の政策は他にない。

④ 適用数等の実績把握(評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)

単位:千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,598,850	851,421	104,052	91,835
社会保険診療報酬(年間)②	1,492,095	783,321	138,718	79,394
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.3%	92.0%	84.6%	86.5%
医療費用(年間)④	1,541,044	761,244	154,216	64,798
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,437,794	700,345	130,467	56,050
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	54,301	82,977	8,251	23,344
開設者別施設数⑦	5,708	348	37,706	45,645
黒字率⑧:注1	72.4%	92.9%	70.1%	95.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	4,133	323	26,432	43,408
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	224,403,577	25,888,138	218,086,634	887,429,507
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	14,810,838	1,284,407	14,384,378	44,371,475

開設主体	産科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	75,738	42,318
社会保険診療報酬(年間)②	59,188	35,891
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	78.1%	84.8%
医療費用(年間)④	70,639	31,354
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	55,203	26,592
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	3,985	9,299
開設者別施設数⑦	11,481	56,378
黒字率⑧:注1	62.4%	95.7%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	7,164	53,954
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	28,547,570	345,242,169
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	1,884,140	17,282,108

減税額の合計 (病院、診療所、産科診療所の合計)	94,017,144
要室の増置の適用対象見込み (各表⑫の合計)	135,414

出典:「平成25年実施第19回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成24年医療施設動態調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は平成25年実施第19回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表-損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会保険診療報酬に係る非課税措置(地方税)(法人事業税:義、個人事業税:外)
2	租税特別措置等の内容	社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税を非課税とする。
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和27年度創設 毎年要望の結果、存続
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域における医療提供体制を維持する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療機関数の推移。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。</p>

8	有効性等	①: 適用数等	135,414件/年 ※平成25年11月実施第19回医療経済実態調査及び平成24年医療施設調査より推計								
		②: 減収額	地方税法に基づく適用実態調査結果 平成24年度 課税標準額 2,102,799百万円 (個人事業税 1,328,084百万円) (法人事業税 774,715百万円) 平成23年度 課税標準額 2,089,267百万円 (個人事業税 1,335,956百万円) (法人事業税 753,311百万円)								
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21~24年度) 本措置の適用により、平成21年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>医療機関数</td> <td>176,471</td> <td>176,878</td> <td>176,308</td> <td>177,191</td> </tr> </table> <small>※医療施設動態調査から(各年10月1日現在)</small> 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20~25年度) 労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である。		21	22	23	24	医療機関数	176,471	176,878
	21	22	23	24							
医療機関数	176,471	176,878	176,308	177,191							
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、本措置による下支えが必要である。								
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—								
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—								
10	有識者の見解	—									
11	評価結果の反映の方向性	—									
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—									

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置	府省名	厚生労働省
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（医療法人数の推移）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず、税収減を是認するような効果が「本措置の目的は、地域における医療提供体制を維持することであり、医療法人が開設主体である医療機関数の推移を見る限り、微増で推移していることから、幅広く医療法人の経営基盤の下支えがなされていることが分かる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について平成23年度及び24年度しか把握されていないため25年度の減収額を明らかにする必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「本措置の適用により、平成21年度以降、医療法人数は微増で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

本措置の適用により、平成21年度以降、開設者が医療法人の医療機関数は横ばいで推移しており、「地域における医療提供体制を維持する」という本措置により達成しようとする目標は達成できていると考えられる。今後においても、地域における医療提供体制を維持するためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効であると考えられることから恒久措置として本措置を継続することが妥当である。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

「平成24年分税務統計から見た法人企業の実態（国税庁）第9表（企業組合及び医療法人）」において記載されている、利益を計上している医療法人数の合計を適用件数として用いている。

⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本措置は、全ての医療法人を対象として適用されるものであり、その適用に当たり偏りはなく、地域における医療提供体制を維持するという政策目的を達成する上で、有効である。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

平成25年10月1日現在の医療施設動態調査の結果を反映した測定指標は以下のとおり。

	H21.10.1	H22.10.1	H23.10.1	H24.10.1	H25.10.1
開設者が医療法人の医療機関数	51,473	52,356	53,645	54,896	56,180

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

本措置の目的は、地域における医療提供体制を維持することであり、医療法人が開設主体である医療機関数の推移を見る限り、微増で推移していることから、幅広く医療法人の経営基盤の下支えがなされていることが分かる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本措置は、全ての医療法人を対象として適用されるため、地域における医療提供体制を維持するという政策目的を達成する上で、補助金等に比べて有効であることが明らかである。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

全ての医療法人を対象とした同様の政策は他にない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置（地方税）（法人事業税：義）
2	租税特別措置等の内容	医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年400万円を超える金額について軽減措置を講じる。
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和27年度創設 毎年要望の結果、存続
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 （医療法第1条の3） 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域における医療提供体制を維持する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療法人数の推移。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。
8	有効性等	① 適用数等 31,196件/年 ※平成24年分税務統計から見た法人企業の実態（国税庁）より推計
		② 減収額 地方税法に基づく適用実態調査結果 平成24年度 税額 1,724百万円 平成23年度 税額 1,791百万円

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21～24 年度) 本措置の適用により、平成 21 年度以降、医療法人数は微増で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設者が医療法人の医療機関数</td> <td>51,473</td> <td>52,356</td> <td>53,645</td> <td>54,896</td> </tr> </tbody> </table> <p>※医療施設動態調査から(各年 10 月 1 日現在)</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 20～25 年度) 医療は労働集約型で他の法人に比べて人件費の負担が重くならざるを得ないという経営上の制約の中、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置による経営の下支えが有効である。</p>		21	22	23	24	開設者が医療法人の医療機関数	51,473	52,356	53,645	54,896
	21	22	23	24									
開設者が医療法人の医療機関数	51,473	52,356	53,645	54,896									
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	医療提供体制の中核を担う医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには、医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、他の営利法人とは異なる医療法人への本措置による経営の下支えが必要である。										
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—										
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—										
10	有識者の見解		—										
11	評価結果の反映の方向性		—										
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—										

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の医療法人の法人税率の特例	府省名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		○
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的（事業の内容が、医療の普及及び向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営される医療法人の助成を図る）の根拠が租税特別措置法とされているが、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、法令や閣議決定等の名称及び該当部分の概要を明らかにし、説明する必要がある。
 - 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（特定医療法人の経営基盤の支援を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（特定の医療法人の承認件数）は、租税特別措置等による適用数等そのものであり、達成目標を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、本租税特別措置等が適用される特定の医療法人の所期の想定と比較して説明する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
- 【過去の実績】
- 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「特定医療法人の承認数は増加しており、本税制措置は公的に運営される医療法人の助成に資するものである」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績について平成 25 年度しか把握されていないため分析対象期間の年度ごとに適用件数を明らかにする必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数、適用者数及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「特定医療法人数は、230（平成9年3月末）から375（平成25年3月末）に増加している」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
本措置については、「特定医療法人の経営基盤の支援を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する」ことを達成目標とし、昭和39年に制度が創設された。本措置創設後、法人数が増加してきたところであるが、平成19年度に社会医療法人制度が創設されて以降、20年3月の412法人をピークに、その法人数は徐々に減少し、ここ3年間は、375法人と横ばいの状況である。
法人数の減少については、社会医療法人への移行によるものが主な理由であるが、その一方で、過去3年間における特定医療法人の新規認定数は11～15法人あり、特定医療法人へのニーズはあると考えられることから、達成目標が達成しているものと考えられる。
引き続き地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供するためには、特定医療法人の経営基盤の支援を図ることが必要であると考えられることから、恒久措置として本措置の継続が必要である。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
特定医療法人の平成25年度末の数は375法人となる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
本措置は、全ての特定医療法人を対象として適用されるため、「事業の内容が、医療の普及及び向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営される医療法人の助成を図る」という政策目的を達成する上で、補助金等に比べて有効であることが明らかである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の医療法人の法人税率の特例 (国税)(法人税:義) (地方税)(法人住民税:義、事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	医療法人は、法人税法上、普通法人として扱われるが、財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めのないものうち、公益の増進に著しく寄与する等の要件を備えるものとして、国税庁長官の承認を受けたもの(社会医療法人を除く。)については、法人税率を公益法人等並の19%(連結:20%)とする。 <特定医療法人の承認要件(措令39の25)> (1) 各事業年度において、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受けること。 (2) 法人の運営組織が適正であるとともに、役員等の総数のうち特殊関係のある者の占める割合が3分の1以下であること。 (3) 設立者、役員、その他の関係者に対し、特別の利益を与えないこと。 (4) 解散した場合の残余財産が、国、地方公共団体又は他の財団たる医療法人若しくは持分の定めのない社団たる医療法人に帰属する旨を定めていること。 (5) 法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠べし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。
3	担当部局	厚生労働省医政局医療経営支援課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和39年
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業の内容が、医療の普及及び向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営される医療法人の助成を図る 《政策目的の根拠》 租税特別措置法第67条の2、68条の100 租税特別措置法施行令第39条の25
		② 政策体系における政策目的の位置付け (基本目標) I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標) 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標) 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定医療法人の経営基盤の支援を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定の医療法人の承認件数
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により特定医療法人の経営基盤の支援を図ることができ、地域住民に必要な医療を継続して提供できる。
8	有効性等	① 適用数等 特定医療法人の承認数:375法人(平成25年3月末)
		② 減収額 48,776,013千円(平成23年度) 59,427,513千円(平成24年度)
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度~24年度) 軽減税率(19%)を適用することにより、税負担が軽減され、経営基盤の支援に資するものと考えられる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度~24年度) 特定医療法人数は、230(平成9年3月末)から375(平成25年3月末)に増加している。 《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度~24年度) 特定医療法人の承認数は増加しており、本税制措置は公的に運営される医療法人の助成に資するものである。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本税制措置は、医療提供体制のより安定的な確保に資するものである。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 医療法人に対する医療施設の施設・設備の整備等に対しての助成は行っているが、特定医療法人が設置する医療機関の経営安定化のための補助金等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性 —
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の協同組合等の法人税率の特例	府省名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため、所期の目標が既に達成されていないかを示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（消費生活協同組合等の財政基盤の安定・強化を図ることにより、地域社会への貢献等、相互扶助組織の社会的、公共的役割の持続的な実施を確保する）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（自治体との「地域見守り等に関する協定」締結状況）は、地方公共団体の実施する見守りに係る取組等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

 - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、税収減を是認するような効果が「本租税特別措置等により、本来の課税より一定額の減収が生じていますが、その結果として、経営基盤所安定・強化が図られつつあり、「消費生活協同組合等と地域見守り協定を締結した自治体数が平成24年7月末：59、25年3月末：296、26年3月末：677」と増加している。高齢化が進んでいる地域社会において、単身高齢者等の見守りは重要な課題であり、地域見守り協定の締結を通じてきめ細かい社会的、公共的役割を果たす基盤が形成されている」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - 本租税特別措置等の適用者数の過去の実績について平成22年度から24年度までしか把握されていないため、25年度の適用者数を明らかにする必要がある。
 - 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「消費生活協同組合等と地域見守り協定を締結した自治体数が平成24年7月末：59、25年3月末：296、26年3月末：677」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄の補足説明）
消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）は第1条で「国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民の生活の安定と生活文化の向上を期する」とその目的を規定している。また、第9条における生協の事業につき組合員への「最大奉仕の原則」として「営利を目的としてその事業を行ってはならない」とし、第10条第1項第1号に掲げるような供給・利用事業や組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業などを通し、その社会的役割、公共的役割について目的を果たしている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
国税庁統計年報書によれば、本租税特別措置等の適用者数の実績については、平成22年度670組合、23年度661組合、24年度648組合となる。
- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）
本租税特別措置等により、本来の課税より一定額の減収が生じているが、その結果として、経営基盤所安定・強化が図られつつあり、「消費生活協同組合等と地域見守り協定を締結した自治体数が平成24年7月末：59、25年3月末：296、26年3月末：677」と増加している。高齢化が進んでいる地域社会において、単身高齢者等の見守りは重要な課題であり、地域見守り協定の締結を通じてきめ細かい社会的、公共的役割を果たす基盤が形成されている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の協同組合等の法人税率の特例 (国税)(法人税:義) (地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人税法第2条第7号に規定する協同組合等(消費生活協同組合等が含まれる。)について、各事業年度の所得に対する法人税の額は19%となっているが、租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する一定の協同組合(消費生活協同組合等が含まれる。以下「大規模協同組合」という。)の所得のうち10億円を超える金額については、税率を22%とする。 (平成11年度改正より前は、大規模協同組合の所得のうち10億円を超える金額に係る特例税率は30%であった。)
3	担当部局	社会・援護局地域福祉課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 平成11年
6	適用期間	期限なし(法人税法本則)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《特例により実現しようとする政策目的》 協同組合の非営利の相互扶助組織としての社会的役割、公共的役割を果たし続けるための財政基盤の確立。 《政策目的の根拠》 法人税法第66条第3項
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標2 地域社会のセーフティーネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策目標1 地域社会のセーフティーネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
		③ 達成目標及び測定指標 《特例により達成しようとする目標》 消費生活協同組合等は人と人のとの結合による組織であり、組合員のニーズを満たすことを目的として活動している。 また、組合員のニーズのみならず地域社会のニーズに取り組む相互扶助組織として、食育、子育て支援、福祉活動等の取組といった社会的役割、自治体との地域見守り支援や災害発生時の支援等の協定といった公共的な役割を果たしている。 こういった消費生活協同組合等の財政基盤の安定・強化を図ることにより、地域社会への貢献等、相互扶助組織の社会的、公共的役割の持続的な実施を確保する 《特例による達成目標に係る測定指標》 消費生活協同組合等の社会的取組の充実 (参考)自治体との「地域の見守り等に関する協定」締結状況 平成24年度末 57組合が296自治体と締結(自治体の重複含む) 平成25年度末 80組合が677自治体と締結(") 《政策目的に対する特例の達成目標実現による寄与》 法人税率の軽減により、協同組合の経営基盤の安定・強化を図ることがで

8	有効性等	① 適用数等 (消費生活協同組合等) 全国の消費生活協同組合等数 963(平成23年度末)										
		② 減収額 -										
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》 軽減税率(19%)を適用により、財政基盤の安定化が確保され、社会的取組の充実に図られているものとする。 《特例による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成24年7月～平成26年3月) 社会的取組の一例としての自治体との地域見守り協定の推移 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H24.7末</td> <td>H25.3末</td> <td>H26.3末</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>23</td> <td>57</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>締結自治体数</td> <td>59</td> <td>296</td> <td>677</td> </tr> </table> 《税收減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成24年7月～平成26年3月) 主に宅配事業を行う組合が自治体と締結し、事業と一体的に行っている地域見守り協定の締結数は、2年半の間で実施組合数、締結自治体数ともに増大しており、消費生活協同組合等が行う社会的、公共的取組の充実に、地域社会に大きく寄与している。		H24.7末	H25.3末	H26.3末	組合数	23	57	80	締結自治体数	59
	H24.7末	H25.3末	H26.3末									
組合数	23	57	80									
締結自治体数	59	296	677									
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 消費生活協同組合等は、利用者である地域住民自らが組織する自主自立の「組合員の生活の文化的・経済的向上を図ることを目的とする」非営利の相互扶助組織である。 補助金等による助成ではなく税負担の軽減措置の継続により、組合の自主的な運営が確保されつつ、安定的な財政基盤が確保され、ひいては、組合事業と一体的に取り組んでいる「高齢者等の見守り支援」等の社会貢献活動の充実に図ることができる。										
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 消費生活協同組合等の経営安定化のための助成、補助金等はない。										
		③ 地方公共団体が協力する相当性 消費生活協同組合等は、組合員のニーズのみならず地域社会のニーズに取り組む相互扶助組織として、食育、子育て支援、福祉活動等の取組といった社会的役割、自治体との地域見守り支援や災害発生時の支援等の協定といった公共的な役割を果たしており、各地方公共団体における地域福祉の充実に貢献している存在である。										
10	有識者の見解	-										
11	評価結果の反映の方向性	-										
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-										